

名古屋城調査研究報告 3

資料調査研究報告書 1

史料が語る 名古屋城石垣普請の現場

名古屋城調査研究センター 編

協力：熊本大学永青文庫研究センター、JSPS 科研費・基盤研究（B）「近世統一政権の成立と天下普請の展開—中近世移行期史料の研究資源化を通じて—」（研究代表者・及川亘）

2022年3月

名古屋城調査研究報告 3

資料調査研究報告書 1

史料が語る 名古屋城石垣普請の現場

名古屋城調査研究センター 編

協力：熊本大学永青文庫研究センター、JSPS 科研費・基盤研究 (B) 「近世統一政権の成立と天下普請の展開—中近世移行期史料の研究資源化を通じて—」 (研究代表者・及川亘)

2022 年 3 月

口絵1 釈文

(端裏書)「那古野御役儀ノ惣高」
名古屋御城御普請衆御役高ノ覚

一 御天守
五拾壹万九千八百九拾石 賀藤肥後守
坪数千貳百九拾七坪 大石 栗石共^二御請切

御本丸之衆

一 百三万貳千七百石 松平筑前守
一 三拾万石 羽柴越中守
一 三拾万貳千八拾五石 田中筑後守
一 三拾万七千石 黒田筑前守
一 三拾五万七千三拾七石 鍋嶋信濃守
一 九万五千四百四拾六石 寺沢志戸守
一 三万石 木下右衛門大夫
一 合貳百四拾貳万三千九百六拾七石
一 坪数四千三百八拾六坪ヲ(右ノ高ニ割符甚候ヘハ拾万石ニ
百八十坪九分四厘三ツリ宛也)

御家中
一 五百四拾貳坪八分貳朱九リシ 三拾万石當分
一 坪数千四百六拾六坪ハ御本丸目といつミ留共^二
一 右之高ニ割符候ヘハ拾万石ニ付六十坪四分八朱宛也

御家中
一 貳百拾壹坪四分四朱 三拾万石ニ當分
目とい分

御本丸
坪数二口合 五千八百五拾貳坪
右之内御家中三拾万石ニ當分
二口合七百五拾四坪貳分六朱九リシ

御二ノ丸加衆
一 八拾万七千五百石 羽柴三左衛門尉
一 四拾九万八千貳百石 同左衛門大夫
一 三拾七万四千貳百石 浅野紀伊守
一 貳拾万石 松平長門守
一 貳拾万貳千六百石 山内對馬守
一 拾九万六千六百石 賀藤左馬亮
一 拾八万六千七百石 蜂須賀阿波守
一 八万五千九百石 生駒讚岐守

一 五万六拾石 稲葉彦六
一 貳万石 竹中伊豆守
一 壹万九千石 毛利伊勢守

合貳百四拾貳万三千九百六拾七石(御本丸七人之衆
御役高ノ分)

二口合五百五万九千七百廿七石(右之高ニ割符候ヘハ拾万石ニ付
貳百五十坪七分貳厘七リシ宛)

御家中
一 七百五拾貳坪一分八朱一リシ 三拾万石ニ當分
一 坪数四千五百五拾三坪五分ハ 御二ノ丸目といつミ留共^二
一 右之高ニ割符候ヘハ拾万石ニ付八拾貳坪八朱九リシ五毛宛

御家中
一 貳百四拾六坪二分六朱九リシ 三拾万石ニ當分
一 坪数六百三拾坪ハ 御二ノ丸西東ヘ三ヶ所(虫損)被成御出分
一 右同高ニ割符候ヘハ拾万石ニ付拾貳坪四分五朱貳リシ宛

御家中
一 三拾七坪三分五朱六リシ 三拾万石ニ當分
一 坪数三百六拾坪ハ 同目とい右之高ニ割符候ヘハ
一 拾万石ニ付七坪五分壹朱一リシ宛

御二ノ丸
一 貳拾貳坪五分三朱三リシ 三拾万石ニ當分

御二ノ丸
一 坪数四口合壹万七千八百廿九坪五分
一 四口合千五拾八坪三分三朱九リシ 右之内御家中三拾万石ニ當分

御本丸御二ノ丸ノ分
一 坪数惣合貳万三千六百八拾壹坪五分 右之内御家中三拾万石ニ當分
一 惣合千八百拾貳坪六分八リシ
以上

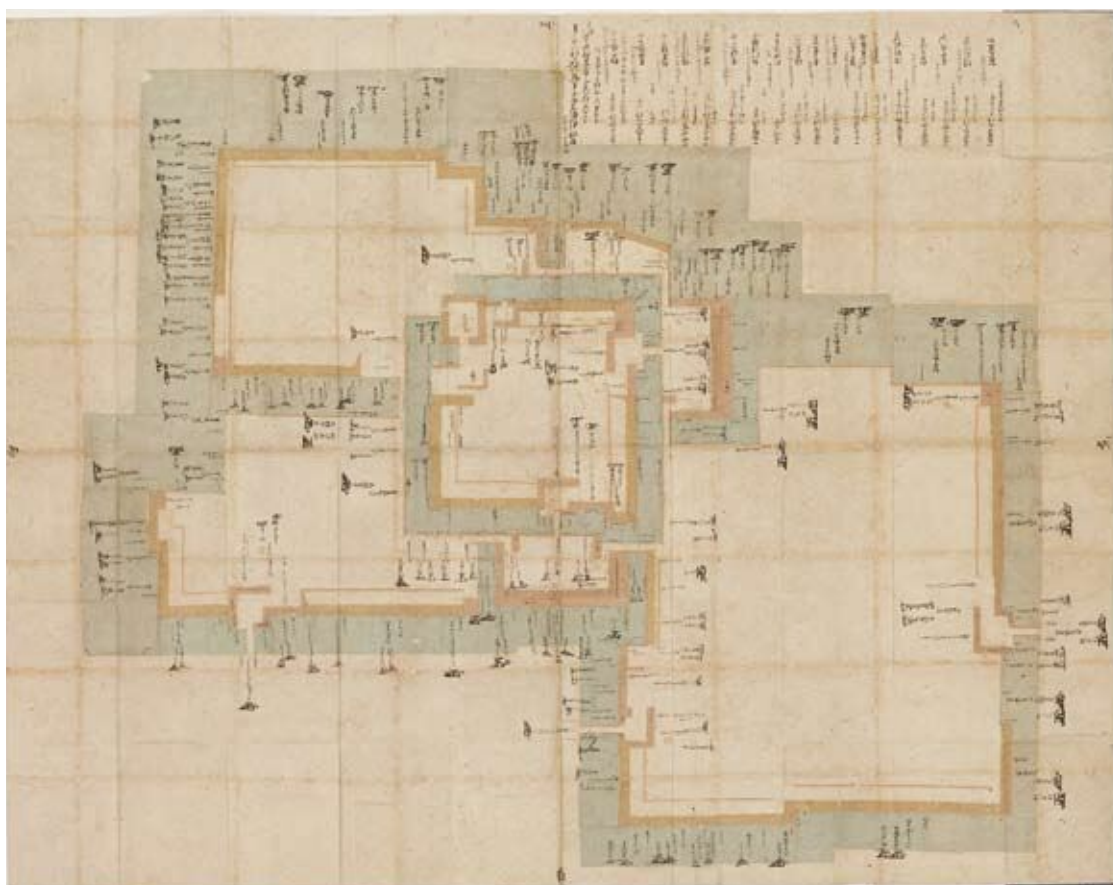
卯月十八日 岡村半右衛門尉 (花押)

戸田助左衛門尉 (花押)

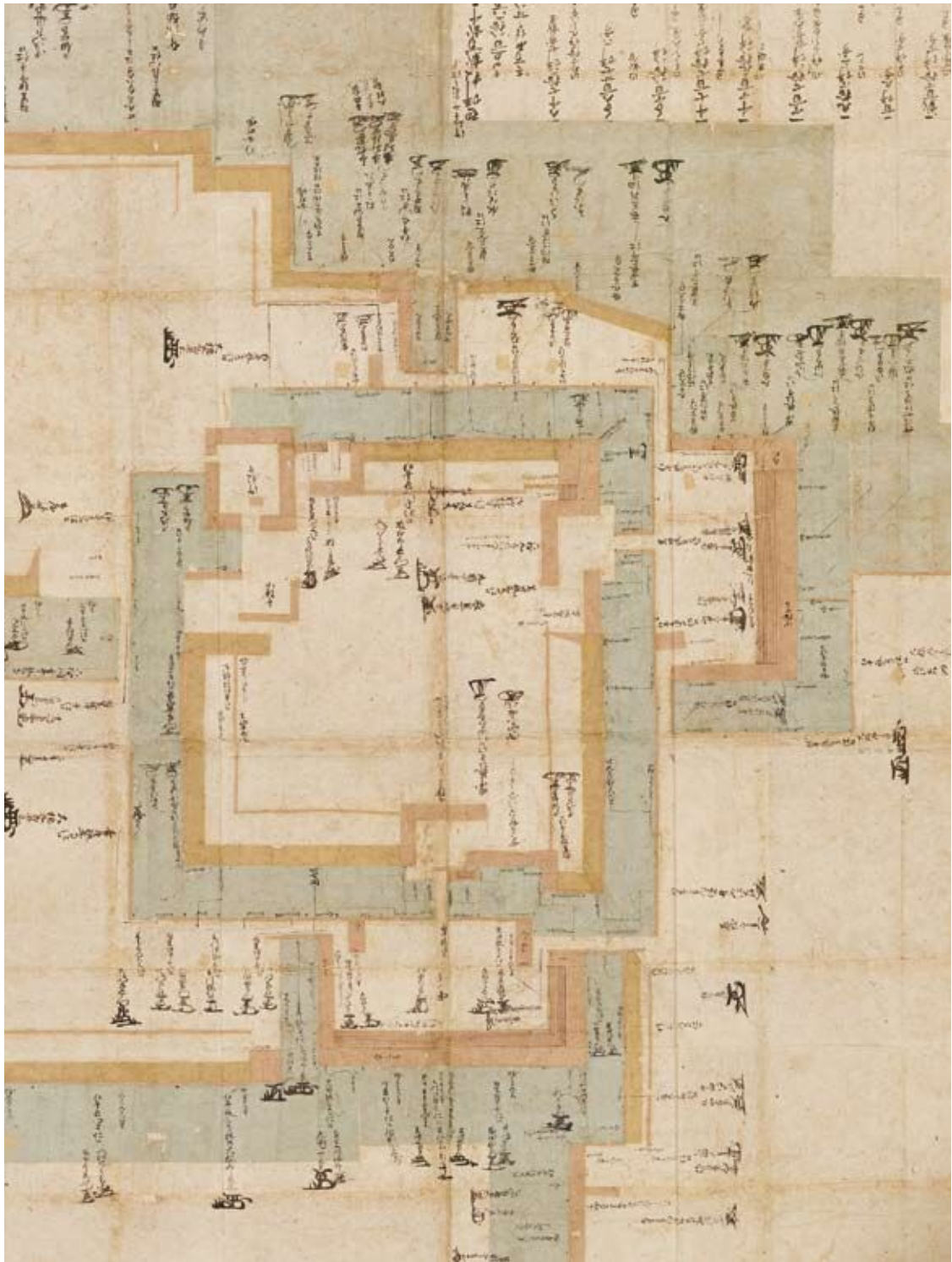
中嶋左近大夫 (花押)

秀次 (花押)

松井佐渡守殿
沢村大学助殿
加々山隼人正殿



口絵 2 - 1 名古屋御城石垣絵図 靖國神社遊就館蔵
写真撮影：東京大学史料編纂所



口絵 2 - 2 名古屋御城石垣絵図 (部分) 本丸周辺
靖國神社遊就館蔵 写真撮影：東京大学史料編纂所

ごあいさつ

名古屋城調査研究センターが令和元年（2019）4月に発足して以来、3年にわたって進めてきた「名古屋城石垣普請」の調査・研究が一つの区切りを迎えました。本センターは、歴史・美術・考古など様々な分野から、名古屋城の本質的価値を高める多角的な調査・研究を行う機関です。

熊本大学永青文庫研究センター諸氏による先行調査により、名古屋城築城時に関する新史料が発見されたことをきっかけに、私どもは「名古屋城石垣普請」の調査・研究に取り組むこととし、同センターと相互協力を行うことに合意しました。さらに、靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」を紹介した東京大学史料編纂所・及川亘氏の協力を仰ぎ、令和元年7月より、同研究を活動の一つの核に位置付けて、今日まで調査・研究を深化させてきました。

その結果、多くの方々のご協力を得て、さまざまな史料を調査・解析し、関係機関への調査を行った結果、「名古屋城石垣普請」について新知見を得ることができました。この成果の一部は、令和3年（2021）11月1日に名古屋城内で新たに開館した西の丸御蔵城宝館の開館記念特別展「名古屋城誕生！」展に反映しております。そして、特別展の開催と同時に、本センターとして初めてのシンポジウム「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」を同年12月9日に開催し、その様子を同4年2月1日よりYouTube名古屋城公式チャンネルにて動画配信しています。

このたび、同シンポジウムの成果を『名古屋城調査研究報告3』として刊行する運びとなりました。

本センターの発足以来3年、研究成果は『研究紀要』（毎年刊行）と『名古屋城調査研究報告』（随時刊行）として発表してきました。後者はこれまで「埋蔵文化財調査報告書」として2冊刊行しました。本報告書は『名古屋城調査研究報告3』となりますが、サブシリーズ名を「資料調査研究報告書」とし、背表紙にもこれを採用して区別することにしました。本号はその「1」であり、本センター発足以来の新知見をシンポジウム開催の中で問うものになっています。謎深い名古屋城の歴史を解き明かしていく最初の一步です。本シリーズは将来に継続され、これからも市民の問いに答えていきます。今後とも本センターの活動にご期待ください。

令和4年3月

名古屋城調査研究センター
所長 服部 英雄

例言

・本報告書は令和三年十二月九日に、名古屋城調査研究センター・熊本大学永青文庫研究センター主催で開催したシンポジウム「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」における基調講演・研究報告を基にした論考とディスカッションの記録、および関連するコラムと史料を掲載した報告書である。なお、シンポジウムは令和四年二月一日よりYouTube名古屋城公式チャンネルにて動画配信した。

・本報告書の編集は木村慎平（名古屋城調査研究センター学芸員）が担当し、原史彦（同主査）、堀内亮介（同学芸員）、種田祐司（同調査研究員）が補佐した。

・本報告書の刊行には熊本大学永青文庫研究センターの協力を賜った。
・本報告書の一部はJDS科研費・基盤研究（B）「近世統一政権の成立と天下普請の展開―中近世移行期史料の研究資源化を通じて―」（研究代表者：及川亘）の成果である。

・執筆者は次のとおりである。（所属及び肩書は刊行時現在、掲載順）

- 序論・コラム1 木村慎平（名古屋城調査研究センター学芸員）
第一章 服部英雄（名古屋城調査研究センター所長）
第二章 及川 亘（東京大学史料編纂所准教授）
コラム2 原 史彦（名古屋城調査研究センター主査）
第三章 堀内亮介（名古屋城調査研究センター学芸員）
コラム3 種田祐司（名古屋城調査研究センター調査研究員）
第四章 後藤典子（熊本大学永青文庫研究センター特別研究員）
コラム4 今村直樹（熊本大学永青文庫研究センター准教授）
コメント 稲葉継陽（熊本大学永青文庫研究センター長）

謝辞

本報告書の刊行にあたり、次記の個人及び機関より資料提供・調査協力を賜った。

（敬称略、五十音順）

今和泉大

小野友記子

小松邦好

桐原千文

廣田桂

藤井讓治

野崎竜太

松井葵之

一般財団法人松井文庫

亀岡市文化資料館

熊本大学附属図書館

高知県立高知城歴史博物館

小牧市教育委員会

地域資源を掘り起こす会

東京大学史料編纂所

名古屋市博物館

名古屋市蓬左文庫

靖國神社遊就館

八代市立博物館 未来の森ミュージアム

目次

刊行に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

本文編

序 論 「現場」からみた名古屋城石垣普請・・・・・・・・・・・・ 木村慎平・・・・ 15

第一章 名古屋城の築城・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 服部英雄・・・・ 21

（コラム1）五条橋擬宝珠と名古屋城下町・・・・・・・・・・・・・・ 木村慎平・・・・ 43

第二章 「名古屋御城石垣絵図」を読む・・・・・・・・・・・・・・ 及川 亘・・・・ 45

（コラム2）天守台の設計変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原 史彦・・・・ 62

第三章 名古屋城石垣普請における扶持米給付・・・・・・・・・・・・ 堀内亮介・・・・ 67

――扶持米請取状の分析を中心に――

（コラム3）名古屋城作事における飯米作料請取状・・・・・・・・・・・・ 種田祐司・・・・ 79

第四章 細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請・・・・・・・・・・・・ 後藤典子・・・・ 81

（コラム4）石切場をめぐる大名家と村・・・・・・・・・・・・・・ 今村直樹・・・・ 100

――伊豆半島の場合――

コメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 稲葉継陽・・・・ 103

パネルディスカッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

史料編

靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」・・・・・・・・・・・・・・ 115

刊行に至る経緯

令和元年（二〇一九）

四月 名古屋城調査研究センター設立。

五月 熊本大学永青文庫研究センターが、熊本大学蔵「松井家文書」の調査過程で「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（口絵1）を発見。

七月 二十日、熊本大学永青文庫研究センターが新発見史料を紹介する市民セミナー「加藤清正と名古屋城天守石垣」を開催。名古屋城調査研究センターより栗本規子（主幹・令和三年三月まで）・木村慎平（学芸員）・堀内亮介（同上）・武田純子（調査研究員・令和二年三月まで）が聴講し、「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」等の史料を調査。熊本大学永青文庫研究センターと、名古屋でのシンポジウム開催（令和三年度予定）及び調査研究活動における相互協力について協議し合意。

令和二年（二〇二〇）

二月 六日、栗本規子・木村慎平・堀内亮介が東京大学史料編纂所准教授及川亘氏を訪問。靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」（口絵2）等、名古屋城普請関係史料の画像を閲覧するとともに、シンポジウムへの及川氏の参加について合意。

十一月 シンポジウム準備会を実施。十二日、小牧市教育委員会の小野友記子氏のご案内で、岩崎山・小牧山等小牧市内の関連史跡を実地踏査。十三日、名古屋城にて石垣を見し、関連史料を調査。シンポジウムの内容について協議。

参加者：稲葉継陽氏（熊本大学永青文庫研究センター長）、

令和三年（二〇二一）

今村直樹氏（同准教授）、後藤典子氏（同特別研究員）、及川亘氏、服部英雄（名古屋城調査研究センター所長）栗本規子、原史彦（名古屋城調査研究センター主査）、木村有作（同学芸員）、木村慎平、堀内亮介

七月

木村慎平・堀内亮介が熊本大学永青文庫研究センター（二十日）及び東京大学史料編纂所（二十八日）を訪問し、シンポジウムの事前打ち合わせを実施。二十九日、靖國神社遊就館にて「名古屋御城石垣絵図」を調査。

十一月

一日より名古屋城にて西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」を開催（同年十二月十九日まで）。「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（熊本大学蔵）、「名古屋御城石垣絵図」（靖國神社遊就館蔵）等、名古屋城普請関係史料を展示。あわせて主な出品史料の図版と解説を掲載した特別展公式ガイドを刊行。

十二月

九日、シンポジウム「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」を実施。新型コロナウイルス感染拡大防止のため聴講者を入れず、動画を収録して後日配信とする。十日、シンポジウム参加者が特別展「名古屋城誕生！」を観覧、あわせて報告書刊行について協議。

令和四年（二〇二二）

二月 一日、シンポジウム動画を「YouTube名古屋城調査研究報告『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』」として、動画配信サイトYouTube名古屋城公式チャンネルにて配信開始。

史料が語る 名古屋城石垣普請の現場

< 本文編 >

昭和戦前の名古屋城天守（ガラス乾板写真より） 名古屋城総合事務所蔵



序論―「現場」からみた名古屋城石垣普請

木村 慎平

一 名古屋城普請の研究と史料

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以後、徳川家康は諸大名を動員して、伏見城、彦根城、駿府城、丹波篠山城、そして名古屋城といった大規模な城郭普請をつぎつぎと推し進めた。これらの築城普請は研究史上「公儀普請」「天下普請」などと呼ばれている。とりわけ慶長十五年に行われた名古屋城の石垣普請は大規模なものであり、前田利常、加藤清正、池田輝政、細川忠興など、西国・北国から二十もの大名が動員され、長大な石垣を短期間のうちに築き上げたことが知られる。

名古屋城普請の歴史に関する研究や著作は、古くは建築史家の城戸久による戦前の著作¹⁾から近年に至るまで数多く存在している。なかでも一九五九年の天守閣再建に合わせて名古屋市によって編集・刊行された『名古屋城史』²⁾と、日本名城集成の一冊として一九八五年に刊行された『名古屋城』³⁾は、各段階における通史的・総合的な研究として、今なお基礎となる重要な文献である。これ以外にも『新修名古屋市史』⁴⁾『愛知県史』⁵⁾などの自治体史や、名古屋城天守閣において実施された特別展図録、石垣に用いられた石切場や石材種の検討および刻紋石の研究など、名古屋城普請に関する著作を個別に挙げれば枚挙にいとまがない。

しかしながら、本報告書に掲載した各論考からも明らかのように、名古屋城普請について、一つ一つの事実を史料に基づいて明らかにするという基礎的な作業が十分行われてきたとは言えない。

その要因の一つは、多くの大名が分担した公儀普請の性格を反映して、名古屋城普請に関する一次史料が、普請を担った助役大名やその家臣の家などに分散して伝わったため、総合的な史料の分析が十分に行われてこなかったことにあると思われる。築城普請に関する史料の面では『日本名城集成 名古屋城』の巻末に付された編年の史料一覧が今なお基礎的な史料集として参照されているが、引用史料のほとんどは既刊の編纂物を典拠としており、三十年以上前における刊行史料の水準を反映しているという限界がある⁶⁾。当時は各地の文書の整理や研究が十分に進んでおらず、刊行済みの編纂物に拠らざるを得なかった側面もあるだろう。

幸いなことに近年、助役大名やその家臣の家に伝わった文書の整理・研究が急速に進んでおり、『名古屋城史』や『日本名城集成 名古屋城』が編纂された時代と比較して、その利用が格段に容易になっている。こうした整理・調査の過程で、名古屋城普請関係の史料に限っても、新たな史料の発見が相次いでいる⁸⁾。本報告書は、こうした近年の成果を踏まえ、史料に基づいて名古屋城石垣普請のプロセスを再検討する足掛かりを築くことを第一の目的としている。本報告書の各論考を一読していただければ、それぞれに新たな史料を活用した成果であることが理解していただけるはずである。次節では、こうした検討が研究史上においていかなる意義をもつのかを論じたい。

二 「現場」からみた公儀普請

名古屋城を含む慶長期における徳川主導の城郭普請の特質としてよく指摘されるのが「豊臣包囲網」「大坂包囲網」という位置づけがある。関ヶ原合戦後における城郭普請を、大坂の豊臣秀頼に対する軍事的な備え

とみなす見方である。

しかしながら、近年の城郭史研究ではもう少し丁寧な段階論が唱えられている。例えば近年の通史である『日本城郭史』は、関ヶ原合戦から元和寛永期までの公儀普請による城郭普請を三段階に整理している⁹⁾。第一段階は関ヶ原合戦から慶長十年までであり、伏見城・二条城・加納城・福井城・彦根城・膳所城が含まれる。これらは関ヶ原合戦の復興といふべき築城であり、大坂包囲網という性格は薄いとす。第二段階は江戸城・駿府城・名古屋城・丹波篠山城など大坂の陣までに築かれた城である。この時期には豊臣家との対決や西国大名への備えが念頭にあったが、名古屋城などは街道整備の延長線上とも評価できるとす。第三段階は大坂の陣以後の江戸城・大坂城・二条城・彦根城の整備である。これらは豊臣家滅亡後の政治拠点整備として位置づけられる¹⁰⁾。

こうした段階論とは別に、笠谷和比古氏は「公儀」のあり方という視点から、当該期の公儀普請の位置づけに論及している¹¹⁾。笠谷氏は関ヶ原合戦から大坂の陣までの国制を「豊臣Ⅱ関白型公儀」と「徳川Ⅱ將軍型公儀」が並立する「二重公儀体制」として位置づける。特に城郭普請に関連して、白峰旬氏の研究¹²⁾を踏まえて、慶長十一年の江戸城普請において豊臣秀頼系の普請奉行が、家康系・秀忠系の奉行とともに普請に加わったことを重視している。この事実は、將軍の居城たる江戸城の普請が秀頼の同意・協力のもとに行われ、秀頼が徳川將軍家とともに公儀を分有していたことの証左であるとする。また、他の城郭普請についても、幕府は諸大名に対して軍役に準じるかたちで賦課したのに対し、秀頼に同様の形で賦課されることはなかった。すなわち慶長期における公儀普請は主宰者と大名との主従関係を前提に、大名が家臣団や人足を率いて普

請に従事する点に特徴があったのだが、秀頼がこのような形で動員されることはなかったのであり、秀頼と他の大名との間には質的な差異が存在したとする。

ここで二重公儀体制論全体について検討する準備はないが、慶長期の公儀普請は大名みずから従事する点に特徴があったという点は重要である。それは普請の工程という観点からみれば、及川亘氏が指摘するように、大名自身が現場監督することを意味した¹³⁾。すなわち軍役が大名に賦課される場合、大名自身が石高に応じた軍勢を率いて馳せ参じることと同様、この時期の公儀普請においては助役大名自ら現場の指揮を執ることが求められたのである。とすれば、慶長期の公儀普請においては合戦同様、大名自身の家臣に対する統率力や築城に関する知識、ともに普請する他大名や公儀普請奉行との関係が、普請を実現するうえで重要な意味を持ったと考えられる。また、そうした大名個人(ないしはその近臣)の資質や知識、人脈を次世代にいかにか継承するかも課題となつたはずである。この点は本報告書の第二章、第四章で具体的に論及されるところである。

「公儀」の在り方という観点から、もう一つ問題となるのは、公儀普請の主宰者が誰であるのか、という点である。この点について笠谷氏は江戸城普請における豊臣系普請奉行の参加を重視したが、同時に徳川のみなかでも家康系奉行と秀忠系奉行が並立していたことに留意する必要がある¹⁴⁾。慶長期における公儀普請奉行の機能に着目した白根孝胤氏の研究¹⁵⁾によれば、公儀普請奉行は秀吉による伏見城普請以来の人的な連続性があり、それは普請奉行が大名と天下人を中継する「使番」的な性格を持つことに由来するという。また、慶長期以降の公儀普請における普請奉

行は、家康付の奉行と秀忠付の奉行に大別され、両者の関与は各城郭によつて異なり、この時期の「公儀」の在り方が徳川家のなかでも天下人家康と將軍秀忠の間で分裂し、過渡的・流動的な性格を持っていたことを示唆している。

この点を踏まえて、白峰旬氏は近世初期の公儀普請による築城の体制を通時的に検証するなかで、名古屋城普請の位置づけについても論及している⁽¹⁴⁾。それによれば、普請の発令は駿府年寄衆の奉書によつてなされ、家康から助役大名に対して普請終了に際して御内書が発給されるなど、全体として名古屋城普請は家康主導の体制であつたという。これに加えて普請奉行がすべて家康家臣であつたことも指摘しておく必要がある。ただし白峰氏は、秀忠も慰勞の御内書を諸大名に発給するなど、一定の役割を果たしていたことを指摘している。本報告書第三章は、この点について普請役に対する扶持米の給付という観点から新たな光を当てる試みでもある。

以上の研究史を踏まえれば、一口に「公儀普請」と言つても、それらすべてを均質に評価できるわけではなく、普請の位置づけを論じるには各城郭の地理的な位置関係のみならず、流動的な政治情勢や個別の城郭普請における役の賦課のあり方や権限の行使、負担の配分、実際の工事過程など、「普請の現場」に視点を置いた実証研究を踏まえた評価が不可欠であるといえる。

ここでいう「普請の現場」とは石積み現場だけを意味するわけではない。公儀普請が及ぼす広汎な影響を視野に入れれば、石切場や資材運送路といった工事に直結する「現場」はもちろん、資金調達や労働力確保に重要な役割を果たす各大名の領国、普請の方向性を決める江戸や駿

府（場合により大坂、伏見）の動向なども「現場」に含めて考える必要があるといえる。このような広義の「普請の現場」に視点を置くことで、普請の主宰者と諸大名あるいは大名同士の関係という政治的側面、労働力編成や資金調達・物資運搬といった普請を支える社会経済的側面、石切・石積みなどの技術的側面、さらには当該期の大名家が家臣団内部や世代間に抱えた軋轢や矛盾といった諸問題を、横断的に関連付けて理解する視野が開けると考える⁽¹⁵⁾。本報告書はこうした問題を全面的に考察しえたわけではないが、各論考はこうした課題のいくつかについて、名古屋城普請の現場に視点を置いて、具体的に検討を試みた成果である。

三 本報告書の概要

本報告書に掲載した各論考（コラムを除く）・コメント・ディスカッションは、令和三年十二月九日に実施し、同四年二月一日にYouTube名古屋公式チャンネルにおいて動画を公開したシンポジウム「史料が語る名古屋城石垣普請の現場」をベースとしている。ただし口頭報告では十分に意を尽くせなかつた論点や、その後の意見交換を経て修正を要すると判断した論点については、各執筆者の判断で加筆や訂正をおこなつた。合わせて、本報告書にはシンポジウムの主題に関連するコラムを四本掲載した。以下、各章の内容を略述しておく。

第一章の服部論文は「天下普請」「公儀普請」の用語例や歴史的立場づけを検討したうえで、名古屋城普請の過程を諸史料に基づいて再検討している。とくに卯月十八日付「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」を慶長十四年に比定し、慶長十四年四月の段階ですでに縄張りがおおかた決定し、助役大名が確定していたと主張する。これが妥当であるとすれば、

名古屋城普請の経過を大きく遡って検討する必要があることになる。⁽¹⁹⁾

第二章の及川論文では、諸大名の普請丁場を示した「名古屋御城石垣絵図」を素材に、丁場割りの決定過程や、そこからよみとれる大名同士の関係性を検討している。丁場割りの決定過程は幕府の一方的な判断によるのではなく、大名同士の序列や友好関係などを考慮して、諸大名と公儀普請奉行の協議・調整によって確定したことが論じられる。また補論では、第一章で服部氏が慶長十四年に比定した「役高ノ覚」の年代は慶長十五年であるとしている。

第三章の堀内論文は、名古屋城普請の際に発給された扶持米の請取状を分析し、公儀普請における扶持米給付のあり方を検討している。名古屋城普請における大名の扶持米請取状は二点が知られるのみであり、他の城郭においても同種の文書は稀少であると思われる。本章はこの貴重な史料を素材に、公儀普請における扶持米の額の算定基準や、扶持米をどこから支出したかなど、基本的な事実を検討している。

第四章の後藤論文は、細川忠興・忠利の動向に焦点を絞って、大名が名古屋城普請にどのように対応したかを検討している。周知のとおり、細川家は大名家に伝来した豊富な文書群が存在するだけでなく、家老松井家の文書も近年急速に整理・調査が進んでおり、一大名家の視点から公儀普請を検討する最適の事例である。本章は熊本大学永青文庫研究センターによる近年の調査成果も踏まえて、名古屋城普請における細川家の生々しい動向を明らかにしている。

以上はあくまで本報告書の総括的な位置づけを、編者の限られた視点から整理したにすぎない。各論考にはこうした整理にとどまらない、さまざまな研究関心に応えうる問題提起や史実の提示を含んでいる。「名

古屋城石垣普請の現場」に視点を置いた本報告書の成果が、幅広く活用されることを期待したい。

なお、第一章と第二章における「役高ノ覚」の年代比定をめぐる議論に代表されるように、本報告書の各論考の間では必ずしも見解の一致をみていない論点も存在する。こうした論争は、より確かな史料解釈に基づき歴史像を確立するうえで必要な過程であると考え、報告書全体として、あえて統一的な見解を示すことは避けて、各執筆者の見解をありのままに提示するにとどめた。この点は今後とも議論を深めていきたい。

以上の本文編に加えて、本報告書の末尾には「史料編」として、「名古屋御城石垣絵図」（靖國神社遊就館蔵）の分割図を掲載した。この絵図は名古屋城石垣普請に動員された助役大名の担当場所を示した絵図の原本であり、及川亘氏によって近年紹介されたものである（詳細は第三章を参照）。本絵図の図版はすでに紹介されているもの⁽²⁰⁾、長辺二百五十cm・短辺二百cmほどの巨大絵図であるため、細部の文字まで読み取れる図版は公刊されていなかった。本報告書ではモノクロ図版ではあるが、この絵図のうち文字の記載がある部分を十四頁にわたって分割掲載することで、可能な限り文字を読み取れるように配慮した。本文編と合わせて本報告書の理解を深めることに資するだけでなく、今後の研究に活用していただければ幸いである。

註

- (1) 城戸久『名古屋城』（彰国社、一九四三年）など。
- (2) 『名古屋城史』（名古屋市、一九五九年）。
- (3) 『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八五年）。

- (4) 『新修名古屋市史 本文編 第3巻』(新修名古屋市史編集委員会、一九九九年)、『愛知県史 資料編21 近世7 領主1』(愛知県史編さん委員会、二〇一四年)、『愛知県史 通史編4 近世1』(同上、二〇一九年)など。
- (5) なかでも『巨大城郭 名古屋城』(名古屋城特別展開催委員会、二〇一三年)は関連する絵図や大工棟梁中井家の文書などを数多く紹介している。
- (6) 石材種の分析は市澤泰峰・西本昌司「名古屋城石垣に使われている岩石種と産地の推定」『名古屋城における石垣石材の岩石種構成についての予察』(『名古屋科学館紀要』第四四号、二〇一八年)、刻紋石について高田佑吉「名古屋城石垣の刻紋」(財団法人名古屋城振興協会、一九九九年)など参照。
- (7) また、同書の引用史料は出典の表記があまりで、典拠を探すことが難しい史料が含まれるという問題もある。
- (8) 及川亘 a「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」(『近世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読み直す―』岩田書院、二〇一九年)は佐賀多久家文書に含まれる名古屋築城普請関係史料を、及川亘 b「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八十七号、二〇一九年)は靖國神社遊就館が所蔵する「名古屋御城石垣絵図」を紹介した。また、熊本大学永青文庫研究センターは令和元年、同大学が所蔵する「松井家文書」の調査のなかで、新たに「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」を発見した(口絵1)。
- (9) 齋藤慎一・向井一雄『日本城郭史』(吉川弘文館、二〇一六年)。
- (10) 「大坂包圍網」を積極的に主張する藤田達生氏も、家康によるその構想は慶長十一年を端緒とし、慶長十三・十四年の西国における大規模な国替を転換点として重視している(藤田達生『日本近世国家成立史の研究』校倉書房、二〇〇一年)。
- (11) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (12) 白峰旬「慶長十一年の江戸城普請について」(『織豊期研究』第二号、二〇〇〇年)。
- (13) 当該期の「公儀」をめぐる議論の全体については、福田千鶴「江戸幕府の成立と公儀」(岩波講座 日本歴史 第10巻 近世1)岩波書店、二〇一四年)を参照。また本多隆成『定本 徳川家康』(吉川弘文館、二〇一〇年)は、二重公儀体制論に否定的な立場から諸説を整理している。
- (14) 前掲註(8) 及川 a。木越隆三氏はこうした普請のあり方を大名による丸請方式として論じている(木越隆三「徳川期大坂城石垣普請の造営組織と大名組の役割」『城郭石垣の技術と組織』石川県金沢城研究所、二〇一二年)。木越氏が指摘するように大坂の陣以後に大名自身の参加が否定されたことは、公儀普請の性格が変容したことを端的に物語っている。
- (15) この点について福田前掲註(13)は、笠谷和比古氏の二重公儀体制論について、「將軍型公儀」という概念では天下人と將軍が一致しないという徳川公儀内部にある複雑な矛盾構造の説明を妨げる」(二二一頁〜二三二頁)と指摘している。
- (16) 白根孝胤「慶長期公儀普請奉行の機能と特質」(『中央大学大学院研究年報』第二十六号、一九九七年)。
- (17) 白峰旬『日本近世城郭史の研究』(校倉書房、一九九八年)。
- (18) 本報告書と関連する視点から、慶長期の公儀普請を検討した成果として、穴井綾香「慶長十四年丹波篠山城普請の意義」(『日本歴史』六七二号、二〇〇四年)、長屋隆幸「土佐藩の公儀普請 主に石材の調達と労働力確保の変遷について」(『研究紀要 金沢城研究』第八号、二〇一〇年)がある。
- (19) 築城過程の詳細に関する服部氏の見解については服部英雄「名古屋築城考・普請編」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、二〇一二年)も参照。
- (20) 前掲註(8) 及川 b、名古屋城調査研究センター『西の丸御蔵城宝館開館記念特別展 名古屋城誕生!』(名古屋城総合事務所、二〇一二年)。

第一章 名古屋城の築城

服部 英雄

はじめに

名古屋城の築城に関する一次史料（リアルタイム史料）は少なからずある。しかし分散しており、全体が史料集としてまとめられてはいない。名古屋城調査研究センターには各地の研究機関と連携して、関係史料を網羅していく課題がある。旧大名家には知られざる未公開史料が保存されているよう。悉皆収集には、なおかなりの時間を要するから、現在刊行・公開されている周知史料から帰納できること、わかることによつて骨格を提示したい。巷間に存在する諸説の真实性を吟味できる。

以下はシンポジウム当日の発表（その1 公儀御普請 その2 名古屋城普請―慶長十四年と十五年）を元に行っている。ただし当日は発表時間がきわめて限定されていた。以後にも報告者相互はEメール連絡にて質疑応答し、確認また再解釈を行っている。それを踏まえつつ現段階の知見を示すことが重要と考え、再構成した。

ただそのことにより質疑応答などタイムラグによる不整合が生じており、そのことをおことわりする。当日の記録そのものについては前掲木村慎平紹介のシンポジウム配布資料ならびにYouTubeを参照されたい。

* 史料出典は、大史は大日本史料（大日本史料稿本・史料総覧も含む）の編冊と頁ないし年次を、名史は『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八五年）の史料番号を指す。後者は前者も採録するが、補遺分を欠く。

その1 公儀御普請

名古屋城築城は公儀御普請の代表事例とされる。名古屋城調査研究センター・歴史部門では公儀御普請の全容解明も課題としている。

関ヶ原合戦以降、公儀御普請がさかんになり、慶長十五年（一六一〇）の前後、諸国大名は毎年のように各地築城に動員された。十四年は丹波篠山、十五年は同亀山ならびに尾張名古屋の築城が行われており、前年丹波助役に参加した大名は、引き続き十六年に一部が名古屋城、さらに十七年には名古屋城三之丸か、または江戸先干潟に江戸の町割を造成するか、どちらかを命じられた（『愛知県史』資料編・領主1、森忠政書状。「去年丹波」は亀山城）。

動員期間は普請次第で決まっていなかったがおよそ半年ほど。名古屋城の場合は九ヶ月だが、「掃地」^⑤が遅くなれば十二月帰国だった。石垣崩壊など事故があれば越年になる。至急に石切場を確保する必要があったから、噂があった段階で事前に普請場に先遣隊が派遣される。正式動員以前に周辺の石切場を調査し交渉し確保した。

公儀御普請について、以下を検討したい。

一 歴史用語の確認

まず用語を確認する。CINJI^⑥によって関係の研究をWEB検索してみた（以下二〇二一年十一月の段階）。論文題名の数は、

天下普請7・公儀普請13・御手伝普請9・国役普請6・助役普請0（助役大名1・川普請助役2・助役組織2）

となる。論文題では、天下普請・公儀普請・御手伝普請・国役普請が使われており、最も多いのは公儀普請だった。

つぎに東京大学史料編纂所DBから、史料上の用語をWEB検索してみた。

天下普請0（天下御普請0）・公儀普請2・公儀御普請18、御手伝普請2（御手伝は80）・国役普請13・助役普請は0（助役御普請0）、助役なら425

公儀普請の語は編纂史料における史料の題名や見出しにもあるから、原史料に「公儀御普請」とあっても、「公儀普請」の検索にヒットする。それらは史料の表記そのものではないから除外した。史料上に公儀普請の文言があるものは「於江戸 公儀普請」（慶長十・毛利文書）、（年末詳）端裏書「公儀普請」（醍醐寺文書）などがあった。

天下普請は史料上の用語にはまず使われていないし、あっても研究者が用いている「天下普請」の通例とは異なるニュアンスのようだ。「天下普請の場合へ乗物押置」（『史籍集覧』福島太夫殿御事・江戸御普請）、また「今度従天下御普請」（『御記録』『山内家史料』本稿三二頁、五七頁）という用例があった。ニュアンス・文脈が少しちがう。

つぎに辞典類で見出し項目をWEB検索すると、『国史大辞典』では手伝普請（御手伝普請）・国役普請の見出し項目はあるが、天下普請については項目がない。公儀普請・助役（すけやく）は『日本国語大辞典』に見出し項目はあるものの、他の辞典項目にはなかった。「助役普請」は史料編纂所DBにも辞典類にも用例はなく、歴史上の語彙ではな

い。役と普請は「助」の目的語としては重複する。「普請助役」も大日本史料の網文に二例あるが、史料中にはない。「普請」と「助役」は連語にはならないらしい。

「天下普請」は村井益男氏（『江戸城』中央公論新社、一九六四年）の使用が確認できるし、より以前からの使用もきつとあるだろうが、研究者の命名による概念らしく、史料用語とはいいづらい。「公儀普請」も歴史概念ではあるが、歴史上の用語かといえば違和感もあって、幕府への敬意として「御」を付す「御普請」「公儀御普請」の用例が圧倒的に多かった。学術語としては「公儀」があったほうがわかりやすいし、他の時代と混同されにくい。

それで筆者は今後、当時のひとたちが使用し、今日でも誤解されることの少ない「公儀御普請」の語を用いることにした。

二 公儀御普請を命令できるのはだれか

関ヶ原合戦以降に、軍役である公儀御普請を命令し、行使できたのはだれなのか。

管見では徳川家康・秀忠父子以外にはいなかった。築城に関して他の命令者はいない。いくぶん類似する慶長十三年・東山大仏（方広寺）造営があるから比較しよう（以下、大史十二編六、五八頁、慶長十四年正月是月条）。ただし築城ではなく寺院の例になる。これに関する家康や、豊臣秀頼が発給した文書は残っていないので、『当代記』記事から検討すると、「金子を自秀頼公被出」「秀頼公可有建立」とある。主体・出資者は秀頼で、「是（*秀頼公より出された金子）ヲ大御所ヨリ被請取、又大御所ヨリ此代ニ被出兵糧」とある。秀頼は家康に金子を渡し、

それを家康は兵糧にして秀頼に送った、との意と読める。金子貸与によつて実施される兵糧提供であった。秀頼が金銀材木を集めるために黄金千枚吹き分けの分銅を江戸に下され、それをもとに板金に吹いたところ、三十四、三十五枚ほど不足したとある(日葡辞書に Itagane イタガネ(訳)銀、または金の延金)。分銅は貨幣にしなければ使用できず、原材料を秀頼が渡した。秀頼の依頼に家康は作業(労働提供)はしたが、金銭的な負担はしなかったと読め、黄金千枚を含む資金はあくまで発願者、また檀那である秀頼からだった。

土佐山内藩の御記録では「慶長十三戊申秀頼公京都大仏御造営被仰付」とあるから、一見指令(仰付)があつたように読めるけれど、実際は中井大和守が材木を土佐にも求めてきた。二月晦日中井大和守書状に「大仏之御材木二付而、従秀頼様以金銀御買被成」「大仏御用木之儀買可申」とある(『蠹簡集残編』、『山内家史料』では御手許文書ほか。同書四三頁)。土佐藩が進上したわけではなく、売買である。秀頼は山内家に禄高を与えていたわけではない。Giveがないから、提供 Take を要請できないのは当然で、命令権限はない。大名ということでは相互に対等だった。

* 当時木材切り出しは制限できた。慶長十二年、土佐藩では隣国の伊予・松山城加藤嘉明から本山材木を所望されたが、「駿河御普請に付、人夫ありあわせ申さず」として謝絶している(『御四代記』、『山内家史料』三六頁)。本山は直轄山林だったのだろう。その年駿府(幕府)の方へは一万丁を献上した。翌十三年、駿府城火災による要請を受けてさらに「権現様江、御材木千式百本」を献上している(『御記録』同上三九、四〇頁)。

また日向記では「良木ヲ売人ニ便(たより)テ求ラル」、大坂に着船して売人や手代が来て請取、大棟木の松丸太・長さ十四間は代銀九十貫目、そのほか六間から九間の末物は十六貫で売り渡したとあつて、秀頼が支出する資金による商行為で調達した。大名は商人への口利きなど便宜は図つた。

しかしながら西国中国北国大名は兵糧を或二万石、一万石、五千石、千石と秀頼に献上した(『当代記』)。家康は秀頼に勧め、多くが協力した。義務(命令)ではなく進上である。『大日本史料』は綱文を「諸大名米穀ヲ贈リテ役ヲ助ク」と立て、頭注にも「助役」と見出しをつけている(十二編六・六〇頁)。吉川家譜(大史十二編六・一〇六〇頁)に「来年ハ尾州清須之御ふしん之由候、なこやへと申へ御とり易候するなど、申候、ふしみにも御ふしん之由候、大仏之手つたひも入申之由」とある。大名のなかには他の公儀御普請も大仏助役も同じとみたものもたしかにいた。旧主の菩提を弔う。家康も積極的に手伝っていた。命令がなくとも豊臣恩顧大名は支援し、資金提供もしたといえる。けれども「慶長日記」によれば、淀殿は「関東より御合力もなし」と憤つた、とある(大史・六五頁・十四年正月是月条、慶長日記は岐阜市図書館本に寛文八年、源忠房跋)。淀殿は当然、諸国大名が御手伝するものと考えていたようだし、寄付も一定程度あつたけれど、満足しなかつた。

似てはいたが非なるものである。それより以前、慶長六年に小出播磨守・片桐市正が奉行となつて四天王寺を再興しているが、全国に呼びかけた形跡はない(秋野坊文書・史料稿本)。

秀頼は新城築城はできなかつた。豊臣による公儀御普請はあり得ない。秀頼による軍役は唯一、大坂冬・夏の陣がある。大名(藩主)の兄弟

などの参陣・籠城はかなりの例がある。しかし周知のことながら藩主人は一人として参陣しなかった。元和元年四月十五日、大野治長使者が和歌山城浅野長晟を訪ねてきた。籠城の要請で老臣が対応、秀頼も書状で援兵を依頼してきたが、いずれも拒否だった（浅野家譜、大史十二編十八・二〇九頁）。浅野長晟の場合は秀頼から禄を得ていたと考えられる（後述）。おなじく細川忠興にも大野治長から度々、淀殿からも数通の文が来て大坂籠城を乞われたが、動かなかった（細川家記・同上十八・二五二頁、これらの書状は寛文八年火事で焼けた、とある）。

三 公儀御普請は外様大名の力を削ぐためなのか

公儀御普請についてはおもしろおかしい説が流布しがちである。その典型は豊臣包囲の布陣が目的というものだ。名古屋築城で大坂包囲効果があるのか。冷静に考えれば合理的な根拠も説得力もない。だが一般にはこの視点⇨反「豊臣・豊臣恩顧大名」が基調となつて、諸説がある。

慶長十五年、名古屋城に助役した二十大名は全員が豊臣系大名であった。秀吉の親戚である浅野、木下、子飼であつて親戚筋であつた加藤、福島。公儀御普請で動員されたのは、たしかに外様⇨豊臣大名ばかり。そして名古屋城の御普請にあつた大名のうち、加藤（清正）・福島・生駒・田中・加藤（嘉明）・寺沢の各家は改易され、金森も転封、のち改易され、江戸時代を通じては大名を全うすることはできなかった。

では幕府はそれを望んで計画的に普請をさせたのか。随伴する副次現象はあつたかもしれないが、そうした目的があつたとは考えられない。改易はそれぞれの理由・事情があることで、外様ばかりではなく、松平忠輝、徳川忠長ら一門、また譜代も多く消えた。いずれでも御普請・御

手伝との因果関係はない。結果からの推論はできない。はたして公儀御普請は外様敵視策といえるのか。改めて一次史料に立脚した学問的な視点にたつて考え直したい。

(A) 公儀御普請はすべて大名負担なのか・藤堂高虎への加増

「幕府は一文も払わなかった」という見解がある（たとえば門井慶喜『家康、江戸を建てる』祥伝社、二〇一六年）。公儀御普請は外様大名の力を削ぐため、という論調と視点を共有する。

じつさいは千石夫⇨百姓役には扶持米が給付されている（本書堀内報告）。一日五合で石高が五十万石なら五百人で九ヶ月分だから、六七五石すなわち一六八七俵（四斗俵）、現米なら一度に渡すこともけつして容易ではない数である。幕府は一度には二十大名に支給できなかったらしく、工事終了の家康黒印状が六月二十日に渡されると、六月二十四日および七月七日に扶持米が給付された。九月晦日に黒印状が渡された大名もいて、二度に分けられたと推定する。ほかに石船また石綱船を調達する際は拝領金を渡している。慶長十年江戸城の場合は島津忠恒の石綱船三百艘調達に対し、黄金一百五十枚を渡した（『島津国史』）。慶長十一年では「御手伝覚書」に「浅野紀伊守船数三百八十五艘差出申候、右為入用、従公儀金子百九十二枚五両慶長九年八月拝領、石船差出候面々（*以下二十九家を列記）」とあつた（『山内家史料』）。特注である石船・石綱船の調達は城作りの第一歩だった。ただしこれらの金額は必要額のごくごく一部である（二艘当たり、小判一枚か）。通常の軍事動員の範疇を超えるものに若干補助をしたようだ。

軍役提供には戦時ならば合戦で得た土地を褒賞に与える。加増である。

合戦はなかったから、ふつうなら与える土地はない。しかし築城の功による加増の事例はあつて、慶長十一年、藤堂高虎は江戸城修築の功績で備中国に二万石を得た。知行目録によれば後月郡・山田郡・浅口郡にて二十五ヶ村だった（『高山公実録』、大史十二編四・三四六頁）。

(B) 公儀御普請が賦課されるのは外様のみか

本多豊後守に宛てた年欠九月十一日家康黒印状がある（『譜牒余録』）。「其地之普請一段被相稼之由」とあつて、普請に関わる。豊後守は三河国岡崎藩主本多康紀と思われ、譜代大名に普請命令が出た事例である。

慶長十六年の名古屋城普請では松平家乗が「金森代」として参加した（山村文書・名史二〇二）、家乗は譜代であつて家康の一字「家」を得ている。代となつた事情はわからないが、譜代が普請に参加した一例である。

『大日本史料』は上記本多康紀への黒印状を名古屋城とした（大史第十二篇七・六七八頁、名史一三九）。しかし名古屋城ではないようで、慶長十六年三月、禁裏御普請に康紀は伊勢守として参加して、まだ豊後守ではなかつた（『禁裏御普請帳』大史十二編八・三二頁、慶長十六年三月是月条）。名古屋城関連の家康黒印は慶長十五年九月晦日の発行で十一日ではない。また「留守中之儀」などの黒印状にない文言がある。

築城ではないが、慶長十六年三月からの禁裏仙洞御所造営は「禁裏御普請（帳）」「仙洞御普請」と表現されている。垣築地修理のようだが、作事ではなく普請とされている（以下大史十二編十一、三八頁、同年三月是月条）。家康が発令し、板倉内膳正重昌が奉行人で、京都所司代であつた父親板倉伊賀守勝重が支援した。公儀御普請である。総計二五一名の

大名で、内訳はまず諸国大名が一四二人、つぎに駿府衆が二五人、江戸衆が四一人、大坂衆が四四名となつている。名古屋城の二十大名と比較すると大がかりで、動員範囲の規模がちがひすぎた。冒頭には越前少将（松平忠直）、越後少将（松平忠輝）、尾張右兵衛督（徳川義利）、徳川常陸介以下前田利長、利光、池田輝政、利隆らがいる。家康の子供が四人で二人は御三家が含まれていた。禁裏御普請は築城ではないが「役」（やく・えき）である。外様に限定されてはいない。

(C) 同時期に複数の普請場を持つことはないのか

普請は軍役と同じだから、同時期に複数の普請場（丁場）を受け持つことはない。シンポジウムでもそうした前提で発言があつた。

伊東祐慶は家康から六月二十日付の黒印状を得た（名史一一八）。『日向記』は名古屋城のものとする。名古屋城では（慶長十五年）六月二十日の同じ日付で他の普請大名にも同文で発給されていて、二通が確認でき、文言も共通する。伊東への黒印状は慶長十五年名古屋城普請だと考へる。しかし彼には与えられた丁場がない。いっぽうで『日向記』は慶長十四年十二月、丹波亀山城の普請を仰付られたとも記している（大史十二編、四一五頁）。このことから伊東祐慶は年末に亀山城御普請を命じられ、同時に正月ないし二月からの名古屋城普請も受け持った、と考へる。名古屋の方は人夫の提供で、丁場（現場）は持たなかつたと推定する。よつて同じ年に複数の普請が命じられることはあつた。御普請はのちになると、あるいは当時でも場合によつて、金納が認められている（『国史大辞典「手伝い普請」松尾美恵子氏」）。

上記(B)の慶長十六年三月からの御所造営に従事した総計二五一名

の大名はその年、他の普請は負担しなかったのか。この年は名古屋城の普請が継続していた。また美濃伊勢衆は十六年名古屋に動員される(『当代記』)。動員された美濃伊勢衆の正確なリストを入手し得ていないが、「尾州名古屋御普請衆之割」(山内家史料)は前年の十五年段階ながら、動員が予測された大名だから、参考になる。以下は「禁裏御普請帳」にも、また「名古屋御普請衆之割」にも双方に名前があつて、慶長十六年一年間に重複する普請丁場を持ったとの推定が可能な大名である(慶長十六年名古屋御普請は閏二月から七月。本稿三八頁)。

美濃衆 西尾豊後守*光教 加藤左衛門尉*貞泰 遠藤但馬守*慶隆
市橋下総守*長勝 金森出雲守*可重 徳永左馬助*昌重

伊勢衆 一柳監物*直盛 織田民部*信重 九鬼長門守*守隆、ただし鳥羽は伊勢ではなく志摩 古田大膳*重治 稲葉右近大夫*方通
土方丹後守*雄氏

四 御普請での徳川と豊臣

(A) 慶長十二年駿府城御普請・豊臣領への賦課

豊臣秀頼が徳川御普請に従事した例を挙げる。慶長十二年駿府城御普請では豊臣領分に五百石夫が賦課された(大史十二・四・七五二頁)。『当代記』三月二十五日条に

五百石之知行ニ一人宛人夫配課、駿府普請トシテ可相下由也(中略)
是畿内五カ国丹波備中近江伊勢美濃当給人知行并蔵入合十ヶ国ノ人夫也(中略)

此五百石夫大坂秀頼公領分へモ同前被相配相下也

秀頼領六十五万七千石に五百石夫だから千三百十四人に相当する人夫を普請期間中(おそらく半年以上)動員した。相当な人数であった。なおこのとき公家領にも課せうとした形跡がある。(撰津国)磯島村は元和初年に公家領(日野家領三百五十六石余)と神社領(石清水八幡領七十四石余)、そして幕府領(二十石)があつた(撰津一國高御改帳)。手違いだったのか、「理(ことわり)候様ニ」とあつて、日野家側が拒否した(『輝資卿記』権大納言日野輝資日記。大史同上)。知行を得ていないのだから負担する義務はなかつた。秀頼は断れない。

(B) 江戸城普請奉行水原・伏屋の立場、役割

先に禁裏御普請にて駿府衆・江戸衆に続いて大坂衆がいたことをみた。大坂衆は片桐且元、大野修理ら四十四名が登場しており、板倉の指揮下に入っていたことがわかる。つまり大坂衆(秀頼配下)は徳川・板倉の指揮のもと禁裏の普請に軍役に当たった。その逆、豊臣方が普請奉行になつて徳川方がその指揮下に入ることは、なかつた。ただし禁裏御普請・大坂衆の末尾に豊臣方の水原石見守吉勝と伏屋飛騨守貞元の二名がみえている。この二人は慶長十一年江戸城の公儀御普請でも普請奉行だった。

豊臣家臣がなぜ江戸城普請奉行になるのか。このことが二重公儀論すなわち徳川公儀(將軍型公儀)と豊臣公儀(関白型公儀)との関わりで議論されている(笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版・二〇〇〇年、白峰旬(慶長十一年)二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状について』『史学論叢』四七・二〇一七年)。御手伝覚書(朝野旧

聞哀藁)によれば、奉行は内藤金左衛門(正清)・貴志助兵衛(高直)・神田与兵衛(*将時、福原文書より)・都築弥左衛門(為政)・石川八左衛門(重次)の五名であった(大史・『山内家史料』とも)。しかし同じ『山内家史料』に収録されるいくぶんのちの「御記録」および「御代々記」では「公儀御普請奉行」に、さらに戸田備後守重元・水原石見守吉勝・伏屋飛騨守貞元が加わっている。幕府側の史料と土佐藩側の史料で記述に差異があった。船回送に関わる二月二十五日・諸大名方御船数書立(福原文書・原本は白峰論文、写は東京大学史料編纂所DB)は連判状で、その連署者には内藤金左衛門らのほかに水原石見守、伏屋飛騨守がいた。メンバーには江戸城普請の奉行人のうち、内藤・神田・都築の三名がいたから、水原・伏屋も江戸城・公儀御普請奉行であった。水原・伏屋とはいかなる人物なのか。

前掲禁裏御普請帳で伏屋は千百石、水原は千石だった。大名とはいえない。大身ともいづらい。かれらは大坂衆の最末尾相当の位置に書かれていた。この帳では大坂衆には千石以下のものもいるが、ほかをみると千石が最低である。福原文書での位署も日下にあつて、連署者でもっとも地位(石高)が低かった。

慶長十年、家康の指示により、摂津・和泉国絵図が作成された。摂津国絵図には「伏屋飛騨守・水原石見守」、「慶長十年九月 日 片桐東市正改之」とあつた(曾根勇二『片桐且元』吉川弘文館、二〇〇一年、一三九頁)。慶長十年十月十五日の小豆島高頭目録(東京大学史料編纂所に摸本)にも「伏屋飛騨守・水原石見守改」とある。小豆島は豊臣蔵入地で、天正十一年より小豆島代官に任じられたのは片桐且元だから、その指揮下にいた。水原石見守吉勝・伏屋飛騨守貞元は、測量と地図作

り、そして普請を得意とする技術者で、それゆえの普請奉行採用である。片桐且元との同一行動が多い(『武家事紀』の金切裂指物使番に水原石見守(吉一)、布施屋飛騨守がみえる。伏屋||布施屋は夏の陣で森可春に討たれたという)。

水原石見守は後の史料に大坂町奉行とあり、大坂陣の後、京に隠れ、藤堂高虎配下と切り合い闘死した。その場にいた甥は片桐主膳(貞隆、且元弟)の配下だった(駿府記、高山公実録、大史十二編二十・四〇九頁)。水原、伏屋は片桐且元指揮下にあり、大坂城から出た際には片桐且元と行動を共にしなかった。慶長六年正月、片桐且元は家康から石高を得た(平群郡二万四千石、大史)。江戸城御普請を命じられることは当然で、そこに二名を奉行に登用した。御普請は家康の名による一元的なもので、家康から禄を得ている片桐の配下で技術に長けたものが、普請奉行の一翼を担うことは当然に思われる。

公儀御普請なる軍役体系は、徳川家康を頂点とする軍事の構図そのままである。命令権限を持つものは徳川家康・秀忠父子に限られ、助役の体系には豊臣家も入っていた。公儀御普請は徳川のみを公儀とする一元体系だった。

慶長十二年、豊臣秀頼は十五歳で右大臣を辞退、以後は自死までの八年間、散位のみであつて、関白に任じられる要因も可能性も消えていた。関白秀頼は実現しなかったのだから、前掲笠谷氏の「二重公儀」のうち「関白型公儀」は歴史上存在しなかった。そのことは機会があれば別に言及したい。

その2 名古屋城普請（慶長十四年から十七年）

名古屋城築城の前半、慶長十四年から十七年（普請期）を一次史料に基づき、月・日を追って明らかにする。このうち靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」（丁場割図）および「年欠四月十八日名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」の月日ならびに年次の比定については、シンポジウム当日にクロノロジカルに説明したが、時間の切迫で細部（個別）の論証は配布レジメに委ねた。質疑応答・討論に十分反映できなかったかもしれない、この点は各位におわびしたい。レジメの内容は本報告書各位の見解に反映されている。年次比定は本シンポジウムでの核心であるから、言葉を補いつつ整理して示したい。

一 欠年史料の年次比定

(A) 靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」（丁場割図）の作成時期

(A) の1 位署者≡奉行人はいつ揃ったのか

標記絵図は丁場割図である。年月日の記載がない。助役の二十大名家の普請奉行が各藩二名ずつ位署して、受け持ち丁場を確認し了承したものである。名古屋城普請の解明に不可欠の重要史料であり、本シンポジウムに参加の及川亘氏によって原本か、ないしはそれに近いものとされた（「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』八七号、二〇一九年）。

この年欠史料の作成時期については、細川家普請奉行岡村半右衛門の名前が見られないことから、これまでは慶長十五年五月十三日以降のものとしてきた。その日に岡村が細川忠利により美濃の石切場である河

津（河戸）ないし、駒野にて殺害されている（細川家記・名史一一〇、同右及川論考。西の丸御蔵城宝館開館記念特別展『名古屋城誕生！』二〇二一年）。しかし細川藩の普請奉行は三人いて、位署した中島左近・戸田助左衛門の二人が名古屋にいた。岡村は石切場にすることも多かったようだし、岡村がいよいよがまいが、位署する奉行は二人が名古屋にいたのだから、岡村死亡の日≡五月十三日はこの丁場割図の成立には無関係である。

ではこの絵図の正しい成立時期と位署はいつなのか。

位署が揃うためには、各大名が名古屋に集結していなければならない。二十大名（金森が欠ける場合は十九家）のうち九州組と中国四国組（前年篠山助役組）は別々の到着になった。細川家（小倉・中津）の場合は、二月八日、篠山組であった毛利家（萩）の場合は三月十三日に到着で、この間には閏二月があるから二か月と五日遅れた。よって彼らが位署できる上限は、まずはこの日になる（*上限その1 三月十三日）。

(A) の2 位署のない奉行人・不在大名

つぎにこの絵図には二十大名のうち位署していない大名がじつは二家あった。高松藩生駒家と、飛騨高山藩金森家である（ほか小天守南一ヶ所に浅野が位署し忘れている）。

生駒家は九月晦日付で他の大名に同じく家康黒印状を得ている（大史十二編七・六七七頁、名史一四〇、生駒宝簡集）。西之丸と本丸北面および本丸搦手馬出し石垣には生駒車の刻印がある（ただし二之丸および御深井丸の生駒丁場には生駒刻印が見当たらない。『市史』考古編高田祐吉）。まちがいなく実績はあるけれど、しかし面々が丁場割案に位署し

ていたこの場にはおらず、署名できなかった。生駒讃岐守一正は慶長十五年三月十八日に卒した（『生駒藩史』では高松城にて卒）。高松から早飛脚で四日として二十二日、藩主の死で生駒小屋場は喪に服し、奉行人は葬儀参加のため高松へ戻った。それで位署ができなかったと考える。ここから上限を三月下旬とする（*上限その2 三月下旬）。

金森可重家中の欠署については、のちに触れる（本稿四二頁）。

(A)の3 細川家の知見

つぎに細川家が丁場割図（新丁場割り当て・直前第一案）の内容を知るのは三月廿二日以後で、それまでは古い構想しか知らなかった。

丁場割図では本丸にあっても中国四国紀伊国衆も分散して丁場を持つが、三月廿二日細川忠利書状（松井家文書一六〇七）によれば、本丸は九州と北国、美濃のみ、二之丸は本丸組に後跡（うしろあと）後発組、中国四国紀伊国衆）を加えた全体が持つと記述している。

役にくははり候中国・四国・きの国衆は、丹波さ、山ノふしん仕候間、今度之御ふしんハ、本丸ハ不残九州・北国・ミの衆仕候、二ノ丸ハ後跡之衆とも二いり二仕候事

きわめて古い情報で、丁場割でも実際の工事でも、北国すなわち前田家中は本丸を受け持つことはなかったし、九州大名であっても稲葉（白杵）・竹中（府内）は本丸現場を持っていない。美濃衆はそもそも十五年の普請場にいない。後発・中国四国組も二之丸のみではない。毛利、福島、生駒、蜂須賀、浅野、山内、池田、加藤嘉ら多くが本丸を受け持つ

ている。丁場割の新情報を細川家は三月二十二日段階で知らない。位署上限を三月二十二日として先に進む（*上限その3 三月二十二日）。

(A)の4 縄張り変更と鋤初め

つぎに丁場割図と実際の作業工程の関連を見る。丁場割図は天守の北と西で御深井丸とつながっている。現在はその間は堀切られて空堀になっている。丁場割図の通りに施行した後に現在のような石垣にするとはできない。すでにある石垣の下に新規に石垣を積んで、現状のような高石垣にすることはできないからだ。

この間が堀になると、当然に石垣の面積が増大した。新規に生じる石垣をだれが負担するのかの調整が必要になった。

四月十九日浅野幸長書状をみる。

卯月十六日之御状、同十七日到来、披見申候扱々早々飛脚二而御入候、那古屋御縄張御鋤始二付不得隙、今十九日返事相渡候

（浅野三原家文書Ⅱ備後三原浅野家文書・大史十二編二十三冊補遺 九六頁、および『三原市史』五・資料編二・三〜四頁）

浅野幸長が弟但馬守長晟に宛てた書状で、長晟から十六日付書状が十七日に到着したが、那古屋Ⅱ「御縄張」「御鋤始」で忙しかったので、返事が四月十九日になったとある。手紙の案件は、豊臣秀頼が浅野長晟に二十石を与えようとしたことへの対応だったから、早急な返信が必要ではなく、この返書と同時に江戸への使いも派遣された。徳川家の了解が得られるのかを打診しなければならない。「御縄張」「御鋤始」で多忙

を極めていたのは返書を書く前、十七、十八日だったとみるのが妥当であらう。

「御縄張」で設計変更による調整の時間が必要になった。それを受け四月十七、十八日頃に「御鋏始」になった（十八日か）。「御縄張」による調整にどれくらい時間が必要だったのか。「縄張」を変更すれば、建物位置配置・機能も変更になる。石の調達量も増える。持場も各大名の石高を勘案しなければならない。それも各奉行人位署を終えてからの変更だった。牧助右衛門ら幕府普請奉行は丁場割図どおりに作業を開始するつもりでいた。万端整えて着手するばかりだった苦心の「縄張」、丁場割を変更できるのは、徳川家康以外にいないと考える。家康からの天の声で、本丸御深井丸は堀で分断されることになった。その調整がついて四月十八日（推定）の「御鋏初」（起工式）になった。

丁場大名無記入の大絵図作成は三月中旬の大名着任前後、丁場案記入の草稿完成・提示は三月二十三日以降、以後調整期間があつて大名の得心の上での位署が三月下旬、その報告が駿府に届くのが四月上旬、その後縄張訂正・新丁場案決定（全体図は未作成で修正部分のみ駿府送付か）、「御縄張」、四月十八日の「御鋏初」になったと推定する。全員の位署は、最も早く想定すれば三月下旬、遅く見ても四月上旬となる。

四つの観点（助役大名奉行人到着時期、生駒家の不在、細川家の認識、鋏初め）からの考察で、結論は整合した。

以上（A）遊就館図が四月上旬までにはできていたことを明らかにした。いずれの識者も（B）年欠四月十八日覚書の方が（A）よりも古い情報であることは認めている。もし（B）が慶長十五年であるならば、（B）より新しい（A）は、四月十八日より後にできていなければならない

が、それはないこと、四月初旬までにはできていたことを論証した。

（B）年欠四月十八日名古屋御城御普請衆御役高ノ覚の作成時期

つぎの史料、標記は二〇一九年に熊本大学にて発見されたもので、天守台を加藤清正が担当したことを示す一次史料として脚光を浴びた（熊本大学ホームページ、URL：<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujuhou/kouhou/presrelease/2019-file/release190717.pdf>）。

発見当時から作成年次は慶長十五年とされていて、今回のシンポジウムの議論でも定説とみる識者が多かった。西の丸御蔵城宝館開館記念特別展の公式ガイド『名古屋城誕生！』も慶長十五年のものとす。おそらく天守受け持ちが加藤清正とあるのなら慶長十五年であると、直線的・直感的に結びつけられた。また名古屋城築城過程を月日を追って明らかにする作業は行われていなかった。とくに慶長十四年は空白だったから、十四年四月にはここまで進んでいないと思われたのであろう。

しかしそれらは推測である。十四年二月に普請が開始されている。十四年四月の可能性をなにも検討しないのはおかしい。以下（B）が十五年ではなく慶長十四年であることを述べる。

（B）の1 山内対馬守は松平土佐守

慶長十五年三月一日、山内康豊は將軍徳川秀忠より松平賜姓と偏諱、そして武家官位を得て、松平土佐守忠義となった。覚を十五年とすると一月半を経たのちに、いまだ山内対馬守のままである。駿府で家康から土佐守に任ずる旨を口頭でいわれたのは十五年閏二月十八日、秀忠より仰付があつたのが二十八日、「且任 松平土佐守」・「忠」と、賜姓プラ

入官途、また一字を与える秀忠書判二通を得たのは十五年三月朔日付であった(御記録ほか『山内家史料』・八一頁)。將軍秀忠の官途状は絶対で、その日から松平土佐守を使用した。なによりこの丁場割図が本人による「松平土佐守」使用の初見である。宛先として使用された例も四月十四日に確認される(同上・八四頁)。四月上旬には「松平土佐守」である。

以上はシンポジウムレジメに記したが、以下を補足する。叙任の口宣(朝廷発給)が九月二十八日に出されている(同上・八七頁)。「土佐守」で一通、「従四位」で一通だった。この口宣は追認に過ぎない。武家官位という江戸幕府独自の枠があつて、禁中方御条目十七箇条(『徳川禁令考』一)に「一 武家之官位者、可為公家当官之外事」とある。武家官位は幕府の推挙で決定・有効で、もし九月まで「土佐守」を使用しなければ、將軍官途状を軽んじ、朝廷の口宣の方を重くみることになって、いうならば不忠だった。ただし対馬守の時は藤原姓(山内)、今度は源姓(松平)で不整合があり、時間を要したか。武家官位とはいうが官のみで位(「従四位」)は朝廷の専権か。禁裏への謝礼一覧が御手許文書にある(八七頁)。

(B) の2 生駒讃岐守は生駒左近大夫

みたとおり一正は慶長十五年三月十八日に卒した。死後ひと月、十五年四月であれば左近大夫(正俊)が正しい。旧呼称の生駒讃岐守の使用は、覚が十四年のものである証左といえる。

右筆Ⅱ書記局は書類作成のプロだから、他藩といえども藩主の生死・官位・名前には厳格・敏感で、誤まることはない。ましてや同じ名古屋御普請場にいた。

(B) の3 慶長十五年三月二十二日との差

(A) の3、のくりかえしになるが、慶長十五年であることが確実な年欠三月二十二日細川忠利書状(松井家文書一六〇七)に記された細川家人手ずみの情報は、十五年になって示される新情報とちがいがすぎている。北国衆つまり加賀前田家は本丸を担当しないし、ミの(美濃)衆は名古屋城普請を担当しなかった(美濃の助役は十六年および十七年)。

当時の構想では「坪数六百三十坪ハ 御二ノ丸西東へ三ヶ所■(虫損)被成御出分」とあるが、現在の名古屋城に、それらしいものはない。慶長十四年段階の当初構想にあつた施設が、「二ノ丸西・東に三ヶ所」(詳細不明)だった。

古い情報である。もしも「覚」が慶長十五年四月十八日だったなら、慶長十五年三月二十二日よりさらに遅い。すでに忠利が知っていたことを、ひと月遅れで連絡したことになる。情報の時間軸が逆になる。

二 慶長十四年の情勢

(A) 中国四国勢への「御内旨」「御助役予備」

慶長十四年正月二十五日、徳川家康は義利(のちの義直)を同道し、清須城^④に入った。同時に義利の婚約者春姫の父浅野幸長、またその重臣、傅でもある浅野高勝を呼び寄せた。吉日である二月二日に名古屋城普請奉行の名前が公にされた(台徳院殿実紀、蓬左遷府記稿)。この日、名古屋城普請が正式にスタートした。浅野家中も同席したことになる。

公儀御普請では正式な発表がある前から石切場に行つて交渉し、預料を支払つて確保した、という(北原糸子「伊豆石丁場と都市江戸の構築」『赤坂見附 喰違土橋』帝都高速度交通営団、平成七年)。

誰も見たことがない名古屋城。どれほどの規模でどれほどの支出を用意すべきか。

名古屋城普請にて他藩も前々から普請奉行クラスの間を送り込んでいる。山内家の場合、その記録が残る。慶長十四年段階に、中国四国大名（十四年に篠山助役）である四国・土佐藩山内家に対して名古屋助役の「御内旨」があり、それを受けて清洲に家臣、「御助役予備」を派遣した。

是年（*慶長十四年）明年尾張修築ノ御内旨アレバ御助役予備トシテ河田清右衛門馬場彦兵衛ヲシテ清洲ニ適シム^{（ユカ）}

（馬場彦兵衛）慶長十四西年御普請清洲御普請就御沙汰為石運送兼而彼地江被遣之

とある（「藩志内篇・歴史事実」四、および「御侍中先祖書系図牒」（馬場彦兵衛）『山内家史料』（『第二代忠義公紀』）山内神社宝物資料館、一九八〇年、九一・一二二頁）

慶長十四年、御普請開始一年前から、馬場彦兵衛が尾張に遣わされており、石運送に従事した。「御助役予備」となった河田清右衛門・馬場彦兵衛の両名はともに十五年の御普請役でも名古屋に参加している。

「御内旨」があつて、篠山助役組Ⅱ中国四国大名にも名古屋城公儀御普請は伝えられていた。中国四国衆プラス九州大名、すなわち西国衆、日本の西半分の大名が名古屋城御普請を助役する方針は決まっていた。それではなければ名古屋城のような大規模な城は築けなかった。

(B) 慶長十四年細川忠利と家康曾孫千代姫の結婚

細川藩はもともと幕僚から情報を得ることに長けていたという（前掲北原論文）。「覚」を書いて国許に送った三人、岡村半右衛門・戸田助左衛門・中嶋左近大夫は名古屋城の普請奉行で、すでに十四年四月には「御助役予備」の任にあつたと考える。

慶長十四年三月に細川忠利は、徳川家康曾孫（岡崎信康女子の子）で、徳川秀忠養女となつていた千代姫（小笠原秀政女子）との婚儀が進行していた。細川家中は駿府や江戸に赴くことが多く、御輿受役の松井康之が江戸から随行した。千代姫の母は信康死後、家康と側室西郡局に養育されたという。家康と千代姫は駿府で対面した。彼女の母（登久姫）は一年半前に亡くなつたばかりで、対面のように「小笠原秀政家譜」にある。情愛はひとしおだった。三月二十三日に伏見に到着し、豊前中津での祝言は四月二十八日。この間、幕僚からは情報が得やすかつた。

*外様の家でありながら一門の扱いで、秀忠は玖珠郡小田村に化粧料千石を与えた。細川忠興からも五千石を得たとあつて、破格だった（細川家記・大史十二編六・二八四頁、「小笠原秀政家譜」では日田郡に三千石だが、おそらく前者が正しい。二九三頁、中津での婚礼もこの記事によるが、普請は小倉で行われている）。

(C) 四月十八日覚書の数字

名古屋城の縄張図はあらかじめいくつかの腹案が用意された。しかし普請奉行が任じられてまもなく、堀の位置・幅は決まつたと考える。地形に規定される上、各曲輪の機能があり、家康の築城理念もあつた。江戸城・大坂城のような螺旋スタイルではなく、方形の曲輪を重ねた縄張

が採用される。駿府城や篠山城縄張を發展・展開したものだ。今残る名古屋城計画図でも堀に関しては現状に近い一案しかない。素案は早期に決定され、次の段階（作事計画）に移る。

四月十八日に記された覚書中、肥後細川藩にとつて、ぜったい必要な数字は天守・本丸・二之丸の坪数だった。細川藩はこの段階で、天守は千二百九十七坪、本丸は四千三百八十六坪、二之丸は一万七千八百二十九坪五分、二之丸西東三カ所で六百三十坪という数字を知った。堀の長さ、深さがわかれば知ることができる数字だ。次は助役の顔ぶれで、「右ノ高二割符仕候へハ」とあるとおり、助役する各大名がわかれば石高もわかるから、その合計を出して、細川家の石高三十万石で負担する分、比率を計算上で割り出した。「御家中三拾万石ニ当分」がそれである。これが細川家に要求される数字で、惣合千八百十二坪六分八りんだ。慶長十五年の丁場割では千四百八十八坪だったから、それなりに的を得た数字が得られた。割符（わつぶ・わりつけ・配りあて）とあつて、数値は坪を基本単位として、分、朱、りん（厘）、毛という細かな単位までがある。精密・緻密な印象を受けるが、坪数さえわかれば、机上で計算できる数値で、現実には石垣の坪なのだから、厘、毛まで要求されることはない。

「厘」は特別展「名古屋城誕生！」公式ガイドでは「カン」だったが、「りん」とした。分以下は、八、九が使われるように十進法である。坪は六尺四方なら面積で、六尺立法なら体積（りゅうつぽ）。（寸）分厘毛がふつうで、朱は不明。岡村・戸田・中嶋らに小数点以下のこまかな数値はどんな意味があつたのか。

(D) 目土居積み

覚書には「目どいつみ」の坪数が記される。「目どいつみ」とは何か。「目どい」は本丸・二之丸に共通する記載で、本丸では本体坪数（四千三百八十六坪）の⁰³³つまり三分一に当たる数値が「目どいつミ留」で千四百六十六坪、同じく二之丸坪数（一万二千六百八十六坪）の三分一が「目どいつミ留」、おそらく以上は計算上の数値だが、二之丸西東へ三ヶ所の「目どい」については本体六百三十坪の六割弱で三百六十坪と記されている。

「目どいつミ留」は用語として熟知されておらず、展示パンフは「目どいつき」と読んだ。たしかに字は「き」に見えるが、同じ文書の他は「ミ」で、「目どいつミ目土居積み」と考えたい。

三月二十二日細川忠利書状（松井文庫・一六〇七）に「□□（かわ）つの石も二千は□やくに立可申候、もし又、めどひなど候は、不残やくニ立可申候」といつている。「質が劣る」河戸石も二千は役に立つ、もし、めどいを積むことがあれば全部使える」といつている。「めどい（めどひ）」の方が強さ、加工しやすさで許容度が広く、たとえ品質が劣つていても、目土居でならば使用可能という意味であろう。

「どい（土居）」とあること、石の質が劣つても使えること、そして本石垣の三分一という計算法から、「目土居」は堀に面した高石垣ではなく、裏側、平面曲輪に面する土居に積まれる、低位石塁＝腰石垣だと判断する。現状でも本丸・二之丸には高石垣背面、内側（曲輪側）土居の下部、およそ三分の一に腰石垣がある。天守に目土居の記載がないけれど、そもそも天守に腰石垣（土居）はなかったのだから当然、となる。

本石垣に付属する目土居は三分の一だったが、二之丸西東へ三ヶ所の

目土居は比率が五割七分で高い。よって立体（ないし平面）構造が違っていた。忠利は「もし又」としており、この時には「めどい」築造は仮定で、忠利は最終案を知らない。

「めどい」「目といつミ留」＝目土居積留記事は、細川家史料以外には知らない。「めどい」が記載された四月十八日覚の記事は、三月二十二日の段階で細川丁場に周知された。前年四月覚の書面の記述を閲覧し、細川忠利は本丸・二之丸の助役大名の負担原則（本丸＝九州、二之丸は西国全員）を三月二十二日に再確認した、と推定する。すなわち四月十八日覚は三月二十二日書状に先行する情報だった。

覚書には本丸・二之丸の語しかみえない。二之丸の言葉に御深井丸、西之丸が包括されていた。覚書の本丸は天守および目土居を含んで五千八百五十二坪、同じく二之丸が一万六千八百三十九坪五合、西東三ヶ所が九百九十坪である。現在の石垣の長さ（体積）と比較できれば、慶長十四年段階の構想がより詳細にわかるだろう。

（E） 中国四国勢・赦免から再開へ

当初は西国全体、篠山組も含めて御普請の予定だったが、いったん篠山組の参加は中止になった。しかし結果としては西国全体プラス北国紀伊で再開された。これは篠山組は名古屋助役から除かれていたのに、突然に参加することになったという一般に知られる理解とは異なっている。その間の事情を山内家史料から確認する。十五年篠山の工事が想定よりもはるかに遅れた。家康の構想よりも嚴重なものにしたためだという。それで担当奉行は失脚し、高野に追放（出家）と噂された。来年の工事はあるまいと書かれていた。

大隅殿金五より書状遣し候可有御披見候

追而申候仍篠山御普請遅々ニ付て御ふしんふ行衆（普請奉） 御前悪候由申候いまた駿府辺土に隠被居之由申候又高野へ参候由も申候、如件ノ体候へは、来年又候哉、御ふしんをくれ候てハ我々身上相果申候ニきわまり候、内々其地ニ在候内々可申付に為し候へ共失念仕先度なわりより二郎兵衛数馬に役儀候事

修理様迄申進候も来年役ノ儀、右ノ通ニ可申付候御普請おくれ申候者於在之者身上御果候可被成候由被仰出候由候、大かたニ被得相意候ハ、さたのかきり可為曲言候、来年のこふしんハ御隠候由申候弥聞届追々可申遣候、恐々謹言

十一月廿八日 康豊（花押）

〔『山内家史料』、六七頁、図一〕

このうち御隠は御諛と読むとする提案もある。どちらに読むかで反対の意味になる。諛だと、「ゴンベン」や「うかんむり」が確認しづらい。隠は似た字体がある。「如件ノ体候へは、来年又候哉」とあるのは、来年はどうなるのかわからないという意味か。きわめて不安な状況だったから、「御隠」で文意は通ずる。「来年役ノ儀」＝御普請が遅れたならば身上が相果てると、くり返される。土佐藩は来年の御普請が遅れたら身上が果てると見ていた。もしそのようなことになったら、「曲ごと」であると警戒している。

関連する記述が『当代記』にある（大史・慶長十四年九月是月条・六二五頁）。

九月、丹波国篠山の城石垣、普請出来ののち、去る六月、江戸より上る普請奉行内藤金左衛門、駿河に来る。大御所出行のとき、庭上にて目見を欲するところ、甚だ興をなくし給う、是は城普請大御所仰出よりも丈夫にしけるに依て、出来遅々の故なり、かの兩人改易たるべきかと云々

「城普請が仰出よりも丈夫（頑丈）になったため、出来遅々となった。」この記事は康豊書状に一致する。篠山城を担当した普請奉行は、自由な行動を束縛されて、高野に行った、つまり出家したとされている。両方の史料が語るところを合わせれば、尋常ならぬことが起き、そのままは進みえない事態になっていた。篠山普請の遅れを激怒した徳川家康の意向次第で、来年御普請が先行き読めない事態になっていた。篠山城には最後まで天守が建つことはなかったが、こうした出費過剰が影響したかもしれない（翌年の丹波亀山城は藤堂高虎の「進上」という形で天守が建てられた）。

事実はこのあと名古屋城御普請再開という形で展開する。その経緯は（慶長十五年）二月十一日付で本多佐渡守正信が山内対馬守（康豊）に宛てた書状にある（『山内家史料』五八～五九頁、図2）。

猶以相替候儀御座候者九郎左まで可申入候、以上

如被仰下候年頭之祝儀目出度申納候、然者四国衆当年御普請之儀者、去年丹波之御普請被成候付て御赦免之旨二候、尤相替御普請御座候者、可被請取之由示預之通、披露仕候処二被入御念之段悦被思召一段御仕合共二御座候キ、扱又御舍弟吉兵衛殿弥御勇健之事情間是又御心安可

被思召候委曲爰元之様体、水野九郎左衛門殿より可被申達候条、不能一二候、恐惶謹言

二月十一日

本多佐渡守

山内対馬守様

御報

正信（花押）

篠山普請組は今年に御赦免としたが、替わる儀があれば受けるという申し出を家康様に披露したところお喜びであった、とのみ記されている。身上相果てるとして

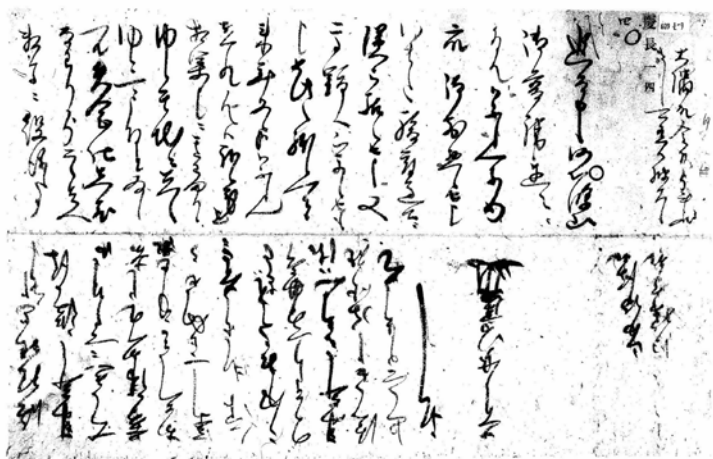


図1 十一月廿八日付山内康豊書状（御手許文書） 高知県立高知城歴史博物館蔵

る。身上相果てるとしていた山内家は、西国衆が勢揃いしての名古屋普請の方が確実に早く終了すると判断していたのだろうか。さまざまな事態が進行していたようだが、表面上の文言からは読み取ることがむずかしい。

(F) 春姫父浅野幸長と伯

父池田輝政

十一月の事態を収集したのは浅野幸長、池田輝政、後藤庄三郎、山下氏勝らであった。浅野幸長は徳川義

直の婚約者春姫の父親で、池田輝政は妹が幸長の妻で、春姫には伯父であつて、ともにきわめて近い親戚として義直を支える役割が期待されていた。名古屋城の普請奉行五名および大工棟梁中井大和が決定されたとされる二月二日、家康はわざわざ浅野幸長を清須に呼び、その傳浅野孫左衛門（高勝）とともに面談したことは先に述べた（浅野文書、二月十日浅野孫左衛門宛浅野長政書状、浅野守夫氏文書、正月十一日浅野幸長書状、大史十二一六・五二頁、同二十三・八六頁）。幸長を婿の城たる名古屋城経営の責任者にしたと思われる。同じく春姫血縁の池田輝政も、前後して名古屋築城の取りまとめを依頼されたと推定される。ところがそれが外された。篠山城に近接する龜山城御普請が割り当てられたらしい（後述）。浅野、池田には不本意な方針変更になった。龜山城御普請とはいうが、未完になっていた同じ丹波・篠山城の成就も命じられたのではないかと推測する。しかし年末以降、幸長、輝政の意向を軸に事態が進んでいく。

浅野文書・後庄三〓後藤庄三郎宛の（慶長十五年）二月六日幸長書状はこれまでの史料集では名古屋（那古屋）という語句のある条項のみが引用されてきた（大史、名史）。全文は大日本古文書に掲載されている（一八七）。袖書を含めて年末から正月までの緊迫した動向が記されている。つづく慶長十四年極月晦日の幸長金子算用状（一八八）は、小判二百四十六枚を「三人ノ前」に渡して算用皆済としたものである。「三人」がだれなのか、わからないが、大晦日、そして正月二日、六日、九日、十九日というきわめて近接した時間帯に頻繁な手紙のやり取りがあったから、関連を強く示唆される。使者塩見の行動に並行して、小判づくり後藤庄三郎との頻繁な連絡があつて、そうした状況で前年の決算が行わ

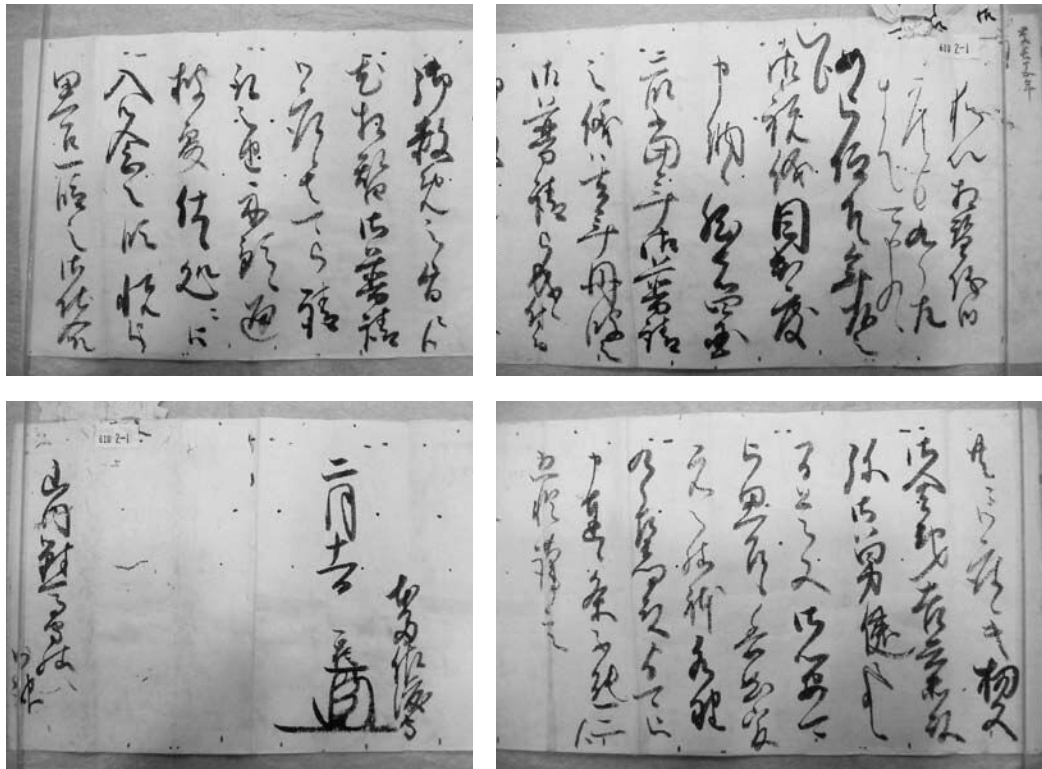


図2 二月十一日付本多佐渡守正信書状(御手許文書) 山内対馬守(康豊)宛
高知県立高知城歴史博物館蔵

れた。結果、「羽三左殿と申談、何やうとも三左衛門次第二可仕候間、可御心安候」とあって、解決に向かつていく。「被仰越候儀、毛頭他言不仕候間、少も御機遣被成間敷候」とある。正月に來た四通の書状には他言できない提案、方針が書かれていたようだ。そこから真相がわかるはずだが、むろん残されていない。浅野幸長、池田輝政は春姫血縁として、名古屋城普請は自身の任務と考えていただろうし、それにはできる限り大きな勢力で助役を得ることが不可欠だった。自分も含めて亀山城への方針変換は避ける努力をしたと推定する。浅野幸長は義直生母のおかめの方の口から家康に運動してもらうため、おかめの妹を妻とする山下氏勝、すなわち義直傳を通じて、家康から發議されるようにした（山下氏覚書、村松六助氏所蔵、東大史料よりWEB公開）。こうした経緯があつて、いったんは取りやめ（〓御赦免）とされていた名古屋御普請は、中国四国衆を含めて西国衆および紀州・北国で助役体制が組まれた。

池田輝政は連絡役たる普請奉行と同等ないしそれ以上の役割を果たしており、土佐藩主山内忠義が名古屋普請決定を知らせる国許に宛てた書状の本文には「駿府よりの書状、又三左殿御状もみなく為披見もたせ遣候へ共、陸と舟をわけて両方へ遣候」とあり、さらに尚書きにて「尚以委細ハ御奉行衆・三左衛門殿御書中ニ有之候」とする（閏二月六日書状・『愛知県史資料編』21、『山内家史料』）。また丁場割図で位署の場になかった生駒の持ち場は集計部分で池田輝政分に寄せられていた。中国四国衆には一定の配慮がなされた。その一つは従事する工期の短縮である。九州組は千石夫の計算は一月からで、大名の着任は二月上旬だった。しかし中国四国組は三月初めの着任で、この間、閏二月があつたから二ヶ月分短くなった。このような着任時期のずれは江戸城普請で

も見られる。不均等課役・負担軽減の一形態であつた。また丁場割図にあるように、九州組と加賀藩には三割増しとしての丁場割計算がされた。中国四国組への軽減措置は当然池田・浅野そして山内にも適用された。彼らが恩恵を受けた。福島正則については史料が残っていないが、『当代記』に福島は池田・浅野を含めて「三人」と一括されている。さきの浅野の大晦日の算用も「三人」だった。史料の文言からは直ちに読み取ることのできない駆け引きが水面下で進行していた。

工期が遅れたことと負担割合の軽減は池田・浅野には経費的には有利になつたが、石の手配では不利になつただろう。しかし池田輝政は自領である姫路藩領から、龍山石（流紋岩質凝灰岩）を切り出して運搬した。池田丁場である御深井丸乾隅（清洲櫓々台）、二之丸西門、および本丸辰巳櫓々台には黄色の龍山石が重なつて積まれ圧巻である。これほどに巨大な龍山石が見られる場所は珍しく貴重である。前者には「三左」の刻銘もある。また浅野幸長は自領紀伊熊野から尾鷲石（花崗班岩）を運搬し、二之丸東門一帯に配置した。石切丁場を遠隔地である自領・播磨、紀伊とした。池田・浅野の意気込みにはただならぬものがあつた。

二 慶長十五年の情勢

(G) 丹波亀山城御普請と行者山石切丁場

慶長十五年浅野と池田が亀山城周辺行者山石切場で工事に着手した。山内家側の文献にも記述がある。シンポジウムの席上、及川氏より指摘があつた。文献史料は山内家・高知城歴史博物館蔵の平井数馬宛ての五月十六日山内掃部佐書状（長帳甲）で、『山内家史料』に史料自体は掲載されたにもかかわらず、長文のため、該当箇所が中略とされていた

(六四頁上段「中略」に相当、図3)。「山内家史料」は沼田頼輔氏が主任となつて、若き日の平尾道雄氏ら碩学多数が当たられたものだが、史料の分量が膨大にすぎた故なのか、現代の史料集編纂基準では考えがたい省略があつて、うかつにも気づくことが遅れた。

- 一 丹波亀山ニも御普請可有御座様ニ、丹後衆被申候間、石場・小屋場取ニ昨日遣申候、是日慥成儀にて御無座候へ共、惣様取ニ被遣由申候間、右分申付候事、



図3 五月十六日付山内掃部佐書状 平井数馬宛 高知県立高知城歴史博物館蔵 『山内家史料』では該当箇所は「中略」。

年欠であるが、文中に八上が頻出している。八上城からの移転として

篠山城普請があつたのは慶長十四年で、五月には康豊が出向いており、この五月十六日書状はその時のものである。篠山城は慶長十四年六月一日歛初め、九月出来(仮竣工)である。同じ年に土佐山内家では亀山に普請があると聞いて、石場や小屋場の確保に当たつたとある。文中丹後衆とある。京極家であろう。山内家中の百々越前守は京極支流である。

亀山の普請があつたのは翌



図4 亀岡市行者山石切丁場刻銘 亀岡市文化資料館提供 「あさのきい」「三さ」は浅野紀伊守、池田三左衛門、丹波亀山城に供給か。

年で、慶長十五年閏二月には開始され、七月には完成している(官本三河記、宗国史、大史十二編七・四一〇頁)。

篠山城が本意なかたちで終了したが、亀山城と篠山城は八里の距離だったから、前年篠山の未完成部分の助役を命じることがありうる。

亀山城の石切場には北西6キロに行者山があり、「あさのきい」「三さ内」という刻字が見つかっている(『丹波亀山城石垣石切丁場跡調査報告書』地域資源を掘り起こす会・平成二三年、『光秀 亀山城 城下町』亀岡市文化資料館・二〇一〇年、図4)。浅野紀伊守・池田三左衛門である。行者山から篠山へは標高318メートルの天引峠があり、八里の距離もある。篠山現場への搬出はない。

浅野・池田は亀山城御普請に関与していた。この刻字の時期はわからないけれど、丹波国亀山城普請は慶長十五年のみである。

私見では慶長十四年、名古屋城築城のスタート段階では浅野・池田が核になり、九州勢も中国四国勢も助役する西国体制プラス北国・紀伊で

告知（御内旨）されていた。事実、四国の土佐山内家中が尾張での石切差配に従事した（先述の馬場彦兵衛）。ところが篠山城遅延が原因で西国動員体制が見直された。細川家を始め、九州勢については変わることはなく、規定方針通りに名古屋の準備をする。動揺はないけれど、助役体制が縮小すれば、自身の持分が増加した。中国四国勢については亀山築城への助役が検討され、風聞となった。浅野・池田は行者山での石切に着手した。実際に指示があったかもしれない。

しかし西国・北国・紀伊体制による名古屋城体制が復活したので、行者山丁場は亀山助役組に継承されていた。おそらくは売却したと考える。先に複数の丁場を受け持つ事例を紹介したが、この場合は亀山助役大名に譲渡して、西国・北国・紀伊勢は名古屋専念に切り替えたのである。亀山城普請には美濃・伊勢・三河衆ほか、また中国衆もいた（森忠政書状。本稿二一、四二頁）。亀山城は小早川秀秋時代の旧城が存在していて、完全な新城築城ではなく、小規模な普請ですんだかもしれない。

土佐山内家では、亀山御普請はたしかなる儀ではない、としており、「惣様（そうさん・そうようすべて）取二」、不確かであってもみながそうしている、とした（前頁史料）。使者の派遣・調査にとどめたか。行者山では、現時点では山内家のミツガシワ紋は検証されていない。

*ちなみに江戸で石が売買される時は高値時期であれば、百人持ちの石がひとつ銀二百枚、ごろた石が一間四方の箱一つで小判三両であった（『当代記』大史十二編三・九三三頁）。百人持ちは「築城図屏風」にあるような縦十人横十人の井桁材で担ぐ石であろう。ひとり30キログラムなら3トン。銀は一枚四十三匁。現代の五万円と仮定して二百枚は1千万円。

(H) 天守さやの石・進上の石・穴蔵

名古屋城ではこのあと慶長十五年の御縄張（四月上旬）・御鋳初（四月十八日）・根切（五月中下旬）・根石置（六月三日）・ならし（一番石ならしは六月十日朝で、二番石ならしは十一日か）、一部崩して「ちがい」の積み直し（六月十七日）という動きがあった。天守台・本丸はA熱田台地分、B盛土分までが慶長十五年のうちに積まれた。そこで各大名は「天守さやの石」ほかを納めて九月頃に帰国した。

「御天守さやの石二百三つ・内角石三つ、同所栗石二十坪、并御進上之石大小千、内角石三十は奈古屋において受け取った」と毛利家の記録にある（『毛利氏四代実録考証論断』大史二一七・六八〇頁、名史・一三九）。山内家でも「御丁場掃除并御天守さやの石御進上之石等悉首尾相調」、帰国したと記している（『山内家史料』・九四頁）。

B盛土分は時間をかけて沈下安定させる。その時間をあけないと、穴蔵より上、C地階の石垣構築は開始できない。慶長十五年に助役した大名は現状のようなCまで積み上がった天守台石垣を見ることはなく、帰国している。加藤清正とても同じで、十五年九月三日に熊本に帰城した。加藤清正が単独で積んだと記していた四月十八日覚は実施の一年前のもの、慶長十四年当時の構想を示している。丁場割図では天守台にはどの大名も名前がない。高田祐吉氏が天守台石垣の刻印には加藤家以外のものが見られるとして、その全ての石を番号を示して明らかにしている（『名古屋城天守台石垣の刻紋』名古屋城振興協会、一九八九年、一二三頁）。

御深井丸に旧状のままに平行移動で天守台礎石が保存されている。礎石には八すか（蜂須賀）の刻銘、また毛利家の刻印などがある（図5）。

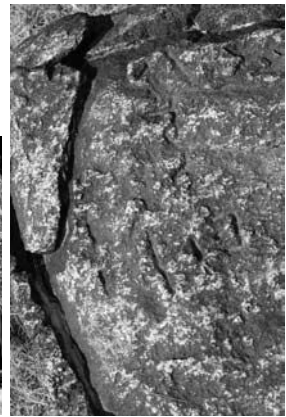


図5 名古屋城天守台礎石（右）および二之丸石垣（左）
刻銘「八すか内はせ川」

前者は「八すか内はせ川」「山田」「修理」の三点があつて、「山田」は蜂須賀家老山田織部佐宗登、「修理」は稲田修理亮示植^{しげたね}で、「はせ川」は長谷川兵庫佐貞安か。いずれの刻銘も城内の蜂須賀丁場複수에多数見られる。天守礎石の刻銘は天守が燃えなかつたら、誰も見ることはできなかつたかもしれないが、刻銘「山田」は側面にある。

天守台石垣はたしかに清正が主体になつて積んだが、清

正が全てを積んだわけではない。さやの石は諸大名が納入して、本丸、御深井丸、西之丸に置いた。慶長十六年以降に、おそらくは美濃伊勢三河衆ないしは尾張遠江衆、そして穴太によつて天守台穴蔵石が積まれた。大天守・小天守の穴蔵（地階）は下部の外面のみの石垣とは異なつて、表側（外側）と裏側（内側）があり、桁形もあつたから、角の数^{すみ}が多く（大天守では十六、小天守では十四）、それだけ隅石、そして石自体が大量に必要とされた。

（1） 石材搬入の棧橋

毛利家は二十万石だから、全体は五百万石でその二五倍、進上の石は

二万五千個、さやの石は五千個以上、計三万個以上、それが城内狭しと並んだ。天守に至近の御深井丸、ほか馬出、二之丸、西之丸にも置いただろう。本丸・御深井丸は熱田台地だから極端な標高差はない。穴蔵面＝天守穴蔵礎石面（B上面、C下部）への石垣運搬は本丸からも御深井丸からも棧橋を使つてあげたと考へる。「築城図屏風」にも作業用の斜路（作業道）の右側に三基の棧橋が並んで描かれる。名古屋城では宝暦修理の際の詳細がわかっている。「仕様ノ大法」の記述によれば、高さ八間程、巾四間（二本木二つ継）の井楼が天守の四周に組まれ、北と西に棧橋がかけられた。西側の棧橋一ヶ所は長さ二十四間、巾四間で、「御石垣切抜き之所江」渡された。橋台が組み立てられており、長さ三間の角木、四間五間の松丸太で六通りずつ登り桁を渡した。馬踏は五寸六寸の角木を置き並べ、両側に手摺杉丸太を取り付けて、大小の銚^{すざ}をかけた、とある。上部が四間であるから、名古屋城下でいえば防火用に拡張された四間道の幅員に同じだった。

「井楼の高さ八間程」とは、現況内堀底から穴蔵までの高さ15メートルにほぼ同じである。六通りとある。棧橋には橋台があつた。「仕様ノ大法」図面では、材木を井桁に組み上げた橋脚が堀底に二、御深井丸に二ある。これを「橋台」といったのかもしれない。石垣修理の進行に連れて、当初は低かつたものが次第に上がったはずだから、移動する段があつたか。図では五段が描かれている。

宝暦にはすでに「石垣切抜き」があつた。何もない平面だけだった穴蔵へ、慶長十六年以降にさやの石が運び上げられる。慶長にも御深井丸からの棧橋が使われたと想定した。むろん宝暦と同じ構造とは限らない。熊本城下だが、慶長六年に架橋されたという、白川にかかる薩摩街道・

長六橋は幅は同じく四間（7.2メートル）で、高さはおよそ三間で筋交として支柱があった（熊本県立図書館・山崎文庫写真）。この橋に似た棧橋があったとすると、高さは倍の15メートル。底から六十度で支柱があったとすれば、片側底面は $15 \div \sqrt{3}$ で、底面長さの合計は24.6メートルになる。

内堀底の発掘調査で石列が二本検出された。南北の幅は25メートルであった。□状ではなく、□でもなく、二本の並行線、一一だったから、台（四角形）ではない。

御深井丸西北隅櫓（清洲櫓）の御深井丸側・東と南に低位の石垣があった、本来、光つけされた木材が一階壁の基礎にあった。同じような構造を想定できる。推定した支柱を含む南北の長さに概ね一致する。

穴蔵下まで積んで地盤安定を待ったのち、工事が再開される。石を上げる場合に、東は本丸、西は御深井丸の両側から、天守台礎石高さにあげれば効率がよかった。その作業道は最後まで残しただろう。そこが切抜き（切明、切開）とされ、宝暦工事にも再利用された。

（J） 水たたき

山内家では最後に「御本丸水たき堀共に出来之事」とした（九月十五日佐久間河内守ほか連署状、『山内家史料』一一八頁）。「水たき」の語は、大坂城、彦根城、白杵城、熊本城ほかにもみえる。「たたき」であれば三和土と思うが、これまでの解釈はさまざまに異なっている。

細川家の史料では「（大坂城）南ハ水たき不被仰付候」「水たき水堀丁場、他家中へ相渡候付而、橋、廳而取申候故、石・くり石もならし候ほと石垣のうらへ引籠置候」「町場水たき少くるひ候由候、上石を取のけ被置候由」「水たきふくれ申二付而」とみえ、上石があつて、

本来狂いのないものだった（以上『松井文庫所蔵古文書調査報告書』八代市立博物館一の九一四一三、三の五一九、五の七五八、『大日本近世史料・細川家史料』一〇の四八五、後藤典子氏ご教示による）。詳細は別途報告したい。

（K） 慶長十六年美濃・伊勢・三河衆による公儀御普請

慶長十六年（亥）は美濃・伊勢の先方衆（外様・竹中重門ほか）と三河在国衆が公儀御普請を担当（『当代記』ほか、名史一三〇、一五二～一五四、二二八）、堀川の拡幅整備が行われた（同上、名史一九四、二〇六～二〇八）。丁場割図になかった二之丸堀の外側、東・南・西の三之丸側石垣は十六年の築造であろう。公儀普請（助役）とは別に、同六月十三日から十七年十月八日までは戸波（穴太）駿河が小天守石垣を普請し、「亥ノ」七月二十三日、三十三人、三十三日分の扶持米（一日五升）を奉行に請求した（穴太駿河文書・名史二一六）。小天守台盛土分より上の穴蔵工事が。

（L） 慶長十七年美濃・伊勢・尾張・三河・遠江衆による公儀御普請

慶長十七年は尾張から竹腰山城守・成瀬隼人正が参加（『駿府記』ほか、名史二三〇～二三三・二四二～二四四）、また美濃では三測光行・奥山重成が二人くみで「濃州知行」よりの千石夫を命じられている（同二四九・説田文書、年欠だが差出人の大久保長安が名古屋城奉行であったのは慶長十七年）。名古屋城では家作りと土居堀が命じられた（『駿府記』名史二三七、二三九、二四〇）。また美濃の郡上藩主遠藤但馬守と岩村藩主松平家乗（金森代）に「なごや御長屋御材木」調達が課されてい

る(後述)。

年欠・十二月二十八日付津山城主森忠政書状(滝川家文書・本稿二一頁)中、「去年丹波御普請」は十五年亀山城を指すから、この書状は慶長十六年のものとなる。来年(十七年)御普請で「堂泉州・金出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州」が「名古屋三ノ丸堀(掘)」を命じられた。上記『駿府記』のいう「土居堀」のことであろう。なお十五年丹波亀山城普請組のうち差出人の森忠政ら中国衆は、十七年には千石夫による江戸御舟入・町屋とその地形を命じられた。美濃岩出山に所領がある竹中丹後守重門や三河国岡崎藩主である本多豊後守康紀が、それぞれ秀忠や家康からの黒印状を得たのはこの二年のどちらかであろう(年欠三月二十五日・秀忠黒印状、竹中文書・大史第十二編六、一〇四六頁、名史八九、年欠九月十一日家康黒印状、『譜牒余録』大史第十二編七、六七八頁、名史一三七・二二八)。

穴太駿河は十七年七月七日に再度扶持米を得る(同二六〇)。天守作事はその直後から開始された。

(M) 金森可重の動向

なお本報告書にて各位からの言及がある金森について補足したい。慶長十五年丁場割図には金森可重家中奉行人稲本小左衛門・時枝久右衛門の名前はあつたけれど、位署はなかった。金森丁場のうち本丸大手馬出し部分に残されているのは、全て毛利秀就の刻印である。二之丸の金森丁場は北西隅に二ヶ所あるが、そのうち「拾五間 堀ノしきり」とある仕切り石垣は鍋島、田中、加藤嘉明の刻印で、高石垣は池田、前田、それにわずかに加藤嘉明の刻印があつて、いずれにも金森刻印はない(『名

古屋市史考古編』、高田祐吉氏)。年欠六月十七日細川忠利書状(松井文庫一四二・四四七)に金雲州が登場している。いつの普請か不明だが、慶長十五年のものであれば名古屋普請場にいたはずで、しかも二之丸に金森丁場は複数あつて、いずれも細川丁場に隣接していた。けれども「金雲州と御間むつく(むつまじい)とも無之由ニ承候へとも、されともいまた御中たがひとは聞不申候内ニ」とある。金森は細川小屋場に来ていたようだが、「我々はいまた不参候」とあつて、細川は六月中旬になつても金森を訪問していない。他所衆との付き合いは禁じられるとはいへ(池田法令・名史七四)、考えにくい。山村文書、年欠卯月廿日・松(平)和泉守家乗書状は、岩村城主の家乗が「金森代」として、郡上藩主遠藤但馬守と連署している(名史二〇二、二一〇)。美濃衆だから慶長十六年ないし十七年の普請参加だが、「代」とあり、「なこや御長屋御材木千百之分」に関わる。普請というよりは材木調達が任務であつた。飛驒の金森には材木の調達などの別任務が課せられたのかもしれない。金森出雲守宛の年欠七月二十三日付秀忠からの見舞いの書状が出される(『譜牒余録』、名史一二七)。この日付で同内容の書状をもらった大名はいない。

註

(1) 山内家では一豊弟が康豊Aであるが、慶長九年に子Bにその名(康豊B)を譲つて、自身は忠豊Aを名乗る。慶長十五年までBが康豊だが、上記経緯で忠義と改名、元和五年に三代忠豊CにA(忠豊)がその名を譲り、ふたたび康豊Aに復している。Cも康豊を使った時期がある(『山内家史料』続刊随想)。

※服部「名古屋城築城考・普請編」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、二〇二二年)は本章と密接に関連するので参照されたい。

〈コラム〉

五條橋擬宝珠と名古屋城下町

木村 慎平

清須越し

慶長十五年（一六一〇）に始まる名古屋城普請は、軍事施設としての名古屋城の起源であるだけでなく、新たな城下町・名古屋の誕生をも意味していた。周知のとおり、名古屋築城以前における尾張支配の拠点は清須であり、新たに設けられた名古屋城下には徳川義直の家臣となる武士たちだけでなく、有力な商人や寺社までもが清須から移転した。のちに「清須越し」と称されるこの都市移転は有名だが、それを具体的に物語る「物証」はほとんど残されていらない。そうしたなかで、名古屋城が所蔵する「五条橋擬宝珠」は、清須越しを物語る貴重な遺産である（図1）。



図1 五条橋擬宝珠
名古屋城総合事務所蔵

五条橋擬宝珠

五条橋とは、名古屋築城とともに城下町西端に開削された運河・堀川にかかる橋であり、この擬宝珠は五条橋が昭和十三年（一九三八）に今の橋に架け換えられるまで、実際に橋の欄干に据えられていた。これらの擬宝珠は、もともと清須を流れる五条川にかかる「五条橋」に据えられていたが、清須越しにもなつて堀川に据え直されたのである。

現在、名古屋城には五条橋擬宝珠が計六基伝来している。そのうち四

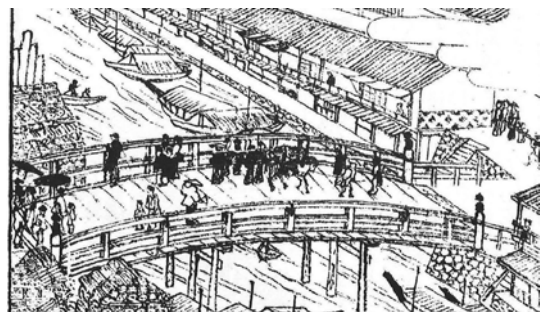


図2 江戸時代の五条橋 『尾張名陽図会』より
(愛知県郷土資料刊行会、1971年)



図3 明治～昭和初期の五条橋
欄干中央にも擬宝珠が見える

基の胴部には「五条橋」「慶長七年壬子」「六月吉日」の銘が刻まれている。名古屋城普請が始まるのは慶長十五年であるから、これらの擬宝珠はそれより八年も前に制作されており、清須越しの伝承を裏付けている

江戸時代後期に尾張藩士の高力種信が著した『尾張名陽図会』には、堀川に架かる五条橋の挿絵が掲載されている（図2）。それを見ると擬宝珠は欄干の端に四基据えられている。したがって江戸時代には擬宝珠は四基のみであり、これが銘のある四基に当たると考えられる。なお、銘のない一基は、明治時代に橋を架け換えた際に新たに据えられたと考えられる¹⁾（図3）。

五条橋と伝馬橋

江戸時代、堀川には俗に「堀川七橋」と呼ばれる七本の橋が架けられていた。北から順に五条橋、中橋、伝馬

橋、納屋橋、日置橋、古渡橋、新橋である。『尾張名陽図会』『尾張名所図会』において、これらの橋に擬宝珠が描かれているか否かを調べると、擬宝珠が確認できるのは五条橋と伝馬橋のみであり、銘や由緒まで記さ

れるのは五条橋のみであった。このことは、二つの橋が七橋のなかでも特異な位置づけを与えられていたことを示唆しているのではないか。

実際の交通路としてみると、美濃路を経て名古屋城下に入る者が堀川を渡ろうとするとき、最初の橋が五条橋であり、ここを渡って京町筋を東に進むと町人地の中心・本町一丁目につながる。ここで本町通を南(右)に曲がれば熱田へ至り、北(左)に曲がれば名古屋城三之丸の正面、本町御門の前に出る。

一方、伝馬橋を渡って城下に入った場合、熱田へとつながる南北の幹線である本町通りとの交差点は高札場となっており「札ノ辻」と呼ばれていた。ここには伝馬会所と飛脚会所も設けられ、地理的にも機能的にも城下往還の中心となっていた。さらにここを東に進むと、城下を東に抜ける駿河街道へつながっていた。

他の橋についてみると、中橋は五条橋と伝馬橋の中間に架けられた橋という意味であり、二つの橋ありきの橋である。納屋橋は城下の中心からはやや南にはずれており、日置橋以南の橋は日置村、古渡村など城下周辺の村のなかに位置していた。実際、各地の旅行記を調べた石田泰弘と種田祐司の研究によれば、名古屋を訪れる旅人の多くは五条橋か伝馬橋を渡って城下に入ったという。

城下町の構造と擬宝珠のある橋

このように、五条橋と伝馬橋は堀川の橋のなかでも、美濃路の起点・終着点として位置づけられる重要な橋であった。もともと清須城下にあった五条橋も、美濃路のなかに位置していた点に注意したい。

また、「五条橋」という名の由来は「五条橋」＝「御城橋」、すなわち

清須城門の橋である(『尾張名所図会』)という説や、元の清須城主斯波氏が京都の五条通りに居を構えたことに由来する(『尾張名陽図会』)といった説が江戸時代からある。いずれも確かな根拠はないが、五条橋を清須城下の象徴、分けても城の入口とみなす意識が反映されている。城下町への入り口となる橋は城への最初の関門でも考えれば、清須越しに際してわざわざ擬宝珠を移転した意図も透けて見える。

付け加えると、江戸城下町で擬宝珠が据えられた橋は(江戸城内堀の橋を除けば)、五街道の起点・終着点である日本橋と、東海道にかかる京橋・新橋のみであったという事実も示唆的である。³⁾こうしてみると、美濃路の起点・終着点であり、城下(≠御城)の入口たる五条橋と、城下往還の中心である伝馬橋に擬宝珠が据えられたことは、城下町名古屋の構造を物語っているのではないだろうか。

あくまで試論的な問題提起にとどまるが、他の城下町も含めて、擬宝珠のある橋と城下町の構造の関係を、改めて見直す必要があると考える。

註

- (1) 木村慎平「五条橋の擬宝珠はいくつあったのか?」『名古屋城調査研究センター だより』第三号(名古屋城調査研究センター、二〇二二年)
- (2) 石田泰弘・種田祐司「江戸時代の名古屋城と城下町の観光」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、名古屋城調査研究センター、二〇二二年)
- (3) 松村博「ハ論考」『江戸の橋 制度と技術の歴史の変遷』(鹿島出版会、二〇〇七年)

第二章 「名古屋御城石垣絵図」を読む

及川 亘

はじめに

「名古屋御城石垣絵図」（以下「絵図」とする）【口絵2、巻末史料編】は慶長十五年（一六一〇）に江戸幕府が諸大名を動員して実施した名古屋城普請の丁場割り当てを示し、各大名家の普請奉行が請取・確認の花押を据えている。名古屋城石垣普請の本工事開始時のプランを描いたもので、名古屋城築城の実態を示すものとして非常に貴重なものである。

これまでも「名古屋御城石垣絵図」・「名古屋城普請町場請取絵図」という名称で数種の写本が知られていたが、慶長十五年のオリジナルの絵図は所在不明であった。近年、そのオリジナルと考えられる絵図が靖國神社遊就館の収蔵品の中から発見されたので、ここではこれをもとに絵図を読み解いてゆきたい。

一 靖國神社遊就館所蔵絵図について

靖國神社遊就館所蔵の「絵図」は、近年たまたま遊就館の収蔵品の中から見つかったもので、縦二〇〇センチ、横二五四センチの大型の色紙貼り絵図である。

石垣部分に、図版では少し色の違いが分かりにくいですが、赤茶と黄色の色紙を貼り、堀に水色の色紙を貼っている。天守周りや深井丸など一部色紙が脱落した箇所も見受けられる【口絵2―2・図1】。また「絵図」

の北東部分には助役大名の役高と割り当てられた石垣の坪数が記されている【図2】。それぞれの丁場には担当する大名家が示され、大名家の普請奉行が花押を据える。

伝来としては明治時代に名古屋城の所管が尾張徳川家から陸軍、そして宮内省へと移る過程で、陸軍時代に遊就館に残されたものである。宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の江戸中期の写本と同様の装丁が施されており、写本の作成と同時に修理されたことが分かる。江戸時代には名古屋城多聞矢倉に収蔵されていた。

さらに「絵図」に据えられている花押に注目すると、鍋島家普請奉行の葉茂長という人物の花押が一致することが分かった。【図3】の左が「絵図」に据えられた花押で、右が同時期の葉茂長の書状に据えられた花押である。「絵図」の花押は全部で九ヶ所あるが、すべて一致する。

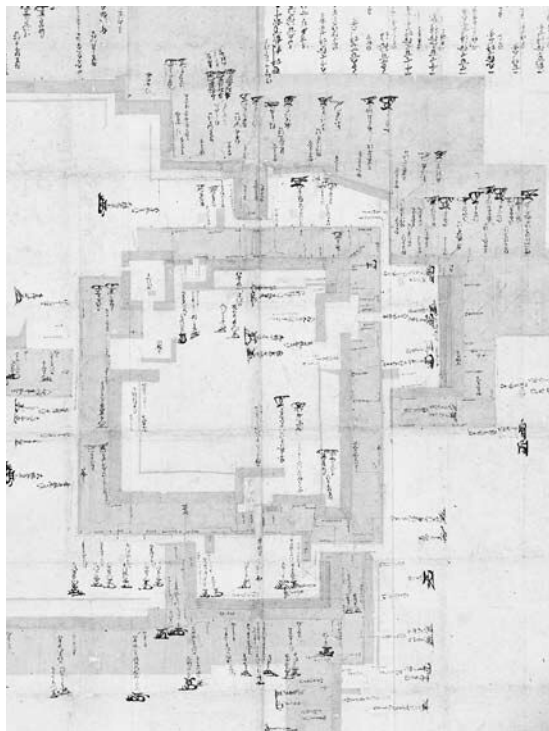


図1 名古屋御城石垣絵図（部分・本丸周辺）

※以下、本章の図版は特に注記のない限り「名古屋御城石垣絵図」（靖國神社遊就館蔵・東京大学史料編纂所撮影）である。

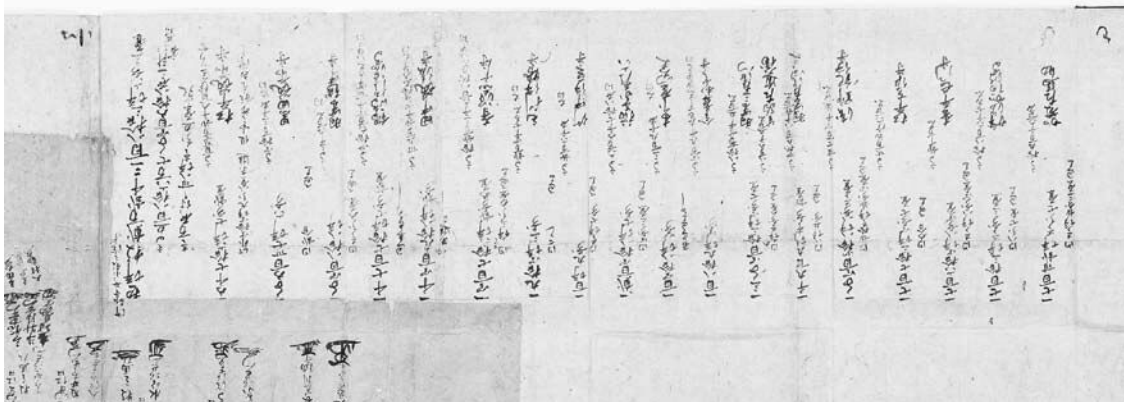


図2 部分・出役大名一覧



図3 鍋島家普請奉行葉茂長の花押

左：名古屋御城石垣絵図（靖國神社遊就館所蔵）

右：慶長十六年五月四日付葉茂長書状（佐賀県立図書館所蔵「坊所鍋島家文書」）

こうしたことから、遊就館本は慶長十五年のオリジナルの絵図であると考えられることができる。

二 助役大名の傾向と丁場割の特徴

ここでは「絵図」に登場する助役大名の傾向を突き、助役大名相互の關係に着目して、絵図から読み取れる丁場割の特徴について見てゆきたい。

助役大名の傾向

助役大名の傾向を見るために「絵図」から大名の一覧を作成すると【別表】のようになる。左から大名名、居城、名古屋城普請での役高すなわち賦課基準となつた石高、割り当てられた坪数、そして一番右にそれぞれの大名家の普請奉行を記している。

大名の顔ぶれを見ると、これまでもよく指摘されているように、豊臣恩顧の西国大名が動員されているが、別の見方をすると徳川家姻戚の大名が目立つ。これには頭に黒丸印（●）を付けた。国持クラスの出役大名のほとんどが徳川將軍家つまり家康・秀忠の姻戚であり、また浅野幸長（紀伊和歌山）の女は名古屋城の初代城主となる徳川義直と当時婚約した状態にある。

次に大名の表高すなわち幕府公認の石高と、役高すなわち実際の賦課基準となる石高について見てみると、例えば【別表】の一番上の前田利常（加賀金沢）は表高一〇三万石あまりであるが、役高は一三四万石あ

【別表】慶長15年名古屋城公儀普請助役大名一覧

	大名名	居城	役高(万石)	坪数(坪)	普請奉行のセット
●○◎	前田利常	加賀金沢	134.25100	5076.72	大橋九郎兵衛・杉江兵助／大橋九郎兵衛
●○◎	黒田長政	筑前福岡	40.30000	1537.60	衣笠因幡守・九鬼四郎兵衛
●○◎	細川忠興	豊前小倉	39.00000	1488.00	戸田助左衛門・中嶋左近
●○◎	鍋島勝茂	肥前佐賀	46.41468	1770.76	葉次郎右衛門尉・馬渡弥七左衛門尉
●○◎	田中忠政	筑後柳川	39.27105	1498.20	浅山大兵衛・和田太郎左衛門
○◎	寺沢広高	肥前唐津	12.36898	476.25	谷山平左衛門
○	毛利高政	豊後佐伯	2.47000	94.30	森河筑後守
○	竹中重利	豊後荷揚	2.60000	100.90	高木九郎左衛門／高木三郎左衛門(誤カ)
○	稲葉典通	豊後臼杵	6.57800	248.70	土屋弥兵衛
○◎	木下延俊	豊後日出	3.90000	148.80	八嶋九右衛門
○一	金森可重	飛騨高山	4.99232	189.40	稲本小左衛門・時枝久右衛門／稲本小左衛門
●	池田輝政	播磨姫路	80.75000	3413.47	本次勘解由・寺西次右衛門／寺西次右衛門・岩越二郎兵衛／寺西次右衛門
	生駒正俊	讃岐高松	8.59000	池田家	記載なし／伴次兵衛(花押なし)
●	福島正則	安芸広島	49.82000	1909.12	牧主馬頭・水野次右衛門／市橋五右衛門・米井弥右衛門・大村勘右衛門
●	浅野幸長	紀伊和歌山	37.42000	1448.81	生駒平兵衛・野田三太夫
●	山内忠義	土佐高知	20.26000	773.47	渋谷長左衛門・山田久兵衛
●	毛利秀就	長門萩	20.00000	764.84	藤井太郎右衛門・入江与三兵衛
●	蜂須賀至鎮	阿波徳島	18.67000	713.13	牧太郎左衛門
	加藤嘉明	伊予松山	19.16000	732.17	栗田伝右衛門・杉山吉左衛門／栗田伝右衛門
●	加藤清正	肥後熊本	記載なし	記載なし	記載なし

●徳川家姻戚の大名：浅野幸長女は徳川義直(尾張家初代)と婚約、他は全て将軍家姻戚

○表高に対して役高3割増しの大名

◎「名古屋御城御普請御役高ノ覚」の「御本丸之衆」

※加藤清正(約52万石・天守台)は絵図に記載なし

まりとなつている。前田家を含めて、頭に白丸印(○)を付けた大名は役高が表高に対して三割増しである。これは前年の丹波篠山城普請に出役しなかった大名が役高三割増しになっていたのであり、出役した大名は表高通りの役高となっている。後にも触れるが、慶長十五年二月の段階では篠山城普請に出役した大名は名古屋城普請は免除の方針であった

が、結局それらの大名も動員することになり、役高を差別することで彼らの名古屋城普請での負担を相対的に軽減したものと思われる。

助役大名相互の関係(1) 細川家の場合

助役大名相互の関係について、まず細川家(豊前小倉)の場合を見てみたい。細川家の家記である「綿考輯録」の巻十八によると、慶長十五年正月十九日、細川家では出役する普請衆が豊前小倉を出発する。同日付で、細川忠興の家老から家中の普請奉行に宛てた覚書³⁾には、「一、御普請組合、彦六殿・右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿組合ニ成候様ニ可仕事」とある。稲葉典通(豊後臼杵)・木下延俊(豊後日出)・毛利高政(豊後佐伯)と「御普請組合」となるようにという指示である。稲葉典通の嫡男一通の室は細川忠興の娘、木下延俊の室は忠興の妹で、細川家と両家は姻戚関係にある。毛利高政については細川家との姻戚関係は知られないが、忠興と高政は近隣の昵懇大名ということになる。また同じ覚書でもっと具体的に、「一、小屋も普請場も組衆を脇々ニ置候て、御家中中ニ有之様ニ可仕事」と、普請衆の駐屯する小屋場や普請丁場が細川家を中心において稲葉家などと隣り合うように配慮せよとも指示されている。

実際に「絵図」で細川家と稲葉家などの丁場を確認してみると、**【図4】**のようになっている。四角で囲ったのが細川家で、丸で囲ったのが稲葉家・木下家・毛利家である。実際に隣り合っている箇所が多いことが分かる。このように細川家家老から普請奉行への指示は実際の丁場割に反映されていた。これは幕府普請奉行との交渉が前提となるものである。

また、同じく正月十九日付の細川家中の掟書⁴⁾では、「一、余所ニ喧嘩

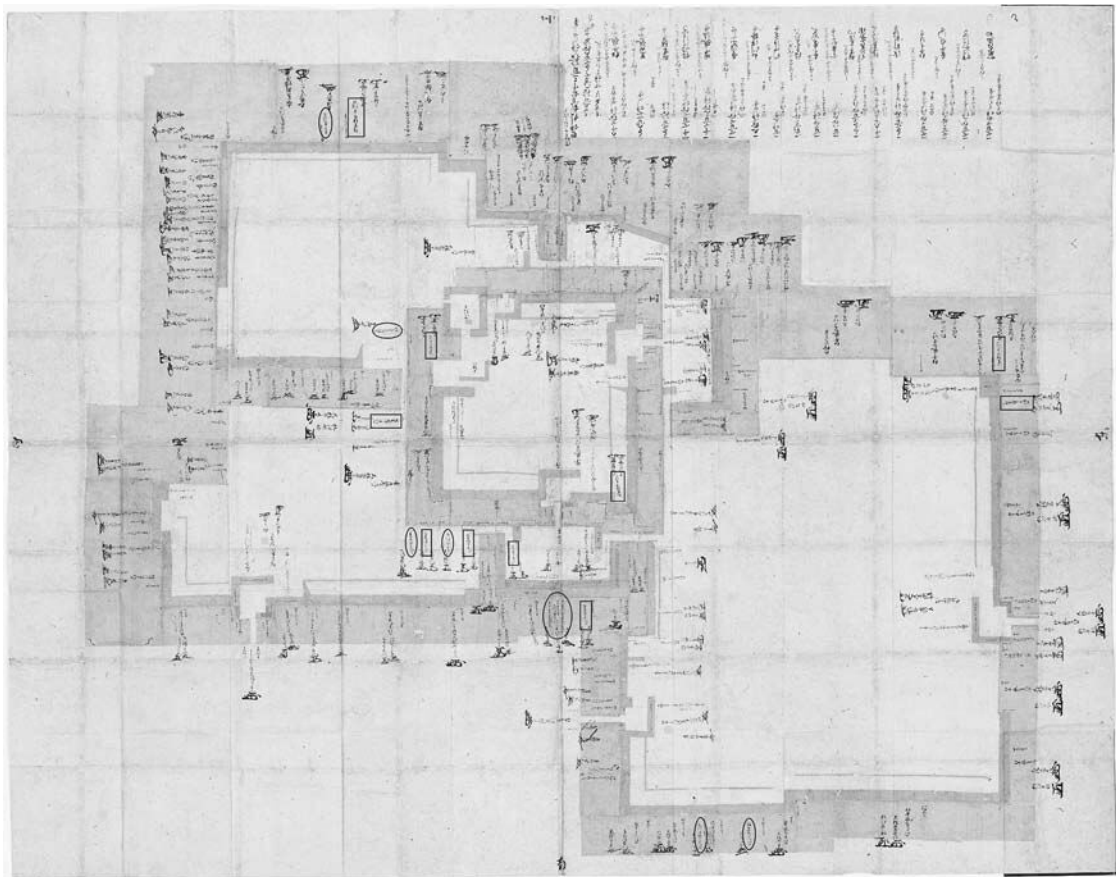


図4 細川家丁場 凡例：□細川／○稲葉・木下・毛利

有之共、見物もかたく停止、若相背は急度可成敗、稲葉彦六殿・木下右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿家中申事あらひ、此方家中同前こ覚悟可仕事」と、喧嘩およびその見物も禁止する条項の中で、稲葉家・木下家・毛利家で相論があった場合には、自家中と同様に取り扱うことを定めている。この掟書では他にも、「一、此方之普請場と、他所之町場との間へ、稲葉彦六殿・木下右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿、三人之内を入候様こ可仕候、万一其分こ不成所は、堺目を残置、他所之者に不構様に可仕立事」とあり、細川家と他家との丁場の間には稲葉家・木下家・毛利家の三家のうちの一つが入るようになること、また万稲葉家などと隣り合わない丁場については、その他の家には構わず、境目を残して築くことが定められている。つまり稲葉家などの境目は協調して築き、その他の家との境目は最後に幕府普請奉行の指示により擦り合わせを行いつつ築くことになるものと考えられる。細川家は「組合」である稲葉家・木下家・毛利家と協力しながら工事を進めたのである。

助役大名相互の関係(2) 山内家と四国(北海道)大名の場合

次に山内家(土佐高知)と四国大名の場合を見てみたい。

幕府年寄本多正信から山内忠義に宛てた二月十一日(慶長十五年)付の書状⁵⁾には、「四国衆当年御普請之儀へ、去年丹波之御普請被成候付而、御赦免之旨こ候、尤相替御普請御座候者、可被請取之由、示預候通披露仕候処こ、被入御念之段、悦被思召、一段之御仕合共こ御座候キ」とあり、二月の時点では前年丹波篠山城普請に出役した四国大名は当年の公儀普請を免除されていたが、忠義は別に普請があるようであれば出役したいとの旨を申し出ており、幕府の覚えも一段と良

かった。そして忠義は駿府への参勤の途中、近江草津で閏二月二日（慶長十五年）付の家康付幕府年寄および幕府普請奉行から名古屋城普請出役の命令を受け取り、同時に池田輝政（播磨姫路）からもその命令について伝達される。

山内家は丹波篠山城普請では、加藤家（伊予松山）、蜂須賀家（阿波徳島）、そして浅野家などと情報交換を行いながら普請に従事したが、同時にこの普請の惣奉行でもある池田輝政の動向に注視し、それに倣って行動した。名古屋城普請出役の命令を池田から伝達されたということもあり、名古屋城普請に際しても輝政の指南があったものと思われる。

山内家を含む四国大名（+浅野家）の丁場を「絵図」で確認する【図5】。南海道というくりで見れば紀伊の浅野家も四国大名と同じ地域と考えることもできる。四角で囲ったのが山内家・加藤家・蜂須賀家・生駒家（讃岐高松）の四国大名と浅野家で、丸で囲ったのが池田家である。やはりかなりまとまって丁場が割り付けられていることが分かる。

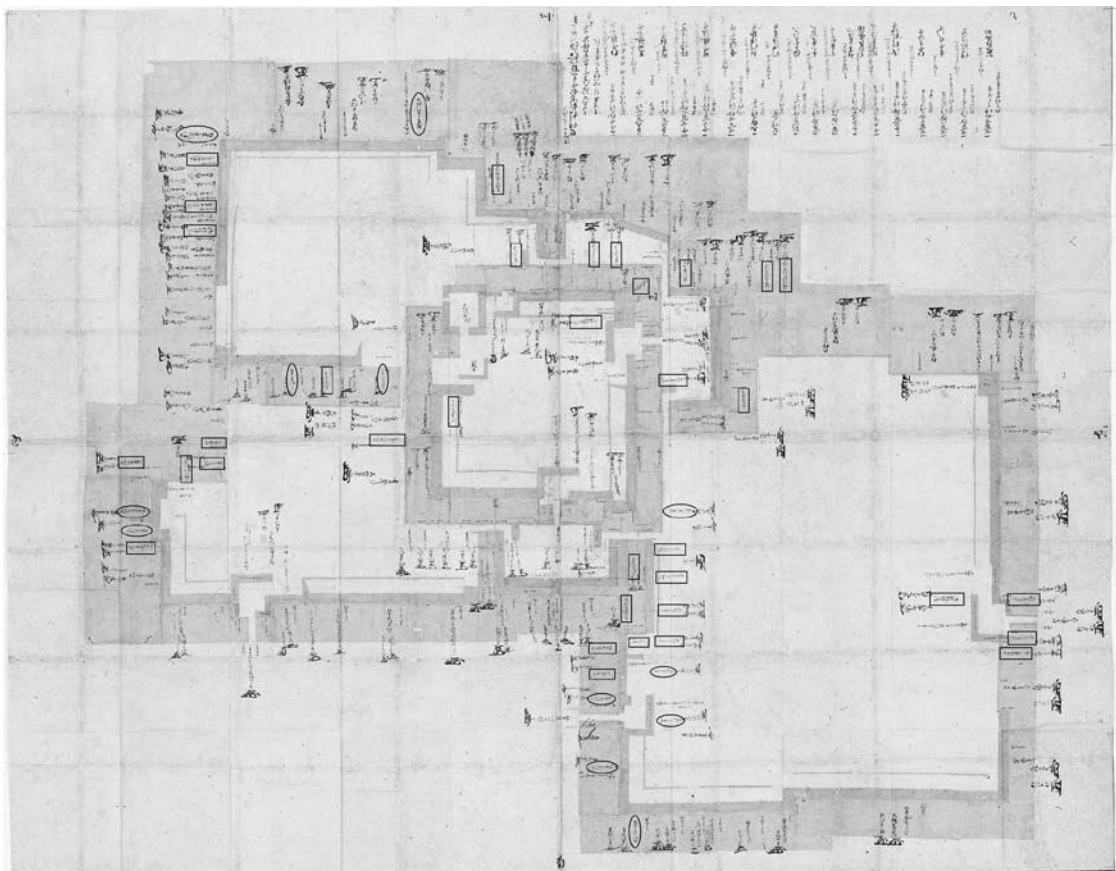


図5 四国（南海道）大名丁場 凡例：□山内・蜂須賀・加藤・生駒・浅野／○池田

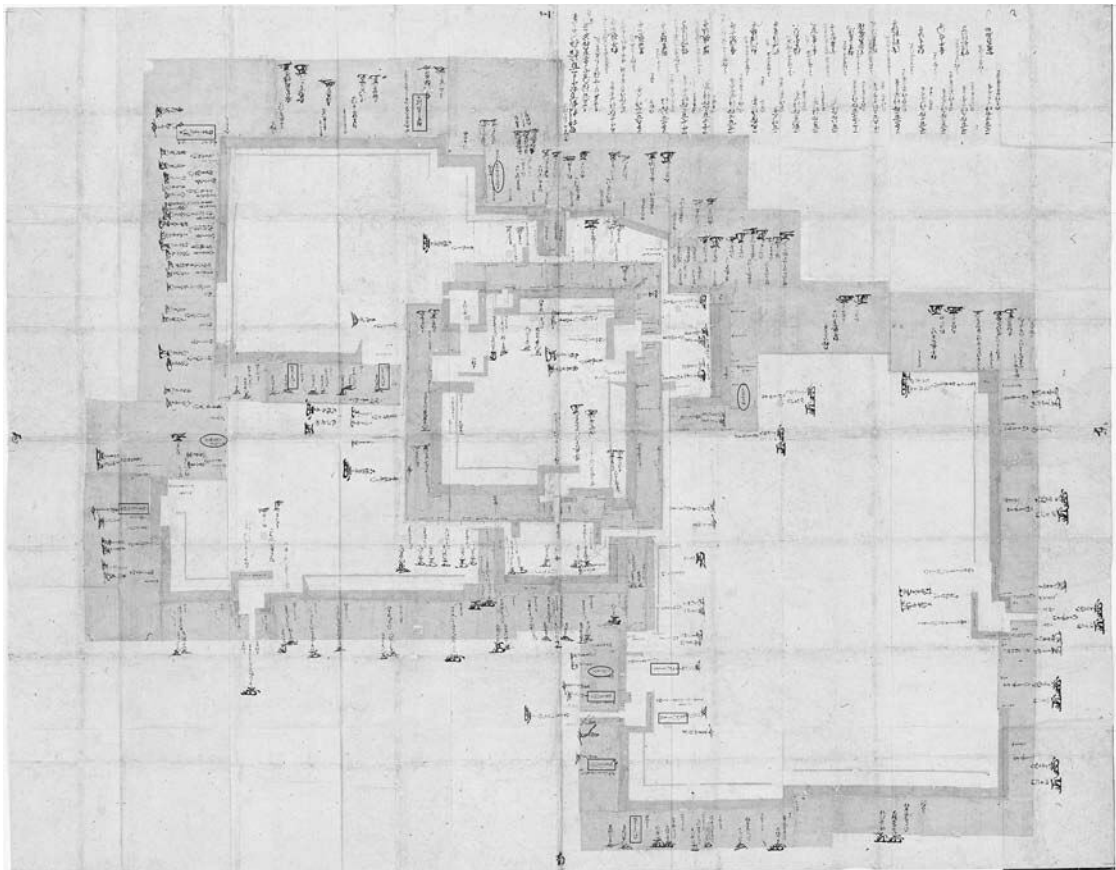


図6 池田家・生駒家丁場 凡例：□池田／○生駒

助役大名相互の関係③ 池田家と生駒家の場合

次に池田家と生駒家の場合について見てみたい。「絵図」では池田輝政と生駒正俊の丁場の坪数は合算、すなわち生駒家分は池田家分に算入されている【別表】。「絵図」では池田家・生駒家の丁場は【図6】のようになっている。四角で囲ったのが池田家、丸で囲ったのが生駒家である。必ずしも両者の丁場は隣り合ったものばかりではないが、生駒家の丁場について見ると、普請奉行名の記載そのものがない場合が多く【図7】、奉行名の記載があっても花押が据えられていない【図8】。これには事情があり、生駒家は慶長十五年三月十八日に当主の一正が亡くなり正俊は家督を継承した直後であり、生駒家は池田家の後見・指揮のもと普請に参加したものと考えられる。この時の関係からか、後に池田輝政四男輝澄と正俊の娘が婚姻することになる。

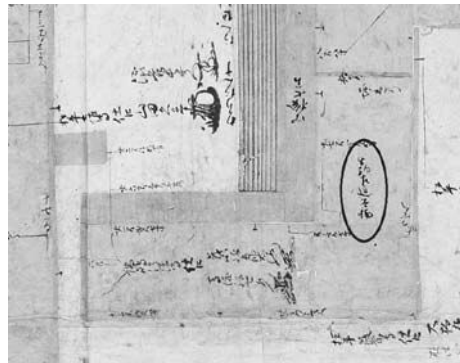


図7 生駒家丁場（搦手馬出）

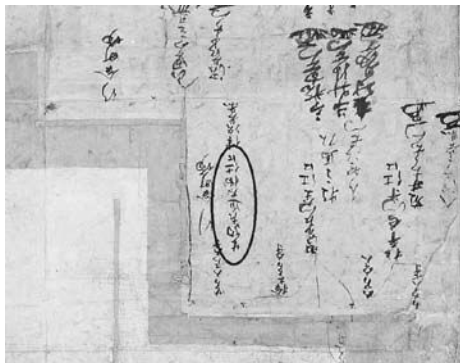


図8 生駒家丁場（深井丸北東部）

助役大名相互の関係(4) その他の大名

最後にその他の大名についても見ておきたい。

先ず中国大名の福島家(安芸広島)と毛利家(長門萩)の丁場である【図9】。四角で囲ったのが福島家・毛利家、丸で囲ったのが池田家でこれは参考として挙げた。やはり福島家・毛利家の丁場が隣り合う場合が多いことが確認できる。

次に九州大名の黒田家(筑前福岡)以下の九家である【図10】。四角で囲ったのが九州大名で、同じように参考として池田家を丸で囲んだ。九家と数が多いことから自然と丁場が隣り合うことが多くなるが、先に見た細川家と稲葉家などはもちろん、九州大名というくりで見ても丁場にまとまりがあることが見て取れる。

ところで、黒田家と細川家・蜂須賀家のように当時不仲だった大名についてはどうか【図11】。四角で囲ったのが黒田家で、丸で囲ったのが細川家と蜂須賀家である。丁場が近いところもあるが、隣接はしないことが分かる。

さて、これまで見てきたように池田家については四国大名を中心に、中国大名・九州大名のいずれとも隣接する丁場がある【図5・9・10】。ここでは詳しく扱うことはできないが、家康の信任厚い池田輝政の役割についても注目しておく必要があるだろう。

なお、前田家は役高の高さに相応して二ノ丸の大半とそのほかの部分でも何ヶ所も丁場を請け取っている【図12】。

また、本丸の北西に位置する深井丸の北東部分には「行合町場」と呼ばれるどの大名家にも割り付けられていない丁場がある【図13】。これは調整用の丁場として設定されたものと考えられる。

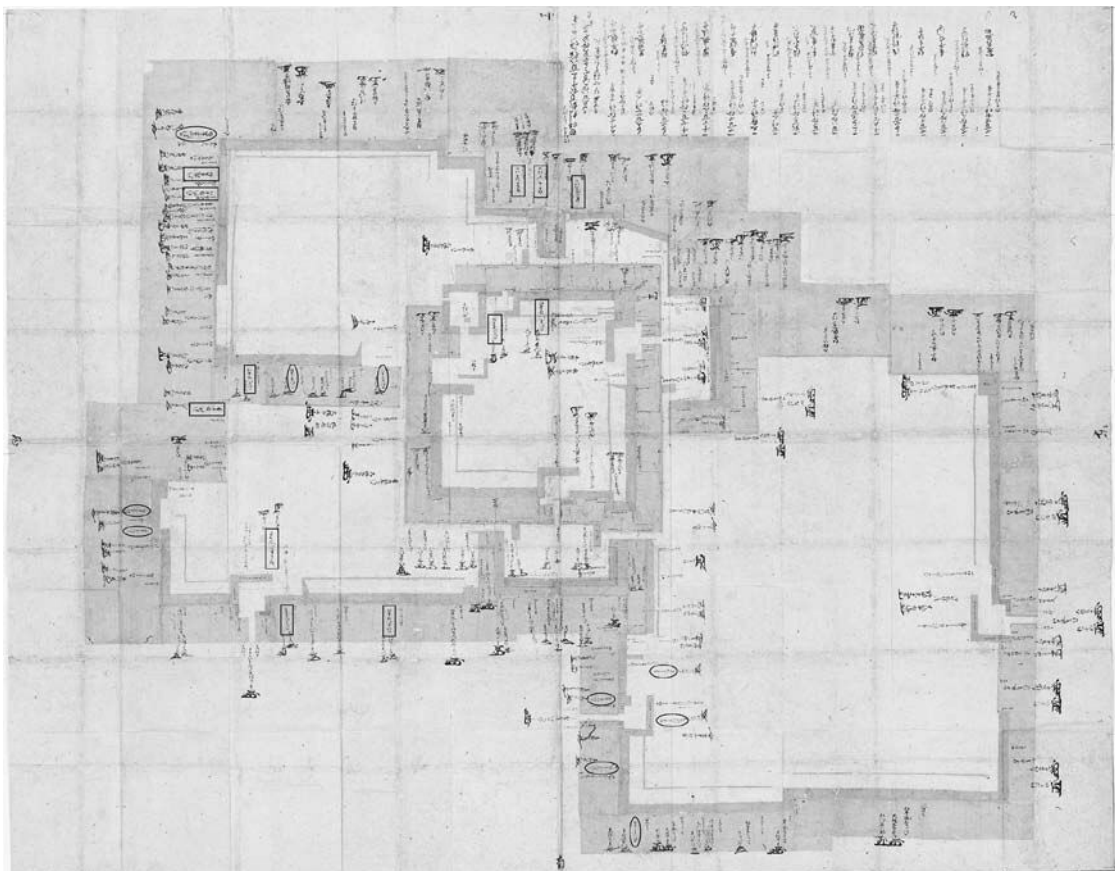


図9 中国大名丁場 凡例：□福島・毛利／○池田

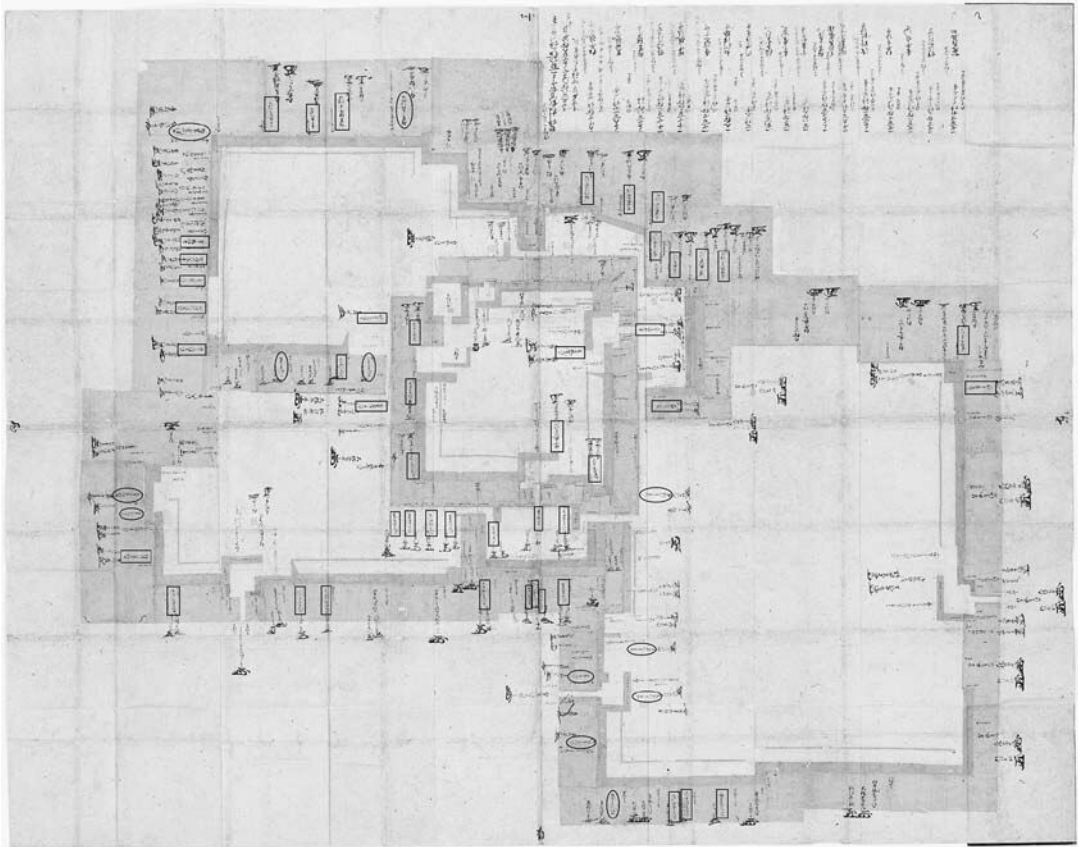


图 10 九州大名丁場 凡例：□九州大名／○池田

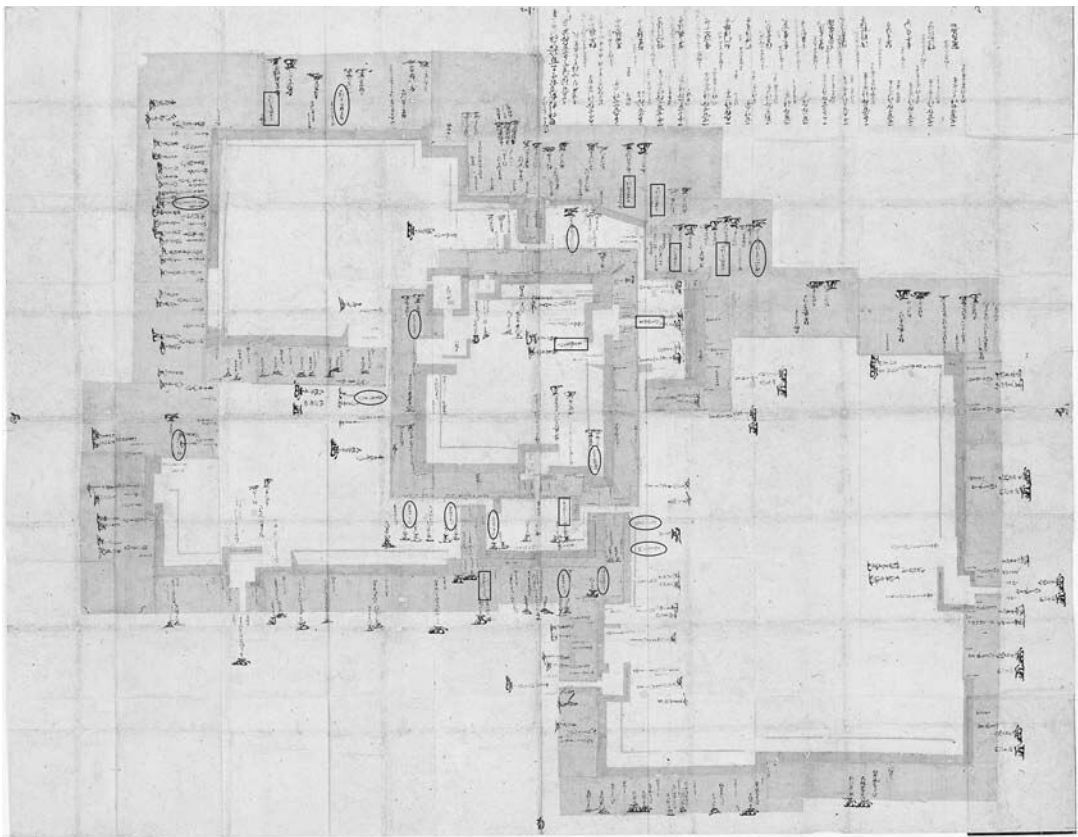


图 11 黒田家丁場 凡例：□黒田／○細川・蜂須賀

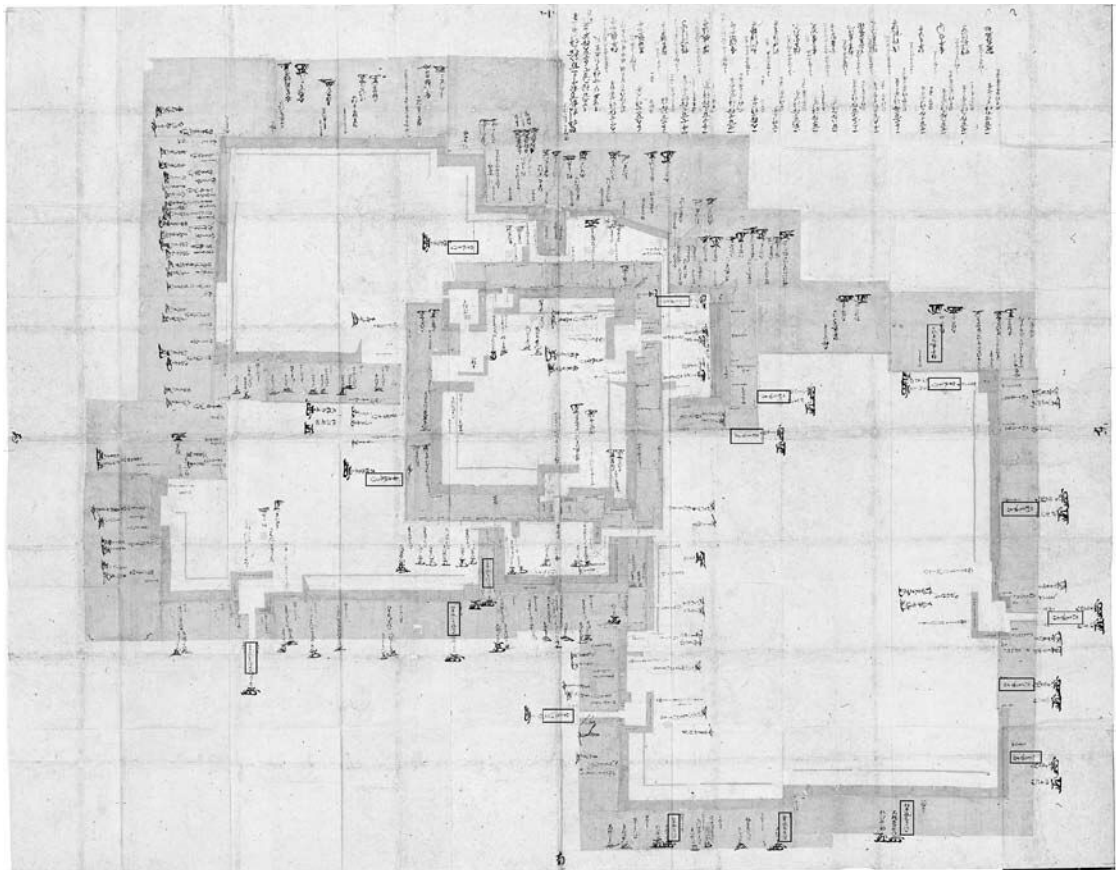


図12 前田家丁場 凡例：□前田家

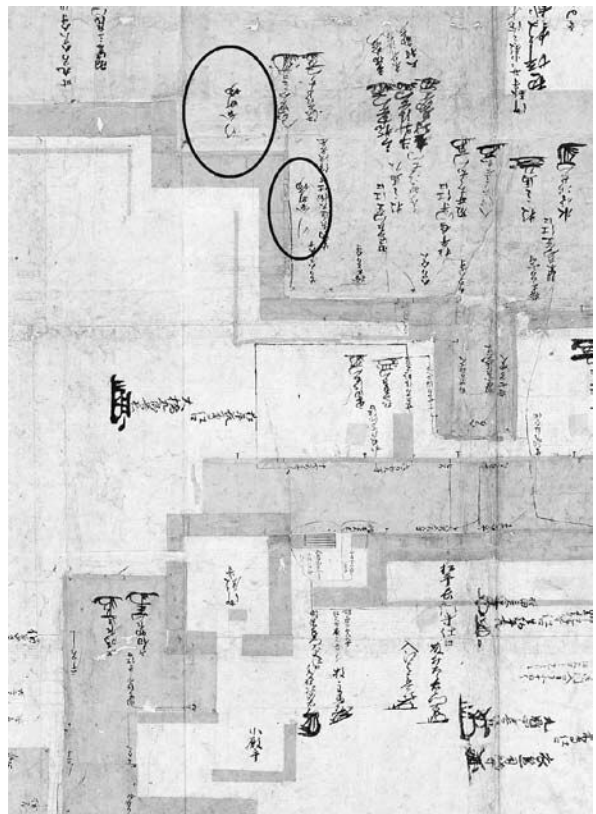


図13 天守・小天守・行合丁場（深井丸）

最後に、天守台は加藤家（肥後熊本）が単独で担当するということが、この「絵図」には記載されていない【図13】。また、小天守については翌年に穴太衆を動員して普請することになるので、やはり記載がない【図13】。

丁場割の特徴

これまで見てきた丁場割の特徴をまとめると次のようになる。

まず、四国大名・中国大名・九州大名などの地域ごとの丁場のまとまりがみられるということ。これは近隣大名間で工事の進捗を競わせるという意味もあると思われるが、細川家の「御普請組合」の例で見たように近隣の姻戚・昵懇の大名同士の丁場が隣接し、それらの大名間で自発的な協力関係が想定されるわけで、むしろそちらの意味を重視しておきた

い。のちの元和・寛永期の大坂城・江戸城普請で見られるような幕府の設定による大名の組編成は名古屋城普請では知られていないが、大坂城普請などで稲葉家・木下家は細川家の組に編入されるということもあり、元和・寛永期に完成される公儀普請のマナー・ジメメントにつながっていく意義があると考えられる。

また、逆に黒田家と細川家・蜂須賀家のように当時不仲の大名の丁場は隣接しない。幕府普請奉行は各大名間の関係に注意しながら、各大名家普請奉行との交渉・調整により丁場割を行ったことが見て取れるのである。

三 丁場割の決定過程／絵図の作成時期

ここでは慶長十五年の経過を六月三日の根石置きすなわち本工事開始前までについて改めて概観し、次に細川家において卯月十八日付で作成された「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」という史料について分析する。そして「絵図」に見える各大名家の普請奉行について検討して、「絵図」の作成時期を考えたい。

慶長十五年の経過

「絵図」の作成と関連して、六月三日の根石置き以前の慶長十五年の経過は概ね以下のようである。

・正月頃、「当代記」などによると、前年の十一月に幕府普請奉行牧長勝が現地に城地の縄張のために派遣され、正月に徳川家康自ら名古屋に赴き縄張を確定したとされる。家康自身が名古屋に赴いたとするのは定かではないが、この頃に城の縄張などが確定してきた

ものと思われる。

・正月十九日、細川家の普請衆が国許を出発し、先に触れた掟類が制定される。

・二月二十四日、秀忠が家康のいる駿府に到着し、諸大名も駿府に参府する。

・閏二月二日、山内忠義に名古屋城普請の命令が下される。二月十一日の時点では前年の篠山城普請に出役した大名は免除の方針であったが、彼らもここで追加されることになる。

・閏二月八日、参府していた助役大名が名古屋に向けて駿府を出発する。

・三月十八日、生駒家の当主一正の死歿を受けて、四月にかけて嫡男正俊が家督を継承する。

・四月十八日、細川家で「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」が作成される。

・五月十三日、細川忠利が自家の普請奉行である岡村半右衛門を手討にする。これについては本書第四章の後藤論文を参照されたい。

・六月三日、「当代記」によると、根石置きすなわち本工事が一斉に開始したとされる。

卯月十八日付「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」について

近年、熊本大学所蔵「松井家文書」の中から卯月十八日付「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（以下「役高ノ覚」とする）【口絵1・図14（a）（uは著者による）】という史料が発見された。慶長十五年四月時点での名古屋城普請の天守・本丸・二ノ丸以下の丁場坪数と各大名家の役高、



図 14 名古屋御城御普請衆御役高ノ覺 熊本大学蔵

細川家へ割当てられた丁場坪数に関する報告で、細川家普請奉行の岡村半右衛門・戸田助左衛門・中嶋左近の三名から細川忠興の家老へ宛てたものである。

「役高ノ覚」では助役大名を三つのグループに分けている。一つ目は「御天守」で、加藤清正が単独で担当する。次は「御本丸之衆」で、前田利常・細川忠興など七大名が本丸を担当する。助役大名の一覧表【別表】では二重丸印(◎)をつけておいた。前田家以外は全て九州大名である。最後が「御二ノ丸加衆」で、池田輝政・山内忠義など十一大名がここに含まれる。前年の丹波篠山城普請に出役した大名は全てこちらに含まれる。「御二ノ丸加衆」と「御本丸之衆」とで二ノ丸以下を担当する。各大名の役高は全て表高通りとなっている。

本丸と二ノ丸の分担のあり方は、三月二十二日(慶長十五年)付細川忠利書状に、「一、役こくははり候中国・四国・きの国衆へ、丹波さ、山ノふしん仕候間、今度之御ふしんへ、本丸ハ不残九州・北国・この衆仕候、二ノ丸の後跡之衆ともこいりこ仕候事」とあることから、三月の時点で既に決まっていたことが分かる。「役高ノ覚」には「美濃衆」の記載がないが、具体的な出役大名が決ま

らなかったのかもしれない。

また、代替わりの時期に重なった生駒家が「役高ノ覚」では「生駒讚岐守」(生駒一正、慶長十五年三月十八日卒)、「絵図」では「生駒左近大輔」(生駒正俊、一正嫡男)となっており、「絵図」に記載のある金森可重(飛騨高山)が「役高ノ覚」には現れない¹⁶⁾。従って「絵図」の作成は「役高ノ覚」の後、すなわち四月十八日以降であることが分かる。

「役高ノ覚」によると、先ず本丸の役高は全体で二四二・三九六七万石(㉔)、坪数は五八五二坪(㉑㉒)、一万石当たり約二四・一四二二坪(㉑㉒)の負担となっている。細川家は役高三〇万石に対し七五四・二六九坪(㉑㉒㉓)が割り当てられており、一万石当たり二五・一四二三坪(㉑㉒㉓)で、やや負担が大きい。これは個別の事情による誤差の範囲と考えられる。

次に二ノ丸以下の役高は全体で五〇五・九七二七万石(㉑㉒㉓)、坪数は一七八二九・五坪(㉑㉒㉓㉔)、一万石当たり約三五・二三八一坪(㉑㉒㉓㉔)の負担となっている。細川家は役高三〇万石に対し一〇五八・三三九坪(㉑㉒㉓㉔㉕)が割り当てられ、一万石当たり約三五・二七八〇坪(㉑㉒㉓㉔㉕)となっているが、こちらも誤差の範囲と考えられる。

「御本丸之衆」の負担は本丸と二ノ丸以下を足したもので、一万石あたり約五九・三八〇三坪(㉑㉒㉓㉔㉕)となる。細川家の場合は合わせて一八一二・六〇八坪(㉑㉒㉓㉔㉕㉖)が割り当てられ、一万石当たりでは約六〇・四二〇三坪(㉑㉒㉓㉔㉕㉖)となる。「御二ノ丸加衆」は一万石当たり約三五・二三八一坪(㉑㉒㉓㉔)であるから、「御本丸之衆」の負担は「御二ノ丸加衆」の約一・七倍(㉑㉒㉓㉔)となり、「御本丸之衆」の負担がかなり重いことが分かる。細川家など「御本丸之衆」の不満は強かったので

はないだろうか。ちなみに、天守台を除く本丸・二ノ丸以下の全体の坪数は二三六八一・五坪（二二三三）である。

一方で、「絵図」では全体の役高が五八六・七四五八三万石、坪数は二二三八三・六三坪で、一万石当たりの坪数は約三八・一五坪、細川家の役高は三九万石すなわち表高の三割増で、これに対し一四八八坪、一万石あたりでは約三八・一五坪となっている。一万石当たりの坪数は統一され、その代わり、篠山城普請に出役しなかった大名の役高を三割増し、すなわち負担を一・三倍にするというのが、落しどころだったと思われる。この「役高ノ覚」は丁場割の決定過程の一端を示すものとして興味深い史料である。

「絵図」に見える大名家の普請奉行

次に「絵図」に見える各大名家の普請奉行について検討したい。【別表】の一番右の欄は各大名家の普請奉行の名前を書き出したものであるが、スラッシュで区切ったのは、「絵図」に現れる普請奉行の組み合わせを示している。例えば福島家であれば、牧・水野の組み合わせで現れる箇所と市橋・米井・大村の組み合わせで現れる箇所があるということになる。前田家・池田家なども同様である。これによると、大名家によってばらつきはあるが、二人一組の家が多く、役高の低い大名では一人のみとなっている。

前田家・池田家・福島家のように普請奉行の組み合わせが複数ある大名家があることは、絵図に基づいて一度にすべての丁場が割り付けられたのではなく、複数回各大名家の普請奉行を招集して会議を開いたことを窺わせる。それらの会議で幕府普請奉行は各大名家の意見・要望を調

整して丁場を割付け、各大名家普請奉行はその場で丁場を確認して請取の花押を据えたものと考えられる。

ところで、絵図の細川家普請奉行に卯月十八日付「役高ノ覚」にはあった岡村の名前が見えず、中嶋・戸田のみが花押を据えている。このことは絵図の作成が五月十三日の手討事件後であることを示しているのではないだろうか。

絵図の作成時期／丁場割の決定時期

絵図の作成時期すなわち丁場割の最終決定時期についてまとめておく。先ず「役高ノ覚」と「絵図」の天守台・小天守台を除く惣坪数を比較すると、それぞれ二三六八一・五坪、二二三八三・六三坪で、「絵図」は「行合町場」の分が除かれた数値であるので、両者の間で縄張全体としてみれば大きな変更はなかったものと見られる。しかし、「役高ノ覚」の四月十八日時点から「絵図」作成までの間に、大名への割付方法・基準の変更があり、そのために丁場割そのものを全体として見直さなければならなかった。三月の時点では本丸・天守の根石置きは五月一日の予定であったらしいが、それが六月三日に延期されたものとする、それは丁場割の変更の影響によるものと考えられる。金森可重もその間に助役大名として追加された。

また細川家の普請奉行の名前から、五月十三日の細川忠利の岡村半右衛門手討事件以降、六月三日の本工事開始以前に、複数回の会議により絵図が作成されたものと考えられる。そして概ね絵図のプランに従って着工されたものと思われる。ただし、すでに見たようにどの大名家にも割り当てられていない「行合町場」が存在することから、着工前に全て

割付けるのではなく着工後の調整があったことも分かる。

ところで、絵図のプランでは本丸と深井丸の謎の接続が見られる【口絵2・図1・13】。実際には本丸と深井丸は堀で分離されているので、絵図作成後に天守台周りのプランについては大幅な変更があったことになる。天守台を担当した加藤清正は八月に工事を終えて九月八日には国許に帰り着いたとされるので、それまでにプランの変更があったと考えるのが自然であるが、絵図による丁場割の決定後、六月三日の根石置きの前なのか後なのか、具体的にどの時点でプランが変更されたかは謎として残る。

おわりに

本稿の内容をまとめて、今後の課題について述べておきたい。

「名古屋御城石垣絵図」は慶長十五年六月の本工事開始時のプランを描いたものであった。幕府普請奉行は何度も各大名家の普請奉行を招集して、各大名家の意見・要望を調整して丁場を割り付け、その最終的な結果を「絵図」に書き込んでいった。各大名家の普請奉行は「絵図」で自家の丁場を確認して該当箇所^⑬に請取の花押を据えた。「絵図」は細川家での「役高ノ覚」作成の四月十八日以降、さらに言う^⑭と細川忠利による岡村半右衛門手討事件の五月十三日から根石置きの六月三日までの間に作成されたと考えられる。

「絵図」に示された丁場は、中国・四国・九州等、大名の地域ごとにとま^⑮とまりが見られるが、その地域の中でも、近隣・姻戚・昵懇など、大名相互の関係が丁場割に反映されている。そこからは大名相互の協力関係が想定される。

今後の課題としては次の二点を挙げておきたい。

まず一つ目は、大名相互の関係が実際の石垣からも見て取れるか、例えば自発的な協力関係にある細川家と稲葉家などとの境目と、細川家とそれ以外の家との境目に違いがあるかといったことである。

そしてもう一つは、絵図に見られる本丸と深井丸の謎の接続は、どの段階でプラン変更され、現在みられるような本丸と深井丸を堀で分離するプランとなったのか、ということである。

これらについては文献史料や絵図史料をさらに綿密に読み込んでゆくことはもちろんであるが、それだけではなく石垣調査とも連携しながら解明されていくことが期待される。

補論

シンポジウムでは服部英雄所長より、本稿で慶長十五年の史料として扱っている「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（熊本大学蔵）の年次は慶長十四年ではないか、また「名古屋御城石垣絵図」（靖國神社遊就館蔵）の成立時期についても慶長十五年四月十九日頃より前であるとの見解が示された。これについて、シンポジウムでの討論と重なる内容もあるが、私見を述べておきたい。

まず、「役高ノ覚」は以下に述べるように慶長十四年のものではない^⑯と考える。

慶長十四年の丹波篠山城普請に出役した山内家（土佐高知）の普請奉行が五月十六日（慶長十四年）付で現地から国許に送った書状の一節に、
「一、丹波亀山こも御普請可有御座様こ、丹後衆被申候間、石場・小屋場取こ一昨日遣申候、是日慥か成儀にて御無座候へ共、惣様取こ被遣由

申候間、右分申付候事」という記述がある。丹波亀山でも公儀普請があるだろうとの情報を「丹後衆」（京極家、あるいは「丹波衆」の書き誤りか）から聞いた、他家もみな石場・小屋場を確保するために下奉行を派遣することなので、山内家でもそのために下奉行を派遣したという内容である。山内家の普請奉行は、この書状を書いている時点では亀山城の普請は確実な話ではないものの、現地情報としてかなり確度のあるものと考えて、万一出役を命じられた際に備えて石の確保に乗り出したのである。慶長十四年五月中旬の時点では、名古屋城の普請を行うという家康の意思は諸大名の間に伝わっていたとしても、山内家など篠山城普請に出役している大名の間では、次は名古屋城ではなく亀山城普請を命じられる可能性が高いと認識されていたものと考えられる。

山内家についてはこれ以上のことは分からないが、亀岡市内の慶長十五年亀山城普請の際の石切場には、「三之内」（池田輝政）、「あさのきい」（浅野幸長）と刻印された石が多数残存しており、実際に池田家と浅野家では、亀山に下奉行を派遣して石の確保に動いていたことが確認できる。しかし結局は池田家も浅野家も名古屋城普請の方に出役することになり、結果として石切場に多数の刻印石が残されることとなったのである。慶長十五年の名古屋城・亀山城の公儀普請では、助役の大名人が現地に詰めており、一つの大名家が同時に両方に出役することはないと考えられる。例えば、名古屋城普請に詰めている浅野幸長より藤堂高虎に宛てた七月二十八日（慶長十五年）付書状には、「丹州亀山御普請之儀、各被仰談致出来、駿府へ御下之由、誠早速御隙明、御浦山敷存候、当地（名古屋）可有御見廻処、御用之由二付、直々吉田へ御渡海之由、御尤候」とあり、亀山城普請に総責任者として詰めていた藤堂

高虎が、普請が終了したので駿府へ報告のために参勤することとなったが、名古屋には寄らずに伊勢湾を直接吉田（現豊橋市）に渡海したことが分かる。幸長は亀山城普請が早々に終了したことを「御浦山敷」と述べているが、仮に浅野家が亀山城普請にも出役していたとするとこのような表現にはならないであろう。

「役高ノ覚」に記される縄張全体の坪数は「絵図」に記される坪数に近い具体的な数値であり、現地名古屋以外の場所で試算された概数とは考えられない。また「役高ノ覚」には山内家・池田家・浅野家など「絵図」に見える大名家が金森家を除いてすべて現れるので、他家にも細川家同様に具体的な丁場の坪数が幕府側から知らされていたはずである。これが仮に慶長十四年四月のものであるとすると、幕府はその時点で基本的な縄張を済ませたうえで、各大名家の普請奉行を現地で招集しなければならぬ。篠山城普請を命じられた山内家などがそれに並行して自家の普請奉行を名古屋に派遣して幕府普請奉行の指示を受けて石の確保などの準備を行い、さらに五月に亀山城普請のための石の確保にも動くということになり、矛盾した状況となる。慶長十四年十一月に幕府普請奉行牧長勝が名古屋に派遣されて地割・縄張を行ったとする「当代記」の記述とも齟齬する上に、各大名家の普請奉行を現地に詰めさせた状態で、結局一年以上後に根石置きが行われるというのは理解しがたいし、仮にそこで招集した大名家の普請奉行をいったん解散させるとなると、それはそれで理解しがたい。

なお、「役高ノ覚」では、山内忠義が「山内対馬守」となっているが、山内忠義は慶長十五年閏二月十八日に秀忠より「土佐守」を命じられ、三月一日付で「土佐守」の官途状と「忠」の一字書出が発給されている

ので、「役高ノ覚」の年次が慶長十五年であるとするが官職が合わないとの疑問もありうるが、朝廷からの口宣案は九月二十八日付で出されており、山内家より細川家への正式な披露が済んでいなければ、忠義が細川家内で「対馬守」とされていてもおかしくはない。

次に「絵図」の作成時期についてであるが、服部所長の見解を要約すると概ね次のようになる。及川が推定したように「絵図」が慶長十五年五月十三日以降の作成であるとする、天守台周りのプラン変更のため六月三日の根石置きまでに堀を掘って根切りを行うのは無理がある。従って、「絵図」は本工事着工時のプラン（実施案）ではなく、一段階前のプラン（旧案）であり、四月十九日（慶長十五年）付浅野幸長書状に「御繩張御鋏始ニ付不得隙」とあることからすると、鋏始めは四月十九日頃で、「絵図」の作成はそれよりも前となる。

先ず本稿で見たように、「役高ノ覚」と「絵図」の前後関係は、「役高ノ覚」が前、「絵図」が後であることから、「役高ノ覚」の年次が慶長十五年である以上、「絵図」の作成は少なくとも慶長十五年四月十八日以降ということになる。

本稿ではさらに、細川家普請奉行の三名のうち岡村半右衛門の名前が「絵図」に見えないことから、「絵図」の作成は岡村が細川忠利に手討にされた五月十三日以降であろうと推定した。岡村が存命のうちでも、石切丁場の方において「絵図」に基づく丁場割付の会議に出席しなかったという可能性も考えられるが、複数回にわたる会議を全て欠席したとなると、忠利との確執から岡村がすでに実質的に普請奉行の職を解かれていたことになる。後藤論文（本書第四章）で述べられているように、岡村が忠興（忠利父）が特別に任命した普請奉行であることからすると、忠

利の一存で更迭することはできなかったはずであり、「絵図」の成立はやはり岡村の死後である蓋然性が高いと考える。

「当代記」による六月三日根石置きの記事が正しいとして、「絵図」作成から根石置きの間天守台周りのプランを変更して堀を掘り、根切りを行うには無理があるようにも思えるが、必ずしも本工事開始時に本丸・天守台全ての根切りが現在見られるプランの通りに終わっている必要はないと考える。

六月二十日に本丸の竣工に対して家康の御内書（感状）が発給されていることが加藤家や細川家など数例知られているが、これにより本丸・天守台の全てが竣工したと見ることはできない。仮に「当代記」の六月三日根石置きの記事が必ずしも正確ではなく、本丸・天守台については元の予定通り五月一日に根石置きが行われたとしても、四月十八日以降に幕府普請奉行が丁場の割付基準の変更も含めて各大名との調整を終わらせた上で「絵図」を作成し、それまで本丸には当たっていなかった浅野家・福島家・毛利家に本丸を担当させ、さらに天守台周りの大幅なプラン変更をすることの方が無理がある。また、六月三日根石置きが正しいとすれば、それまでに天守台周りのプラン変更が決定されたとしても、根石置き後に一斉に工事を開始して二週間程度で本丸全体を竣工させるには、特に細川家のように本丸で複数の丁場を割り当てられた家にとつては無理がある。また天守台を担当した加藤清正は八月に工事を完了させたときであるので、本丸・天守台の普請はそれまでは続いていたのである。六月の家康の感状はいくつかに分けた工区のある部分の竣工を受けたものであると考えられる。

そのように考えると、「絵図」の作成後、六月三日以前に天守台周り

のプラン変更が決定されたとしても、これに替わる別の絵図は作成されず、天守台周りの改変箇所を除けば、基本的に「絵図」に従って着工されたものと見ることができ、逆に六月三日以後にプラン変更が決定されたとすれば、当然「絵図」に従って着工され、一部工事のやり直しが発生したとしても、家康の意向として半ば強引に変更プランを実施したと見ることができ。

以上のことから、「絵図」を六月三日の本工事開始時のプランとみて問題はないと考える。しかしながらプラン変更の具体的な時期は依然として不明であり、今後の石垣調査の進展なども注視する必要がある。

註

- (1) 『日本名城集成 名古屋城』(小学館、一九八五年)、『巨大城郭 名古屋城』(名古屋城特別展図録、二〇一三年)。
- (2) 以下、本絵図の解説は、及川亘「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八七号、二〇一九年)による。詳しくはそちらを参照されたい。
- (3) 『綿考輯録』卷十八(『出水叢書2 綿考輯録』第二卷)。
- (4) 『綿考輯録』卷十八(『出水叢書2 綿考輯録』第二卷)。
- (5) 高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」老中奉書七号。
- (6) 閏二月六日(慶長十五年)付山内忠義書状(高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収)。
- (7) 五月十三日(慶長十四年)付山内忠義書状(高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収)、五月十六日(慶長十四年)付山内掃部佐書状(同上)など。
- (8) 篠山城普請では、年月日欠(慶長十四年六月)山内忠義書状(高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収)によると、幕府は初め大名本人の現地への出勤を禁止したが、七月二十一日(慶長十四年)付山内忠義書状(高

知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収)によると惣奉行である池田輝政が現地へ赴くことになり、山内家でも池田家からの情報を得つつ、輝政に倣って忠義本人も篠山へ出勤することになった。

- (9) 浅野幸長も、いまだ名古屋城普請への出役が正式に決定しない段階の慶長十五年二月六日に金座の後藤光次に宛てた書状(『大日本古文書』『浅野家文書』一八七号)の中で、名古屋城普請について「羽三左殿と申談、何やうとも三左衛門殿次第可仕候間、可御心安候」と池田輝政の指南に従うべき旨述べている。

- (10) 『大日本史料』第十二編之七、慶長十五年三月十八日条。
- (11) 慶長十六年七月二十三日付穴太駿河扶持米請取状(『穴太駿河家文書』)など。
- (12) 『当代記』慶長十四年十一月十六日条、「同」正月九日条、「蓬左遷府記稿」など。
- (13) 藤井讓治『徳川家康』(吉川弘文館、二〇二〇年)によると、慶長十五年初の家康は正月九日に駿府発、遠江相良に向かい同十三日には駿府着、同十九日に駿府発、同二十四日に遠江中泉着、二月二日に中泉発、同四日に駿府着である。

- (14) このうち生駒家は代替わり前の「生駒讃岐守(生駒一正)」となっている。山内忠義は閏二月に將軍秀忠より「土佐守」を命じられ「忠」の字を賜るが、「山内対馬守」のままになっている。これについては「補論」で後述する。
- (15) 八代市立博物館未来の森ミュージアム寄託(松井文庫所蔵)「松井文書」一六〇七号(同館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書』八二〇〇四年所収)。
- (16) 金森可重が実際に慶長十五年の名古屋城普請に出役していることは、年月日欠(慶長十五年九月)鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成 古文書編』八「多久家文書」二八三号)に「雲州(金森可重)への石」とあることから明らかである。なおこの書状が名古屋城普請に関連するものであることは、及川「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」(『近世前期の公儀軍役負担と大名家 佐賀藩多久家文書を読みなおす』岩田書院、二〇一九年)を参照のこと。
- (17) 前掲註(13)、三月二十二日(慶長十五年)付細川忠利書状には、「御本丸・御天守の分へ(中略)ね石へ五月一日と被仰出候間」とある。

- (18) 「蓬左遷府記稿」・「清正行状」など。
- (19) 五月十六日（慶長十四年）付山内掃部佐書状（高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収）。
- (20) 『築城四〇〇年記念 丹波亀山城石切丁場跡調査報告書 丹波亀山城の謎』地域資源を掘り起こす会編、二〇〇九年。
- (21) 前掲註（16）及川論文。慶長期（豊臣家滅亡以前）に公儀普請が軍役として大名に賦課される場合、大名本人の出役は任意ではない。直接幕府から大名本人の出役が求められず、大名本人が戦功の一種と考えて自発的に現地に出役する場合でも、軍役としての性格上、それは半強制的なものである。逆に慶長十二・十三年の駿府城普請のように大名本人の出役が停止される場合は、「御自身御下候事堅御無用」（閏卯月十八日「慶長十二年」付毛利秀就宛幕府普請奉行連署書状、「毛利家文庫」2幕府57）などと明示的に指示される。なお、元和・寛永期（豊臣家滅亡以後）の大坂城・江戸城などの公儀普請では、基本的に大名本人の出役は停止される。
- (22) 「宗国史」賜書録四所収。
- (23) 閏二月二十九日（慶長十五年）付山内忠義書状（高知城歴史博物館所蔵「山内家文書」長帳甲一所収）、山口和夫『近世日本政治史と朝廷』（吉川弘文館、二〇一七年）第一部第四章。
- (24) 「備後三原浅野文書」。
- (25) 「加藤神社文書」（加藤清正宛、『大日本史料』第十二編之六、慶長十五年二月是月条の補遺所収）、「綿考輯録」卷二十八（細川忠利宛）、「生駒家玉簡集」（生駒正俊宛）など。管見の限り原本は知られておらず、取り扱いは慎重を要するが、反証もないので一応家康の感状発給を信じておく。なお、これらの感状のなかに「日向記」所収の伊東祐慶（日向飢肥）宛（東京大学史料編纂所架蔵謄写本「日向記」六、卷十三「祐慶主所々御普請事」）のものがあるが、伊東家は他に「絵図」も含め名古屋城普請出役の所見がない。この感状も正しいものとするれば、日向から名古屋に着くには数週間かかるので、「絵図」作成後に伊東家が助役大名として追加されたとは考えにくく、伊東家の普請

衆の着到が遅れたことになるが、「日向記」では「一、尾州名護屋ノ城本丸ノ普請有之、翌十五年庚戌正月人夫上ル、二月ヨリ取付、同九月調」と、正月に普請衆が上ったことになっており、要検討である。

また同じく「日向記」では「一、慶長十四年己酉、十二月丹波亀山城普請被仰付、人夫千五百人上ル」と、伊東家が名古屋と亀山に同時に出役したことになっており、こちらも要検討である。人夫の数からすれば千石夫役（表高五万七千石の伊東家であれば最低五十七人）ではなく軍役として賦課されたことになるが、本文および註（21）に述べたように、名古屋と亀山に同時に出役することは考えにくい。管見の限り、このような例は他の文献史料で見当たらず、名古屋城のことを亀山城としてしまったか、記述のどこかに誤りがあると考えられる。

〈コラム2〉

天守台の設計変更

原 史彦

五種類の計画図面

名古屋城の天守台周辺は、縄張り形態の異なる数種の図面の存在により、築城過程で幾度かの設計変更が行われたことが判っており、現状と同様の江戸時代の図を含めると五種類の形態が確認できる。

現状は北に五層の大天守、南に二層の小天守を配置し、橋台で連結している。小天守北側の登り段から口御門を入り、小天守地階を折り返して奥御門より橋台を渡り、大天守の口御門に至るのが現状の進入経路だが、当初の計画は大天守の西側にも開口部があり、小天守へは南側の登り段を経て西側の口より侵入する案が考えられていた。

形態の変遷順に示せば、①大天守西側に小天守を設ける計画図（「なこや御城惣指図」中井正知氏・中井正純氏蔵）、②大天守西側の小天守を取りやめ、櫓形を築く計画図（「尾陽名護屋城図」名古屋市蓬左文庫蔵他）、③大天守西側の櫓形を取りやめ、西側から直接大天守に入る計画図（「名古屋城普請町場請取絵図」徳川美術館蔵他）、④大天守の北側と西側を現状のように堀とするが、南の小天守には南側の登り段を経て西より入る計画図（「なこや御城之指図」中井正知氏・中井正純氏蔵）と、⑤現況図である。令和元年（二〇一九）に及川亘氏によって紹介された「名古屋御城石垣絵図」（靖國神社遊就館蔵・以下「本図」という。）は、③の図の原本と確認されている。

この五種類の中で魅力的な図は①の西小天守を描く図である。現在の

大天守台西側最上部にも開口部を塞いだ跡（図1）があり、古くより西小天守への接続部を塞いだ跡と言われていた²⁾。宝暦の大修理時の石垣積み直し仕様書ともいふべき「御天守御修復取掛り方惣出来迄仕様之大法」（宮内庁宮内公文書館蔵）にも、「西側御石垣切抜之所」と明記されているため、築城時よりこの開口部が存在していたことは確かである。この時、西側の石垣はほぼ全面積み直したにも拘わらず、元の開口部を復元していることから、何か意味のある箇所として認識されていたのだろう。

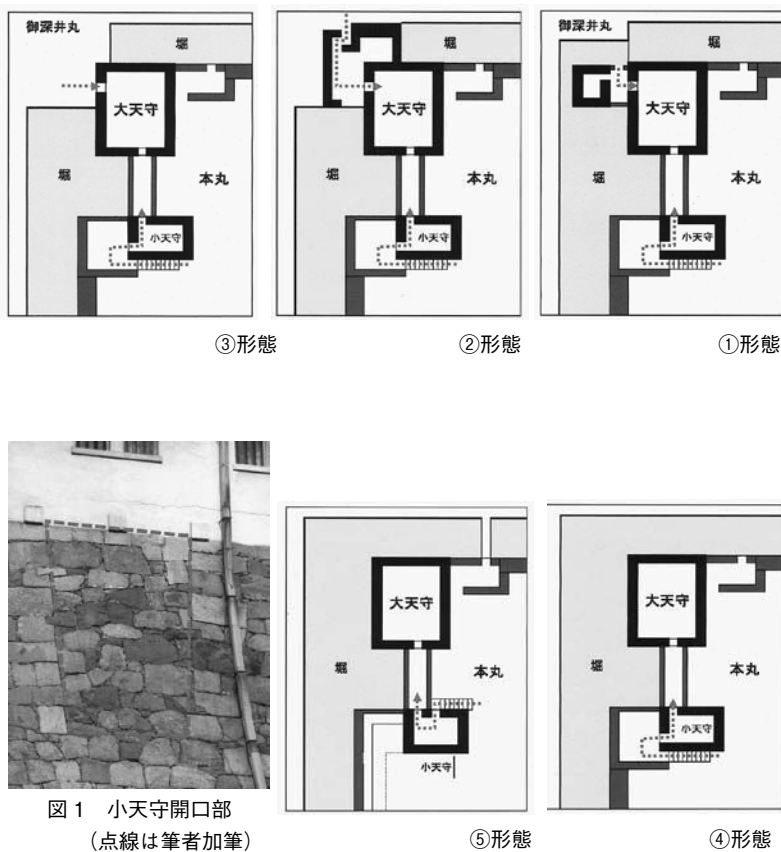


図1 小天守開口部
（点線は筆者加筆）

机上案のみの西天守

ただし、この西小天守案は机上案だけで終わったとみるべきである。どのような図面が引かれようとも、その図面にある石垣を築く丁場割がされない限り、普請には取り掛かれないからである。石垣の根石置きが行われたのは、『當代記』の記事を根拠とすれば慶長十五年（一六一〇）六月三日である。「細川忠利書状 家老宛」（松井文庫蔵）でも「ね石ハ五月一日と被仰出候」という見解を「三月廿二日」時点で示していることから、やや当初予定よりは遅れたものの、五月末か六月初頭に根石置きがあつたとみて差し支えない。

またそれ以前に、堀が掘られていなければ、堀底より石垣を積むことは出来ない。閏二月十九日付の「細川忠興書状 長岡内膳宛」（『綿考輯録』所収）に「なこや堀」の普請用人足として、美濃国津屋の石切場に従事している者を数日中に遣わせるといふ記事や、『當代記』の三月十日条で「尾州名小屋普請場」で黒田家中と平岩家中とで喧嘩があり死人が出たという記事があることを傍証として、堀の掘削は慶長十五年閏二月末か三月初旬頃より開始されたのではないかと思われる。

しかし、「名古屋御城御普請衆役高ノ覚」（熊本大学蔵）の記述より最初の丁場割時期は四月十八日以降と確認できる他、本図の製作時期を細川家普請奉行・岡村半右衛門が成敗された五月十三日以降とする木村慎平氏の見解や第二章の及川亘氏の見解があるため、丁場割以前より堀の掘削を開始したことになる。その作業はどのように指揮されたかの疑問は残るが、いずれにせよ掘削の過程で天守台北西部の設計が変更され、根石置きの直前には素掘り状態の堀があらかた完成していなければならぬ。

なお、丁場割は普請を担当する各大名家の普請奉行が署名する③の形状で行われたわけで、根石置きも当然、この形状ないしは、設計変更後の形状で開始されたはずである。③の縄張りが承認された以上、既にこの時点で西小天守案が消えている限り、西小天守台が築かれることは無い。

設計変更の時期

次に大天守台と御深井丸が地続きとなっている③の案が、現行のような堀となる計画変更をいつとするかが問題となる。従来は加藤清正による天守台普請が終了した後、慶長十五年十月以降に前田利光（利常）により変更されたと解釈されていたが、この時期だと矛盾が生じる。③の図面通りに天守台を築くならば、少なくとも大天守台北西部は現在の堀底まで掘り下げて根石を置く必要はなく、地盤が比較的安定する地山を掘り残してそこに根石を置けば良いわけで、地続きとする部分をわざわざ掘り下げ、再度盛土を行うという手法を取る必要はない。

清正が大天守台を築く時点で、現況の堀の形態になっていなければ、根石置きをやり直す必要が生じてしまう。③の図面は、丁場割後に極めて短期間に修正されたとすべきか、あるいは本図を基に丁場割をする時点で設計変更がほぼ決まっていたとすべきであろう。ゆえに、現在の大天守台下部の形状は、前田利光（利常）による修正ではなく、清正による普請の形状とみなすべきである。しかし、この場合、西側から大天守へ侵入する計画が消滅しているにも拘わらず、大天守台を築いた者がわざわざ大天守台西側上部に開口部を設けたことになる。

さらに奇妙なことに、令和二年（二〇二〇）十一月からの大天守台西

側内堀底の発掘で、ほぼ堀幅と同じ東西方向の石列が、図2のように南北に約二十五メートルの幅をもって検出された。北側の石列は北に面を持ち、南側の石列は南に面を持つことから、この二つの石列は相対して一つの構造物を構成していたと思われるものの、現在確認されている図面のいずれにも類する構造物ないし空間はない。

③の計画図がある程度実行された遺構と考えられなくもないが、北側にも石列が検出されたことを説明できない。一つの可能性としては、南北の石列が大天守台西側開口部(図2では「切り欠き部分」と表記)を中心軸とする配置から、この開口部を生かした別の縄張り計画があったという仮説だが、これは憶測の域を出ないため、一つの可能性として提示するに留める。

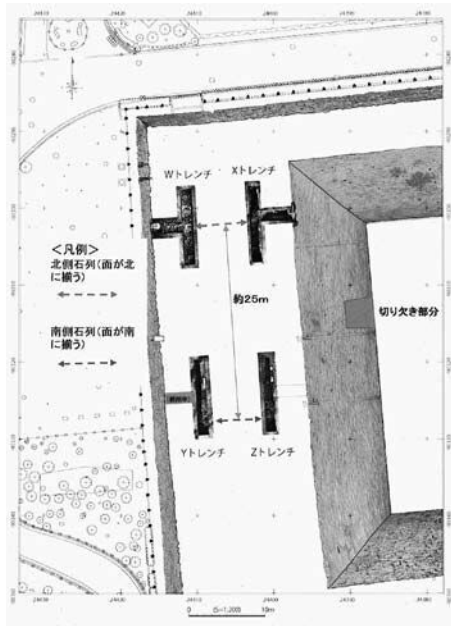


図2 大天守台西側内堀発掘調査図
・遺構面オルソ写真

計画された枳形案

最後に本図の興味深い事例を紹介する。本図では大天守台北西部の地続き部分は何も無い状態となっているが、よく観察するとヘラによる圧

痕線が確認できる。現状では図3のように堀にかかる部分に北側に開口した枳形が現れる。つまり、少なくとも本図を製作した時点では、②の形態に近い計画があったわけである。

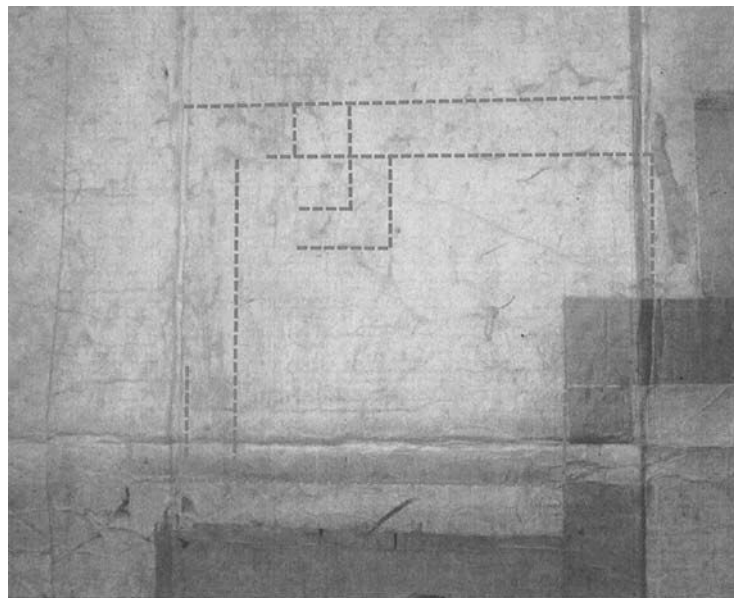


図3 「名古屋御城石垣絵図」(靖國神社遊就館蔵) おける大天守台北西部の圧痕線(点線は筆者加筆)

これまで②の形態は、十八世紀以降の写図でしか確認できないため、後世の創作図と考える向きもあったが、逆に防御が手薄となる③の形態が存在しなかった可能性が出てくる。本図は貼絵図であるため、設計変更が生じた場合、貼られた色紙をはがせば図面の修正が容易という利点を持つ。

地続き部分東側の堀際に石垣を表す色紙が残るものの、その他の部分に色紙の痕跡はなく、意図的にはがしたのか、自然剥離かは判断できないが、実際に計画変更をしている現状でみるならば、ある時点で意図的にはがしたとみるべきだろう。後世の写図はこの部分を読み取れなかったため、何も無い地続きの空間として描いてしまっただけで、大天守台北西部の計画変更は、小天守から枳形、そして堀へとという三段階のみだったと考えるべきである。

つまり、枳形空間を取りやめた時点で何も無い地続きの空間を造るという構想自体が無くなり、堀にするという計画に直ちに切り替えられたと思われる。丁場割をする時点で既にこの計画は放棄されていたと考える方が、この部分に諸大名の普請奉行の署名が無いことの説明にはなる。天守台周辺の変遷を示す図は五種類確認できるが、少なくとも天守台周辺で計画変更が行われたのは、実際に西側への開口部が確認された(図4)南側小天守入口部分の変更のみで、天守台北西部の異なる形状図面は、机上案のみで終わった可能性が高い。

ただし、そうであったとしても大天守台西側石垣の開口部と、内堀で確認された石列の意図が説明できない。堀とする以前に、大天守台と御深井丸の間に土橋状の空間を建設する計画があったと憶測するのは簡単だが、残存する図面や史料では裏付けが取れず、発掘調査の限界があるため、後考を待つこととする。

註

- (1) 及川亘「靖國神社遊就館所蔵『名古屋御城石垣絵図』について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第87号、二〇一九年)。
- (2) 名古屋市編『名古屋城史』(名古屋市役所、一九五九年)。
- (3) 『當代記 駿府記』(統群書類従完成会、一九九五年)。
- (4) 名古屋城調査研究センター編『西の丸御蔵城宝館開館記念特別展 名古屋城誕生!』(名古屋城総合事務所、二〇二二年)。
- (5) 高田祐吉『名古屋城―石垣刻印が明かす築城秘話―』(文化財叢書第九五号、財団法人名古屋城振興協会、二〇〇一年)。



図4 小天守再建中に発見された西側開口箇所写真
名古屋城総合事務所蔵

第三章 名古屋城石垣普請における扶持米給付

― 扶持米請取状の分析を中心に ―

堀内 亮介

はじめに

本章では、名古屋城総合事務所が所蔵する「名古屋城石垣普請扶持米請取状」(図1)を検討することにより、慶長十五年(一六一〇)名古屋城普請に動員された助役大名への扶持米給付の実態について検討する。

はじめに、本章で取り上げる「扶持米請取状」の概要について紹介しておく。当史料は、名古屋城普請が行われている最中の慶長十五年七月七日に、名古屋城普請に参加した大名のうち、加藤清正の家臣である松下清藏・水谷甚右衛門の二名が、名古屋城普請の担当役人である普請奉行を宛先に出した文書である。内容はあとで詳しく検討するが、当史料は、加藤清正をはじめとする名古屋城の普請に動員された大名たちが、家康が派遣した普請奉行によって扶持米を給付されていたことを示す同時代の一次史料ということになる。

江戸時代の公儀普請といえ、幕府の命令で動員された大名たちが普請にかかる工事費用を自分たちで負担して、財力を奪われて疲弊したように説明されることが多いと思われる。しかし、この請取状では、命令した家康側が普請にかかった費用の一部を負担している事実が確認できるため、実態は一般に語られているイメージと異なっていたことが分かる。

当史料をもとに、実際に給付された扶持米の高や扶持米の出処について検討することにより、どのような形で扶持米が給付されていたのかを検証していきたい。

一 扶持米請取状の内容

まずは、扶持米請取状の内容について詳しく確認していきたい。【史料一】として引用したのは、冒頭で紹介した、慶長十五年七月七日付の扶持米請取状である。

【史料一】「名古屋城石垣普請扶持米請取状」

(表面)

請取申御扶持方之事

米合七百六拾壺石五斗八升八勺五才

右者尾州名古屋御普請之時於尾張

請取申所如件

慶長十五年

加藤肥後守内

七月七日

松下清藏(花押)

同

水谷甚右衛門(花押)

村田権右衛門様

瀧川豊前守様

佐久間河内守様

牧助右衛門様



図1 名古屋城石垣普請扶持米請取状 名古屋城総合事務所蔵

(裏面)

右之御扶持方無相違可有御渡候

右ハ尾州名古屋御普請之時也

七月七日

瀧川豊前守 (花押)

牧助右衛門 (花押)

村田権右衛門 (花押)

佐久間河内守 (花押)

原田右衛門殿

寺西藤左衛門殿

(括弧内注記、太字、傍線は筆者による。以下同様。)

この「扶持米請取状」は、現状では文章が右から左に順番に書かれているように見えるが、これは後年にこの古文書を掛軸にするため、和紙を表裏二枚に割いて横並びにしたため、当初は右側の文言が表面、左側の文言が裏面に書かれていた。要するに、本来は料紙の両面に文言が書かれていたことになる。

表面の内容について、先ほど示した【史料一】の翻刻文を見ていきたい。日付の下にある差出人を見ると、この文書を出したのは「加藤肥後守」、つまり加藤清正の家臣である松下清蔵・水谷甚右衛門の二人だと分かる。宛先である村田権右衛門・瀧川豊前守・佐久間河内守・牧助右衛門の四名は家康近臣で、名古屋城普請のために現地に派遣されていた普請奉行である。

冒頭部分には「請け取り申す扶持方のこと」とあり、次の行には「米

合わせて七百六拾一石五斗八升八勺五才」と書かれているので、清正が受け取った扶持米量は、七六一石五斗八升八勺五才ということになる。

続いて「右は尾州名古屋普請のとき尾張において受け取り申すところ件の如し」とあり、文面通りに読むと「右の扶持米は名古屋普請のときに尾張国で受け取った」と清正の家臣が普請奉行に述べていることになる。この文書は七月七日付で出されていることから、七月七日の時点ですでに清正の家臣は扶持米を受け取っていたように読み取れる。

裏面の差出人は、表面で文書の受取人となっていた村田権右衛門ら四名の普請奉行で、宛先は原田右衛門⁸⁾と寺西藤左衛門⁹⁾の二名になっている。後述するが、原田と寺西は、尾張国の米蔵に納められた米、つまり蔵米を管理していた人物である。

裏面の一行目を読むと「右の御扶持方、相違なくお渡しあるべく候」とあるため、表面に書かれた扶持米七六一石余りを、間違いなく渡すようにと、普請奉行が原田と寺西に対して命令していることが分かる。要するに、普請奉行が書面の裏側に署名、つまり裏判をして、表面の内容に確証を与えたいうえで、清正の家臣に扶持米を渡しなさいと伝達しているのである。

表面には、清正の家臣が普請奉行からすでに扶持米を与えられていたような文言が書かれているが、これはあくまで形式的な文章であると思われる。実際には原田と寺西が普請奉行の裏判に従って蔵米から扶持米を用意して、普請奉行を介して清正の家臣に扶持米を渡していたと考えられる。

どのような手順で扶持米を渡したかについては、史料的な制約が多く不明な部分も多いが、この史料から推測される扶持米の動きをまとめて

みたい。

まずは、清正の家臣が普請奉行に対して扶持米を請求するために表面を作成して申請する。申請を受けた普請奉行は、裏判をして、蔵米を管理する原田と寺西に対して扶持米を用意するよう命令する。原田と寺西は普請奉行の命令に従って、扶持米七六一石余りを蔵米から用意して、普請奉行を介して清正の家臣に渡していたと考えられる。

このように見ると【史料一】は、扶持米が助役大名に渡されていた事実を示すだけでなく、扶持米がどのような手順で渡され、どこから用意されたのかについても推測できる好史料であるといえる。

二 もう一つの扶持米請取状

ここまで【史料一】として「扶持米請取状」を紹介してきたが、名古屋城普請に係る史料では、同じ形式の文書がもう一通確認されている。次に引用する【史料二】がその文書である(図2)。

【史料二】「名古屋城築城関係文書」¹⁰⁾

(表面)

請取申御扶持方之事

一五百貳拾三石壺升七合式勺

右者尾州那古屋御普請之時

於尾張請取申所如件

慶長十五年 鍋島信濃守内

六月廿四日 馬渡弥七左衛門(花押)

葉次郎右衛門 (花押)

佐久間河内守様

瀧川豊前守様

村田権右衛門様

牧助右衛門様

(裏面)

右之御扶持方無相違相渡可有候、但尾
州名古屋御普請之時也

戊

六月廿四日

村田権右衛門 (花押)

佐久間河内守 (花押)

牧助右衛門 (花押)

瀧川豊前守 (花押)

寺西藤左衛門殿

原田右衛門殿

この史料の場合、鍋島勝茂の家臣である馬渡弥七左衛門と葉次郎右衛門の二人が、清正の家臣と同じように扶持米を受け取っている様子が分かる。表面と裏面の関係は【史料一】と全く同じで、文書の構成や内容も扶持米の量と日付が異なる以外はほぼ同様である。差出人や宛名も、加藤家臣と鍋島家臣の名前が異なるだけで、普請奉行四名および原田と寺西の名前は変わらない。

ちなみに、馬渡と葉に関しては、第二章で紹介された「名古屋御城石



図2 「名古屋城築城関係文書」(『名古屋温故会絵葉書』第百輯より)

垣絵図」の中にも鍋島家臣として名前が確認でき、両名とも花押を据えていることから、名古屋築城時に現地派遣されていた鍋島家中の奉行であったことが分かる。⁽¹⁾

管見の限りでは、助役大名による扶持米請取状はこの二通だけしか確認できないものの、加藤家と鍋島家の二つの大名家で同内容の文書が作成されていたことから、この二家だけでなく、名古屋城に動員された二十大名すべてで同様の文書が出されていた可能性は高いと考えられる。

三 扶持米の高と請取状の日付

(一) 給付された扶持米の高

先ほども触れたが、あらためて【史料一】と【史料二】を見比べてみると、受け取った扶持米の量が異なる。ここでは両者を比較することに

表1 扶持米の比較表（加藤清正・鍋島勝茂）

	扶持米の高	石換算	石高	1万石あたりの扶持米比率
加藤清正	761石5斗8升8勺5才	761.58085石	51万9880石	761.58085 ÷ 51.9880 = 14.644883793
鍋島勝茂	523石1升7合2勺	523.01720石	35万7037石	523.01720 ÷ 35.7037=14.6488235112

(1) 扶持米の高は【史料1】・【史料2】に記載された数値。

(2) 石高は「名古屋御城御普請衆御役高之覚」（熊本大学蔵）記載のものを引用。

よって、扶持米がどのような基準にもとづいて給付されていたのかを検討していきたい。

表1に、加藤清正が受け取った扶持米の量と、鍋島勝茂が受け取った扶持米の量を比較できるよう並べてみた。扶持米の量とともに、熊本大学所蔵の松井家文書「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」^⑤に書かれている加藤家の石高と鍋島家の石高を載せた。見比べて分かる通り、加藤家と鍋島家では、扶持米が二四〇石、石高は十六万石ほどの差がある。

これらの数値から、一万石あたりの扶持米の量をそれぞれ計算してみると、どちらも一四・六四八八までは一致する。一万石あたりの扶持米の量は、加藤と鍋島でほとんど同じであったことが分かる。

つまり、加藤家と鍋島家に給付された扶持米に額面上の差が生じるのは、各大名の表高を扶持米の算出基準としたためであると考えられる。

別の見方をしてみると、このとき給付された扶持米は、大名の石高にもとづいて普請奉行が机上で算出したものであるため、実際に普請現場で掛かった人夫賃が助役大名にそのまま給付されたわけではないことが分かる。

これで、普請に動員された作業員数や普請日数が分かれば、扶持米の計算式が予想でき、名古屋城普請時における助役大名動員の実態がより具体的に検

表2 慶長15年（1610）名古屋城石垣普請の経緯

日付	内容	出典
06月03日	根石置き開始	「当代記」
06月12日	本丸普請「完了」	「当代記」
06月20日	家康が本丸普請完了を労う内書を出す	註(16) 参照
06月24日	鍋島勝茂家臣による扶持米請取状	【史料2】
07月07日	加藤清正家臣による扶持米請取状	【史料1】
9月下旬	名古屋城の公儀普請が完了	「当代記」
9月晦日	家康が名古屋城普請完了を労う内書を出す	註(14) 参照

討できるのだが、残念なことにこれらを指し示す史料が発見されていないため、扶持米高の算出方法はこれ以上詳しく分からない。この点は今後の課題としたい。

（二）扶持米請取状の日付

次に、もう一つの違いである日付についても検討したい。【史料一】では七月七日、【史料二】ではそれより前の六月二十四日に文書が出されているが、名古屋城の石垣普請が完了したのは、慶長十五年の九月上旬から下旬にかけてである。^⑥両文書の日付に従うならば、加藤家と鍋島家が扶持米を受け取った時期は、両家とも普請の途中だったことになる。

そこで、表2に従って名古屋城普請の過程を再度確認していきたい。「当代記」によると、まず六月三日に本丸石垣の築き始めである根石置きの作業が行われており、続けて六月十二日には早くも本丸の普請が完了したことが記録されている。^⑦

わずか十日程度で石垣が積みあがるものなのか疑問も残るが、六月二十日には家康が助役大名である加藤清正・細川忠利に本丸完成を労う内書を発給している

ことが知られているため¹⁶⁾、少なくとも六月二十日前後には工事が一段落した可能性はある。

また、第四章で詳細に検討されている細川家の普請関係文書によると、六月十七日には「天端ならし」という作業が始まっていたことが確認できる¹⁷⁾。天端というのは石垣の頂上部分のことを指す言葉であり、この時点ではすでに、石垣の一部は上部まで積みあがっていたことが分かる。また、六月二十七日には、細川忠利が家康から褒美を賜ったと書状に記していることから¹⁸⁾、六月中に本丸の石垣普請が一段落したのはほぼ確実であると考えられる。

これらの史料から読み取れる普請状況を考慮すると、扶持米が出された六月二十四日や七月七日は、少なくとも本丸の石垣普請が完了した段階になるため、扶持米の給付時期としても、特段の違和感は少ないと考えられるのである。

四 扶持米の出処について

(一) 他城郭における扶持米給付

次に、扶持米の出処について検討する。本章で紹介してきた助役大名による「扶持米請取状」に類似する史料は、名古屋城関係の二通のほかには確認できていないため、ここでは少し視点を変えて、他城郭の普請に関連する文書の中から、扶持米給付の状況を確認する。

次に引用する【史料三】は、関ヶ原の戦いの四年後に実施された、慶長九年（一六〇四）の彦根城普請¹⁹⁾に関する史料である。

【史料三】「板倉勝重等連署文書写」²⁰⁾

（追而書）

猶々七月朔日方

出申候間、其以前二無

御油断津屋まで

御届可有候

（本文）

急度申入候、仍

佐和山御普請衆御

ふち二出申候間、刁ノ

年之残米有次第

早々船ちん船にん

津屋迄可有御届候

七月朔日方出申候間

其以前二参着候

様二御油断有間敷候

御ふち出申候時ハ

御普請奉行

犬塚平右衛門殿、山本

新五左衛門殿うら判二而

可有御渡候、恐々謹言

六月六日

板倉伊賀守

勝重（花押）

日下部兵右衛門

定吉(花押)

成瀬吉右衛門

一斎(花押)

念清老

東意老

菅沼伊賀殿

人々御中

この史料は、家康近臣である板倉勝重・日下部定吉(定好)・成瀬一斎(正一)の三名が、念清老はじめ三名に対して命令を下した文書である。念清老とは、三河国で徳川家直轄領の目代を務め、年貢米の徴収などを任されていた松平親宅のことである。⁽²³⁾

本文二行目を見ると「佐和山御普請衆御ふちニ出申候間」と書かれている。佐和山城は石田三成の居城として有名だが、慶長九年に実施された「佐和山御普請」とは、家康の命令によって佐和山城の近隣に建てられた彦根城普請のことを指す。このことを踏まえて史料前半の内容を要約すると、家康の近臣が念清老たちに対して、彦根城普請に動員した「御普請衆」に扶持米を出すので、三河国の蔵米を美濃国にある津屋という川港まで送るように命令していることになる。

史料後半の傍線部は、扶持米の出処を検討する際に重要になる部分で「御ふち出申候時ハ、御普請奉行犬塚平右衛門殿、山本新五左衛門殿うら判ニ而可有御渡候」と書かれている。扶持米を出すときは、普請奉行である犬塚、山本の二人の裏判に従って、三河国から蔵米を出して渡す

ように命令していることが分かる。⁽²⁴⁾

要するに、扶持米を給付するときには、普請奉行が裏判を書いて証文の形にしていたことが読み取れるのである。名古屋城普請のときの扶持米請取状でも、表面に書かれた申請に対して、裏面に普請奉行が裏判を記して、原田と寺西に命令を出すことによって扶持米が用意されていたが、彦根城普請でも、同様の形式で扶持米が用意されていたことが分かる。

このほか、普請奉行の裏判によって扶持米が用意されたことが分かる史料として、次に引用する【史料四】がある。

【史料四】「讚州内御蔵米御勘定状」⁽²⁵⁾

讚州内御蔵米御勘定状事

天正十八年、文禄元年、

一 壹万五千斛

同貳年、合三カ年分、

一 三百九拾石

日損田御理分、

右渡方

一 三百九拾石

伏見にて御普請、生駒讚岐守手前人数貳千六百

一 三百九拾石

人宛、卅日上、日々壹人五合つ、但犬塚平右

衛門尉、大久保十兵衛、牧助右衛門尉印判在之、

(中略)

合壹万五千石

右、生駒雅楽頭御代官之時、三ヶ年日損二付て、御理にて被残置候へ共、御手前方右之分御運上候内、十分之一被成御赦免、相残分皆済也、

慶長九年三月廿八日

片桐市正（花押影）

生駒讃岐守殿

（裏書略）

この史料は、慶長九年に発給された豊臣氏蔵入地の勘定状で、片桐且元が讃岐国内にある蔵入地代官であった生駒一正に皆済を証明したものである。⁽²⁶⁾

内容を見ると、天正十八年・文禄元年・文禄二年分の蔵米一万五千石のうち、三百九拾石が、伏見城普請の扶持米として渡されたことが分かる。これは生駒一正が派遣した二千六百人の人夫に対して、一人につき一日あたり五合ずつ、三十日分の扶持米を渡すものであった。

傍線部から、扶持米は、犬塚平右衛門・大久保十兵衛（長安）・牧助右衛門の印判に基づいて供出されたものであることが分かる。普請奉行三名がいずれも家康家臣であることから、このときの伏見城普請は、関ヶ原の戦い以降、慶長九年三月二十八日以前に実施された普請であることが明らかで、慶長七年（一六〇二）六月の伏見城普請だと推測される。⁽²⁷⁾

このとき扶持米がどのようにして人夫に渡されたのか定かでないが、文面上は、蔵入地の代官である生駒一正が、豊臣氏蔵入地を統括する片桐且元に、自身が供出した人夫に給付される扶持米を渡しているように読み取れるため、扶持米の給付手順に関しては検討の余地が残る。

少なくとも、当時の普請役における扶持米は「公儀」の管理する領地から渡されるものであり、扶持米が普請奉行の裏判によって証明されるものであったことが、彦根城及び伏見城普請の事例から明らかである。

（二）原田右衛門・寺西藤左衛門

先に触れた彦根城普請では、三河の目代である念清老が徳川家直轄領の蔵米から扶持米を送っていた。では、名古屋城普請のときに尾張国の蔵米から扶持米を渡していた原田右衛門と寺西藤左衛門は、どのような立場の人物であったのだろうか。

原田と寺西は、両名とも家康の四男である松平忠吉に仕えていた人物である。忠吉は、関ヶ原の戦い後、家康から尾張国を与えられて清須城に入城した。このとき、原田と寺西も忠吉に従って尾張国に赴き、忠吉の家臣として活動したことが知られている。⁽²⁸⁾ 忠吉が清須城主であった慶長五年（一六〇〇）から慶長十二年（一六〇七）の間には、原田・寺西らが連名で尾張領内の寺領安堵状等を発給しており、⁽²⁹⁾ 忠吉配下の奉行として活動していたことが分かる。

忠吉は慶長十二年に二十八歳で早世するが、忠吉の死後、家康は甲斐国に所領を与えていた九男義直に、忠吉の遺領である尾張国を継承させた。尾張国での実務担当者として活動していた原田と寺西も、尾張領主となった義直に仕えることになり、引き続き奉行として活動した。

義直は、尾張国を継承した時点ではまだ幼齢で、実際の政治は義直の家老であった平岩親吉が担っていたとされる。ただし、原田や寺西は駿府にいた家康から直接命令を受けていることが史料から確認できる。⁽³⁰⁾ これらの史料を見る限り、名古屋城普請が開始された慶長十五年の時点では、尾張国は実質的に家康の支配下であったと考えられる。

つまり、名古屋城普請の際に給付された扶持米は、家康が直接命令を下せる尾張国で管理している蔵米から出たのであり、家康によって派遣された普請奉行の命令によってある程度自由に差配できたと考えら

れるのである。

おわりに

最後に、本章の要点を三つにまとめておきたい。

まず一点目として、本章では、名古屋城普請の際に助役大名に対して扶持米が一定量給付されていた事実を紹介した。扶持米給付を直接的に示す史料としては、名古屋城普請に係る扶持米請取状二通しか確認できていないが、慶長九年に実施された彦根城普請でも、普請奉行による裏判によって扶持米給付が行われていたことから、関ヶ原の戦い以降慶長年間に実施された公儀普請では、扶持米の給付が一般的であったことが分かる⁽³¹⁾。同時期に築城された駿府城や江戸城をはじめとする公儀普請の城郭においても、助役大名に対する扶持米給付がおこなわれていたかについては、今後の検討課題としたい。

次に二点目として、給付された扶持米は、助役大名が治めていた領地の石高に応じて算出されていたことが分かった。普請奉行によって給付された扶持米は、実際に動員した人夫の給料として支払った扶持米の総量ではなく、普請奉行が事前に机上で計算したもので、動員を命じられた助役大名全員に対し、石高に応じて均等に給付される性格のものであったと考えられる。

給付された扶持米は、助役大名の石高以外にも算出基準が決められていた可能性が高いが、史料的な制約もあり、今回はこれ以上検討を進められなかった。具体的な扶持米給付の手順や、扶持米の高を決定した計算式についても、今後の検討課題である。

最後に三点目として、名古屋城普請のときの扶持米は、家康が実質的

に支配していた尾張国から給付されていた。これは、家康の命令を受けて現地に派遣された普請奉行が、尾張国の蔵米を自由に扱えたためだと考えられる。

名古屋城普請と家康の関わりについて、別の視点からみると、助役大名の一人である山内家に普請の動員をかけるときは、家康近臣である駿府奉行衆の本多正純・成瀬正成・安藤直次が連名で命令を出しており、將軍秀忠付の近臣の名前は出てこない⁽³²⁾。

また、名古屋に派遣された普請奉行衆である瀧川・牧・佐久間・村田の四名は、慶長十五年段階では家康の直臣として活動していた人物であり、家康の命令を受けて、名古屋城普請を統括していたことが分かる。

以上を考えると、名古屋城は將軍秀忠を介することなく、家康が直接的に命令して築城された城郭であったことが推測される。一方、名古屋城普請の前年にあたる慶長十四年（一六〇九）に実施された丹波篠山城普請では、秀忠付年寄衆から普請を指示していることが明らかにされている⁽³³⁾。丹波篠山城と名古屋城における命令系統の違いから、同時期に築城された公儀普請の城郭の中でも、それぞれ築城の性格が異なっていたことが考えられる。

これまで、名古屋城普請を含めた慶長期の公儀普請に関しては、徳川家による大名統制政策を主眼点とした研究が多く進められてきたが、その反面、各城郭の普請現場における、家康・秀忠の二元政治を背景とした命令系統の違いや、普請奉行を介した助役大名の動員については、いまだ検討の余地が残る。

本章で検討した助役大名に対する扶持米の給付は、公儀普請の現場における幕府と大名の間で交わされたやりとりの一端を推測できるため、

公儀普請の実態を知ることができる研究課題であるといえる。今回取り上げた彦根城・伏見城・名古屋城の扶持米給付は、普請奉行の裏判を証文としていた点は共通するが、助役大名に対して扶持米が給付されたことが明らかでない名古屋城普請と比べて、彦根城及び伏見城普請は、給付対象や給付過程が不明瞭な部分も多い。今後は、名古屋城普請はもちろんのこと、豊臣時代を含めた公儀普請における扶持米給付の実例を検討することが必要である。

註

- (1) 名古屋城総合事務所蔵。軸装になっており、付属する軸箱の蓋部分内側には、松村繁という人物が安政六年五月に記した当史料の概要が確認できる。なお、『熊本県史料 中世編五』（熊本県、一九六六年）には、名古屋市蓬左文庫所蔵文書「加藤清正家臣扶持米請取状」として全文同内容の翻刻文が掲載されている。
- (2) 生没年不詳。熊本藩士の閥歴書である「先祖附」（永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託）によると、加藤清正家臣として文禄・慶長の役などに従軍し、知行千三百石を与えられたことが確認できる。
- (3) 生没年不詳。前掲註(2)「先祖附」によると、加藤清正家臣として知行千石を与えられ、鉄砲三十挺を預かったことが確認できる。また「清正行状正」（『統群書類従』第二十三輯上）にある「高麗国出陣武者分備定」にも鉄砲三十人の組頭として名前が確認できる。
- (4) 生没年不詳。名古屋城普請のほか駿府城普請でも、瀧川・佐久間・牧らと共に普請奉行を務めた。
慶長期の普請奉行については、白根孝胤「慶長期公儀普請奉行の機能と特質」〔中央大学大学院研究年報〕第二十六号、一九九七年）に詳しい。
- (5) 一五五九～一六三五。忠征。もと瀧川一益家臣。天正十二年秀吉に仕え、御使番及び普請奉行を務めた。のち家康に仕え、御使番及び駿府城普請・名古屋

屋城普請で普請奉行を務めた。元和二年以降、徳川義直家臣となった。子孫は尾張藩士。

- (6) 一五六一～一六一六。政実。もと秀吉家臣。豊臣政権下で普請奉行・伏見町奉行を務めた。のち家康に仕え、御使番及び駿府城普請・名古屋城普請で普請奉行を務めた。
- (7) 一五六二～一六三五。長勝。家康家臣。一時瀧川一益に仕えるも、天正十八年帰参。御使番及び駿府城普請・名古屋城普請で普請奉行を務めた。慶長十四年十一月、家康の命を受けて名古屋に赴き、名古屋城の縄張を行ったことと知られる。
- (8) ?～一六二九。もと松平忠吉家臣。忠吉が清須城主となった慶長五年以降、忠吉配下の奉行として寺西藤左衛門らと尾張支配の実務を担った。慶長十二年の忠吉早世後、新たに尾張領主となった徳川義直に仕え、忠吉時代と同様に奉行を務めた。寛永六年、罪科を蒙り切腹。
- (9) 生没年不詳。原田と同様に忠吉・義直に仕え、尾張の奉行として活動した。
- (10) 現在、原史料は所在不明である。以下に挙げる文献にてモノクロ写真が確認できる。
『名古屋市史 政治編二』（一九一五年）八四頁。牧光葆氏所蔵文書として掲載。
『名古屋温故会 絵葉書』第百輯。山田幸太郎氏所蔵文書として掲載。
- (11) 及川亘「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」〔『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八十七号、二〇一九年〕、同「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」（『近世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読み直す―』所収、岩田書院、二〇一九年）
- (12) 名古屋城普請の関係史料で、助役大名以外に扶持米を渡したことが確認できるものとしては、普請翌年に当たる慶長十六年「穴太駿河扶持米請取状」がある。穴太駿河は石垣積み等の技術者集団である穴太衆の代表者で、当史料の記述から、名古屋城の小天守石垣普請を請け負っていたことが分かる。参考として翻刻文を掲げておく。

(表面)

尾州名古屋御小天主石垣普請

穴太駿河御扶持方之事

三拾三人 但日數三拾三日分 一日二付五升

合壹石六斗五升也

慶長拾六年

穴太駿河(花押)

亥ノ七月廿三日

佐久間河内守様

瀧川豊前守様

(裏面)

右穴太御扶持方無相違可御渡候

以上

慶長十七年

七月七日

瀧川豊前守(花押)

佐久間河内守(花押)

原田右衛門殿

寺西藤左衛門殿

藤田民部殿

形式は助役大名による扶持米請取状と同様で、普請奉行の裏判による扶持米給付がおこなわれたことが分かる。ただし、裏面の日付は一年後の慶長十七年であり、助役大名の場合とは違い、即座に扶持米が給付されたわけではなかった。

なお、原史料は【史料二】と同様に所在不明である。以下に挙げる文献にてモノクロ写真が確認できる。

『名古屋城叢書2 特別史蹟 名古屋城年誌』(名古屋城振興協会、一九八一年)。

『名古屋温故会 絵葉書』第百八十九輯。

(13) 熊本大学所蔵松井家文書・文書番号五五七〇。史料内容は、「西の丸御蔵城宝館開館記念特別展 名古屋城誕生！」(名古屋城総合事務所発行、二〇二一年)に掲載。

(14) 「当代記」慶長十五年九月九日条。また九月晦日には、家康によって名古屋普請の出来を祝う感状が池田輝政・黒田長政・生駒正俊・稲葉典通に発給されていた(中村孝也『新訂徳川家康文書の研究(新装版)』下巻之二)。大名毎では、以下に挙げる事例から、助役大名の帰国が八月下旬から九月中旬にかけて進んでいたことが分かる。

・加藤清正(『金城温古録』六十三卷『名古屋叢書続編十六 金城温古録(四)』三七九頁)

・毛利秀就(『毛利三代実録考証』『山口県史 資料編』近世一・下、四四六～四四八頁)

・山内忠義(『山内家史料 第二代忠義公紀』第一編、一一八頁)

(15) 「当代記」慶長十五年六月三日条及び同月十二日条。

(16) 「加藤神社文書」・「細川家記」(中村孝也『新訂徳川家康文書の研究(新装版)』下巻之一所収)。なお同書には、従来説では助役大名に含まれない飢肥城主伊東祐俊宛の黒印状も収録されているため、この点に関しては検討が必要である。

また、細川忠利宛の黒印状は「綿考輯録」巻二十八(『綿考輯録 第二巻』)からも確認できる。

(17) (慶長十五年)六月十七日付「細川忠利書状」(八代市立博物館寄託松井文庫所蔵松井家文書、八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書六』一四三頁)

(18) (慶長十五年)六月廿七日付「細川忠利書状」(八代市立博物館寄託松井文庫所蔵松井家文書、八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書六』一一一頁)

(19) 彦根城普請については、白峰旬『日本近世城郭史の研究』第二章「慶長期の公役普請による築城(修築)」(校倉書房、一九九八年)に詳しい。

- (20) 国立公文書館蔵「参遠古文書覚書」(『新編岡崎市史』第六巻、一一〇四頁)
- (21) 慶長九年当時、板倉は京都所司代、日下部・成瀬は伏見城留守居役として活動していた(『寛政重修諸家譜』)。
- (22) 松平親宅については「寛政重修諸家譜」で来歴が分かるほか、『新編岡崎市史』第二巻・中世 第四章(一九八九年)で詳しく紹介されている。
三河国における幕府領の支配については、曾根勇二「慶長期の幕府支配について」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇十五号、一九八九年)、山本英二「幕藩初期三河国支配の地域的特質」(藤野保編 論集幕藩体制史第一期〈支配体制と外交・貿易〉第四巻『天領と支配形態』所収、雄山閣出版、一九九四年)に詳しい。
- (23) 前掲註(19) 白峰論文では、彦根城普請は助役大名が直接現地に派遣されたのではなく、大名に千石夫等の供出を命じたものだとしている。この説に拠るなら、このときの扶持米は普請奉行から助役大名を介さずに渡された可能性が想定される。この点は今後の検討課題としたい。
- (24) 前掲註(22) 曾根論文及び前掲註(4) 白根論文。なお両氏は、本章で引用した【史料三】【史料四】を引用して、普請奉行が扶持米を管理していたことを指摘している。
- (25) 「生駒宝簡集」(『新編香川叢書』史料編二)。
- (26) 曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について―初期徳川政権の実態把握の試みとして―」(『日本歴史』第五〇七号、一九九〇年)。
- (27) 「当代記」慶長七年六月朔日条。前掲註(19) 白峰論文。
- (28) 『新修名古屋市史』第二巻第八章(一九九八年)。
- (29) 原田・寺西の発給文書については、名古屋市博物館特別展図録『尾張清須城主松平忠吉―関ヶ原を駆け抜けた武将―』(一九九三年)で一覽表にまとめられている。
- (30) (慶長十三年)十二月二十二日付「稲富一夢書状」(『大日本古文書 浅野家文書』)では、原田・寺西をはじめとする義直付の家臣が駿府に呼び出され、家康から「清須御知行わり」を命じられている。
- また、慶長十六年正月には、家康直筆の「尾州年貢皆済状」(名古屋市博物館所蔵)が寺西宛に発給されている。
- (31) 善積美恵子「手伝普請について」(『学習院大学文学部研究年報』十四、一九六七年)によると、普請役は平時における軍役であり、豊臣政権が普請役をかけるときは、軍役をかけるときと同様に助役の者へ扶持米を支給していたことが分かる。徳川政権が豊臣政権を継承した慶長期においては、彦根城及び伏見城普請でみられたような扶持米給付の形態が豊臣政権から継承していたことが推測される。
- (32) 『山内家史料 第二代忠義公紀』第一篇、一一〇頁。
- (33) 穴井綾香「慶長十四年丹波篠山城普請の意義」(『日本歴史』六七二号、二〇〇四年)。
- (34) 高木昭作「江戸幕府の成立」(『岩波講座日本歴史』近世一、一九七五年)、堀崎嘉明「幕藩制成立期における城普請について」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 上巻』吉川弘文館、一九八四年)など。

〈コラム3〉

名古屋城作事における飯米作料請取状

種田 祐司

慶長十五年（一六一〇）から始まる名古屋城普請に関する史料は、細川家など普請を担当した大名家に残っている。作事（建築工事）は幕府が直接作事奉行の中井大和守に命じており、中井家文書の中に名古屋城関係資料数十通が知られている。ただし、名古屋城作事の工程のなかで中井家文書が十分位置づけられているとはいえない。ここに名古屋博物館が所蔵する二通の飯米作料請取状を紹介し、名古屋城の作事の進め方について検討したい。

まず一通目（A）は慶長十六年十月十一日付で大鋸作右衛門が佐々長兵衛・勝野九郎兵衛・水野茂右衛門に宛てたもので、「大鋸・小引」（大工）のべ七百八十五人分の飯米作料を受け取っている。作右衛門は大和国斑鳩西里の大工と推測される。裏面には宛名の三名が人数に間違いなと記し署名している。第三章で堀内が紹介した「名古屋城石垣普請扶持米請取状」に文書の形式が非常に似ている。二通目（B）は同年同月二十五日付で、「かへぬり（壁塗）」（左官）源兵衛が市（野）辺甚右衛門に宛てたもので、壁塗のべ六百十四人分の飯米作料を受け取っている。裏書で市辺の家臣が人数を保証している点はAと同じである。またA・Bとも裏面には中井大和守の署名がある。このころ中井家が畿内の大工を支配しつつあったことの証であろう。

Aの宛名の佐々と勝野は尾張藩郡奉行、水野は伝馬奉行、Bの市辺は国奉行原田藤右衛門の配下（それぞれ慶長十六年十月時点は不明）。さ

らにまたBの裏面には「平岩八郎兵衛・安井弥左衛門」の宛名があり、このうち安井は蔵奉行であったようである。つまり尾張藩が飯米作料を支払っていると考えられる。この点も石垣普請の扶持米請取状と同じである。AとBの違いは、飯米作料はAが一日五升、Bが一日四升で、職種により差があることがわかる。

大工や左官が作業した場所はどこであろうか。大工は「御本丸北ノ御長屋」、左官は「御本丸東之ますかた御門脇御長屋」とあり、この「長屋」は多間櫓のことと思われる。Aには長さ「式拾七間」とあるが、名古屋城完成時の本丸北側の多間櫓は、不明門から東北隅櫓まで四十間あり、長さが合わない。この点は最後にもう一度検討したい。

さて、二通の年が慶長十六年であることにひっかかりを覚えた方は、相当に名古屋城通といえる。一般的には、慶長十五年中に普請が終了し、十七年から作事が始まったといわれている。十七年に天守が、十九年に三之丸の堀や諸門が、二十年には本丸御殿が完成した。では、慶長十六年には何をやっていたのであろうか。現在知られているのは、以下のとおり。

- 一月 堀川掘削始まる（六月完成、慶長十五年説あり）
- 三月 家康、義直を伴い、現地を巡覧
- 五月 本丸・二之丸・西之丸・御深井丸・隅櫓・多門櫓の鍛冶入札
- 六月 普請のため美濃・伊勢衆参加
- 六月 清須城天守を解体、名古屋に運ぶ（現西北隅櫓か）
- 七月 穴太衆、小天守普請の扶持米申請
- 九月 普請奉行佐久間将監、指図を家康に送る

このうち、本資料に関係がありそうなのは五月の記事で、多間櫓の建築が始まろうとしていたと考えることができる。もちろん他の建物は、

翌年から工事が始まったのであろう。名古屋城の建築には当然大量の木材が必要である。とくに御殿などで使用する檜の大材は、当時ほとんど木曾地方でしか伐採できなかった。しかし、前年の慶長十五年五月には木曾川が大水で名古屋への材木が多数流失した。同年十月には幕府代官大久保長安が、木曾代官の山村氏に伐採について指示を出している。そのような状況で、慶長十五年中に築城に必要な木材を確保できたとは思えない。これが慶長十六年から本格的に作事を開始できなかった主な理由ではないか。そして、多聞櫓はそんなに大材を使わなくてもいいので、天守・本丸御殿等に先行してこの時点で確保した木材を使用して建築を開始したのではないだろうか。ただし、本丸北側四十間全部の多聞櫓を作ると、後日、不明門や東北隅櫓を建築する際じゃまになるので、あえて二十七間分しか作らなかった、と推察したのだが、いかがであろうか。



表面

請取申米之事

合三拾九石式斗五升者 但京枡也
右是八尾州名古屋御城御本丸北ノ御長屋式拾七間御用被召遣大鋸小引人数七百八拾五人、但老人数一廿二五升つ、所之大か候間、飯米作料共二請取相済申候、仍如件

慶長十六年 大か

亥十月十一日 作右衛門(花押・印)

佐々長兵衛殿

勝九郎兵衛殿

水野茂右衛門殿

裏面

右之人数老人も相違無御座候、則御長屋も出来申候ハ、此面ヲ以御勘定可有之、仍如件

水野茂右衛門(花押・印)

佐々長兵衛(花押・印)

勝野九郎兵衛(印)

中井大和守(印)

B



表面

請取申米之事

合式拾四石五斗六升者 但京枡也
右是八尾州名古屋御城御本丸東之ますかた御門脇御長屋御作事二被召遣候壁塗人数、六百拾四人也、但老人数二付一日二四升つ、飯米作料共請取相済申候、仍如件

慶長拾六年

亥拾月廿五日 源兵衛(印)

市野辺甚右衛門殿

市野辺甚右衛門殿

裏面

右之日人数老人も無相違候、即御長屋出来仕、此面勘定可有候

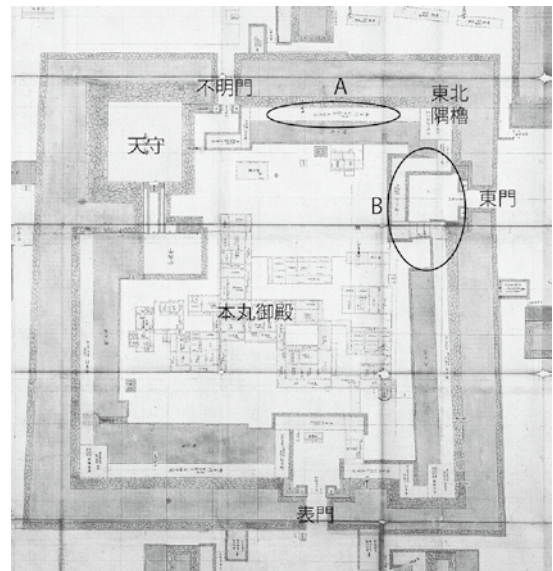
市辺甚右衛門尉代

前田八右衛門(印)

中井大和守(印)

平岩八郎兵衛殿

安井弥左衛門殿



御本丸御深井丸図(名古屋市博物館蔵)より作成

※ A、B はいずれも名古屋市博物館蔵

第四章 細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請

後藤 典子

はじめに

この度のシンポジウム「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」では、現在熊本大学で調査中の細川家筆頭家老松井家の文書と、八代市立博物館の報告書の松井文庫の文書、永青文庫細川家の史料から、細川家の名古屋城公儀普請について報告した。細川家の御普請の史料の中から、石の切り出しと石垣の構築、その過程での細川忠興・忠利父子の生々しい葛藤に注目し、名古屋城普請に代表される公儀普請の意味について考察した。なお、論文中の史料番号は、八代市立博物館の松井文庫所蔵古文書調査報告書のもは「松」、熊本大学所蔵松井家文書のもは「熊松」で表記する。

一 大名家による石材切り出しの実像

慶長十四年（一六〇九）、徳川家康は正月二十五日に清洲城に入り数日滞在し、名古屋の地を調査させて、城郭経営の指図をする。同年二月二日には、牧助右衛門（長勝）・佐久間河内守（政実）など普請奉行五名が任命され、十一月十六日には、そのうちの牧助右衛門が築城の検地、地割、縄張を始める。そして翌慶長十五年（一六一〇）正月九日から、地割、縄張が本格的に実施されることになったとされる（城戸久著『日本城郭史研究叢書第六巻 名古屋城と天守建築』名著出版、一九八一年）。当時小倉藩主だった細川家では、慶長十五年正月十九日に普請の多く

の侍衆がいつせいに小倉を出船する。【史料二】は、細川家老衆の三人から、細川家の名古屋城普請奉行の中嶋左近・岡村半右衛門・戸田助左衛門に宛てて出された達書の写である。

【史料二】

覚

- 一、正月十九日小倉出船、同廿九日伏見御屋敷にて大塚二郎左衛門尉二あひ候て着到二付可申事、
- 一、伏見・京二五日逗留、二月四日可罷立事、
- 一、同八日、尾張名古屋へ着候事、
- 一、尾州小屋廻かこい之事、
- 一、御普請組合彦六殿・右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿相組二成候様二可仕事、
- 一、小屋も普請場も組衆を脇二置候而御家中衆中二在之様二可仕事、
- 一、武器者、弓・鎧・鉄炮斗可被持候事、
- 一、自身之衆、知音・縁者参会之儀、別紙二御帳在之事、

以上、

慶長拾五年

松井佐渡守

正月十九日

康之 在判

沢村大学助

吉重 在判

加々山隼人正

興良 在判

中嶋左近殿

岡村半右衛門殿

(熊松四三〇六)

この史料では、正月十九日に小倉を出船して、同二十九日に京都の細川家の伏見屋敷で京都留守居の大塚二郎左衛門のところへ出勤簿にサインをすること、伏見・京都に五日間逗留して、二月四日に伏見を立ち同八日に尾張名古屋に着くこと、名古屋の小屋場を囲うこと、御普請組合は、稲葉彦六(典通・豊後白杵)・木下右衛門大夫(延俊・豊後日出)・毛利伊勢守(高政・豊後佐伯)家と相組になるようにすること、小屋も普請場も相組衆を両脇に、中に細川家が入るようにすること、武器は弓・鎧・鉄炮ばかりを持つこと、名古屋の普請場で知り合い・縁者に面会する時は、別に帳簿をつくること、の八箇条を普請奉行衆に命じている。伏見は当時江戸幕府の上方での拠点であった。細川家でも伏見屋敷を拠点として、京都滞在中に普請道具などを用意したと考えられる。普請組合は、姻戚関係にある稲葉彦六家・木下右衛門大夫家、また仲のいい毛利伊勢守家と組むことや、小屋場も普請場も仲のいい相組を両脇に置くこと、小屋場に囲いを作ることは、普請期間中の他家との喧嘩や衝突を防ぐための安全策である。慶長八年(一六〇三)江戸町普請、慶長十一年(一六〇六)の江戸城石垣普請でも稲葉家・木下家との相組は認められており、幕府側も極力希望を叶えていた。慶長期の公儀普請に関する起請文や定書を通覧すると、他家との喧嘩に関わるものが多い。如何に他家中との衝突に神経をとがらせていたかを推察させる。

また、同正月十九日付の細川家普請奉行衆に宛てて出された「尾州名古屋御普請中掟」写全一四箇条【史料二】の第五条目では、具体的に稲葉家・木下家・毛利家は細川「家中同前」に「覚悟」すべきこと、と規

定してあり、普請組合の三家は、親しいという以上に、同じ家中と考えていた。姻戚関係の稲葉・木下については慶長十一年の江戸城普請(熊松五四九〇)、慶長十三年(一六〇八)の駿府城普請でも「家中同前」の掟書がある(熊松九・二一九)。名古屋城普請の掟書では、もしこの三家が両隣にならなかつたら境目を残し置いて隣の家中には構わず石垣を築いて後から仕立てること(第一四条)としており、石垣構築より他家中との衝突を未然に防止することが優先されたのである。第五条と一四条を書き抜いておこう。

【史料二】(第五条、第一四条抜粋)

一、与所二喧嘩在之共、見物もかたく停止、若相背者、急度可成敗、稲葉彦六殿・木下右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿家中申事あらハ、此方家中同前ニ覚悟可仕事、

一、此方之普請場と他所之町場との間ハ稲葉彦六殿・木下右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿三人之内を入候様ニ可仕候、万一分に不成所候者、堺目を残置、他所之者ニ不構様ニ跡ニ可仕立事、

(正月十九日 小笠原民部少輔・長岡内膳正・中嶋左近・岡村半右衛門・戸田助左衛門・藪大隅守宛て、熊松四二〇七)

なお、宛所の中嶋・岡村・戸田が公儀に出る普請奉行、小笠原民部少輔(長元)・長岡内膳(有吉興道)・藪大隅守は細川家の内輪の普請奉行である。

次いで、忠利の家老宛て書状にはこうある。

【史料三】

為 御意書状令披見候、尾州へ来月十日ニ出船可仕由、御普請之御法度之儀、乘而罷上舟之儀、奉得其意候、

(正月二十五日 細川忠利差出し松井佐渡(康之)・加々山隼人(興良)・沢村大学(吉重)宛て、松二六一八)

【史料四】

我々事、今日九日至大坂、上着候、次忠興様も去六日二伏見御立被成、尾州へ御下之由二候、定而其元可聞候、為後日可申候、只今伏見へ上候刻二候間、早々申候、

(閏二月九日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人宛て、松二六四〇)

【史料三】によると、藩主細川忠興の息子忠利は当時江戸に居たが、忠興の御意を請けて、二月十日に江戸を立ち、いったん京都の伏見に向かい、閏二月九日に大坂に着く。そして、その頃伏見に居た忠興は、忠利と入れ違いに閏二月六日に伏見を立ち、名古屋に向かった【史料四】。そして、閏二月十日付の忠興書状には、石場に関する記述がみられる。

【史料五】

- 一、三十艘之舟出来、十五日二出船之由、尤候事、
 - 一、上方之様子、大方伏見方申遣候、名古屋へ者、未御普請奉行衆一人も不被参候間、我々者濃州つや(津屋)と申石場二有之候而、石を出させ申候事、
 - 一、御普請殊外御急二付、去年丹波さ、山の御普請被仕候衆も、不残なこやの御普請と被仰出候、俄にてをのゝ迷惑と相聞候、乍去、此方者くつろき申候事、
 - 一、公方様(徳川秀忠)近日三州田原へ鹿狩二被成 御座候由候間、我々も彼地へ越て御目見仕、頓而可帰国と存候事、
- (後二月一〇日 細川忠興差出し松井佐渡守宛て、松五・三・四)



図1 細川家が利用した名古屋城普請の石切場など

忠興は、普請のために三〇艘の船を用意して閏二月十五日に国元を出船させるといふ家老松井康之からの報告を了承し、「名古屋にはまだ幕府の御普請奉行衆は一人も来ていないので、自分は美濃の津屋(岐阜県海津市)という石場において、石を出させている」と書いている。

津屋は揖斐川中流の支流津屋川の沿岸で、舟で石を出していたと思われる(図1)。幕府の普請奉行衆が名古屋に到着する以前に細川家では石場を確保し、石を搬出していたのだ。

参考までに、元和期の史料ではあるが、石場の確保の手順の一つの

例を紹介しておこう。元和六年（一六二〇）の大坂城普請の時の忠利書状の写である。忠利はその中で、買物奉行にこう命じている（熊松六二九八）。

「幕府直轄領の小豆島の石場の場合は、現地で先に買物奉行が売買交渉を済ませて、小豆島の代官小堀遠州から出された大坂町奉行で普請奉行の島田清左衛門宛での書状を、その時はまだ国から石場に下ってきている道中かもしれない細川家中の普請衆の所に持つていき、普請衆が直接石場に取り掛かれるようにせよ。小堀からの正式な許可証は後から取って遣わす。あるいは、淡路島の石場の場合は、これまた先に売買交渉を済ませて、代替わりしたばかりの淡路島の領主阿波徳島藩主松平千松殿（蜂須賀忠英）とやりとりする。そのどちらでも、勝手よい方で命じるようにと普請奉行衆に申し渡すように」。

石の種類・石場の立地・値段などの検討、石あるいは石場の購入は、領主どうしの良好な関係を前提としつつも買物奉行・石奉行に任されている。名古屋城普請でも当然、普請衆本隊が到着する以前に石奉行によって石場の確保がなされていたはずである。

ちなみに寛永元年（一六二四）の大坂城普請では、その前年、石奉行を派遣し銀子七〇貫目で塩飽・小豆島の石場を切らせたのだったが（松九・四・一〇・一）、細川家の石場を預っていた小豆島小海村庄屋三右衛門は普請が終わって翌年、銀子二枚を支給されている（永青文庫「萬覚書」一二・七・九・四）。この庄屋は、その後もずっと細川家の石場を預かっていたが、何年も上方での公儀普請はなく、細川家から放置されていた。そしてとうとう三〇年後の慶安四年（一六五二）、息子の三宅兵右衛門尉が熊本まで銀子の請求にやってくるのだ。もう忠利も、その息

子の光尚も亡くなって、孫の綱利の時代だ。恐らくは慌てたであろう細川家の家老衆から路銭として銀子五枚をもらって、兵右衛門尉は、また今後も石を預かることを誓っている（永青文庫 神雜一・四八・六）。この例のように、石場の確保・維持は現地の庄屋の協力なしでは成り立たなかった。忠興も元和五年（一六一九）、小豆島の石場確保には「石場近所の百姓に物を遣わして頼み置くよりほかの才覚はあるはずがない」と述べている（松一二五八）。名古屋城普請の石場確保にも現地の百姓・庄屋の協力は不可欠だっただろう。

【史料五】の書状の中で忠興は、「名古屋城の御普請はことのほか急ぐとのことで、去年丹波篠山城の御普請をした衆も残らず名古屋の御普請を命じられ、その衆は急なことで皆困っているということだが、こちらとしては余裕が出来て助かることだ」と書いている。この時期に、前年、丹波篠山城の普請に従事した福島正則（広島）・池田輝政（播磨姫路）・浅野幸長（紀伊和歌山）・蜂須賀至鎮（阿波徳島）などが急遽追加されたと思われる。

【史料六】

其地之堀此中ハ何もの衆よりすて候おかれ候由ニ候間、如先書申出候、若此比ハ人をもかさミ堀急ニ被申付候而、いか、候は山口へ人を不遣、其ま、堀を可申付候、為其申候：尚々、五日三日山口へ人を遣候とも堀ニおくれ候ましきと被存候ハ、山口へ人を可遣候、其段見はからひ候而可被申付候、宮へ遣人も同前候、

（閏二月十六日 忠興差出し長岡内膳・戸田助左衛門宛て、『綿考輯録』第二卷・出水叢書 四三三頁）

この閏二月十六日の書状【史料六】では、「名古屋の堀はこれまでど

この家中からも放置されていると聞いて人を出していたが、もし今、人夫を多く出して堀の普請を急ぐなら、山口（瀬戸市）の石場に人を遣らずにそのまま名古屋の堀普請を命じるように。三日か五日は山口に人夫を遣っても堀に遅れないと思えば、山口の石出しに人夫を遣るように。宮（熱田）についてもそのようにせよ」と、名古屋堀の土木工事と、山口での石出し、熱田を経由した石の搬入作業について、人員の調整を計るようにと、長岡内膳と戸田助左衛門に命じている。そして、その三日後の閏二月十九日の書状にはこうある。

【史料七】

態可申処ニ（戸田）助左衛門をさし越候間申遣候、其方ハ其ま、山口^江居候て石をいたさすへく候、なこや堀へハ此地ニ在之普請之者を、二三日中ニ隙明候間、さし可遣候、得其意、瀬戸山口之間、見はからひ無油断様ニ可申付儀肝要候、此よし内記ニも申候而、急ニ石出シ・石わりの事いそくへく候、不及申あまり急ニ申付候ハ、人の走事も可在之間、さやうのかけん可有分別候、∴此地の石場にハ能わりいしハ無之候間、其地之石之わり様、角石同地いしも石つらよき様ニ可申付候、其うち角石多出来候様ニ可申付候儀肝要候、内記其地ニ居候、其方見はからひふしん可申付候、（坂崎）半兵衛ハなこやへ出候而助左衛門ハ一所ニ候へと可被申付候、

（閏二月十九日 忠興差出し長岡内膳宛て、『綿考輯録』第二巻・

出水叢書 四五四頁）

長岡内膳に宛てて、「名古屋堀には、津屋で石出し普請をしている者を差し遣わすので、そのまま山口の石場で石を出させるように」と命じ、また、「瀬戸・山口の間で検討して油断なく石出しをさせることが大事だ。

このことは息子の忠利（内記）にも伝えて、石出し・石割りを急ぐように。しかし、言うまでもなくあまり急いでも人夫が逃亡することもあるので、その加減を分別せよ。津屋にはよい割り石はないので、山口で石の割り様、角石の石の面がよい様に切り出すよう命じよ。角石が多く出来るように命じることが肝要だ。忠利が山口にいたので、相談して命じるように」と、山口の石場での石出しについて細かく指示をしている。忠興は、その後自らも山口の石場に足を運んで、忠利に後を任せて、三河の田原に鹿狩りに来た將軍徳川秀忠にお目見えした後、帰国の途につくが（史料五）、閏二月二十二日付の書状では、忠利にこう伝えて

【史料八】

- 一、山口ノ帰ニ、石数之書付披見候事、
一、昨日廿一日大雨ふり候故、石出・石よりはか不行ニ付、ふしんの者あげ候て、其やすみの分程名古屋にて五郎太をあげ候様ニ被申付之由、以後ハ無用に候、長ぶしんたるへく候間、可被得其意候事、
一、（松山）兵左衛門尉・（住江）小右衛門尉内一人、其地ニ被居候間奉行ニ可被申付由、（沢村）大学を以申越候つる、弥其分可然事、
一、其方もの毎日兩人つゝ、出候て、石数付させ候由候、同者其兩人を人の由断不仕目付ニ可被申付事、
一、せと・山口の石場、やかて惣やうのわりニ成可申候間、其已前ニ石かす多出来候様ニ可被申付候、山出ニ成候てから者、人をもくわへいたさせ可申事、
一、よその丁場ニ大角在之由候、我々所二者入不申候、只よきころ

に可被申付事、

一、(岡村) 半右衛門尉、やかて其地へ相越候間、条々申含候事、
(後二月二十二日 忠興差出し忠利宛て、永青文庫 天印四番六)

山口からの帰りに石数の報告書に目を通したと、前日の閏二月二十一日は大雨が降ったため石出し・石掘りの衆は休みにして、休んだ分名古屋で五郎太石(小さい丸い石)を搬入させるとの報告に、名古屋城普請は長丁場になるから今後はそれは無用とした。そして、忠利の家臣が毎日二人ずつ出て石数を調査するという報告を請けて、その者たちに普請の者の監視をさせるよう命じ、「瀬戸と山口の石場はやがて幕府によりほかの大名家との惣割にされるから、その前に石を多く切り出し、石出しには人数を増やすように。ほかの丁場には大角石があるとのことだ。うちの丁場にはないけれども、いい頃を見計らって大角石を申し付けるように」と命じた。その上で「やがて普請奉行の岡村半右衛門が名古屋に到着するだろうから、条々岡村に申し含めてるのでそれに従うように」と締めくくっている。忠興の普請奉行三人の中でも、この岡村半右衛門は、こうして忠興の特命をうけた奉行であった。

また、忠興は帰りに京都の伏見に寄っているが、その道中で名古屋の普請に向かう池田輝政・福島正則・浅野幸長・阿波徳島の蜂須賀至鎮などの家中の衆と行き違う。いずれも急遽、名古屋城普請を命じられた家中である。忠興は忠利に次のように書いている。

【史料九】

一、令上洛候道中にて、羽三左(池田輝政)・羽左太(福島正則)・浅紀州(浅野幸長)・蜂阿州(蜂須賀至鎮)などの人数二行違申候、何も家中之衆、我々へ之慇懃さ、無申計儀二候、就其、我々

者、対諸大名、忽可爲無礼候、右之衆之外も、奉行衆対大名衆へ無礼ニ無之様ニ、堅可被申触候、横目をも被置候て、無礼之者在之ハ、急度可被申付候、但、成敗ハ不被仕、押籠候て此方へ可被申越候事、

一、加藤肥後(清正)・黒田筑前(長政)儀者、各別之儀ニ候間、得其意可被申付候、但、両人家中者も、对其方候てのさはき可在之候間、其所被見合差引可被申付候、彼家中之者对其方へ無礼之時、此方之者対両人ニ慇懃ニ仕候共、可爲曲事候、此あぢ分別肝要候事、

一、右之条々、一度被申触候分にてハ成ましく候、切々可被申触候、岡村半右衛門・中嶋左近・戸田助左衛門二も、此書中みせらるへく候、：御普請之儀ハ、有無ニ被申越間敷候、

(三月二十三日 忠興差出し忠利宛て、永青文庫 無印三番一)
「どの家中の者も、自分に対してその慇懃さ、礼儀正しさは言葉にできないほどだった。細川の家臣たちは諸大名に対して忽ち無礼を働くことであろう。どの大名衆に対しても無礼にならないように家中を統制せよ。横目など監視役をも置いて、無礼な者は成敗はせずに、籠に入れて自分に報告せよ。加藤清正・黒田長政の所は格別なので、そこは考慮せよ。しかし、向こうがその方に対して無礼な時に、家中の者が向こうに対して慇懃にすることはならない。これらのことは、一度触れただけはだめだ。常々申し触れるように。三人の普請奉行衆にもこの状を見せよ。徹底せよ。」

普請現場での大名どうしの関係に細心の注意を払うよう命じている。「加藤と黒田の家中は格別」で、衝突が生じやすいため、特に注意を払

わなければならぬ相手であった。忠興は普請奉行の三人にもこの状を見せて徹底するよう促している。そして気掛かりなのは、こう伝えた上で忠興が忠利に、「御普請之儀ハ、有無ニ被申越間敷候」、つまり、「御普請のことはむやみに報告してくるな」と書いていることである。自分の替わりに現場に残した忠利に、普請の指図の一切を任せるという態度だった。

その忠利は三月二十二日の書状で、石について国元の家老衆に次のように報告している。

【史料一〇】

一、こゝ下々迄、御法度もちがい不申、無事ニ候事、

一、御普請のいり、別しニ書付候て進之候、忠興様へハ被申上ましく候、かたく普しんの儀申上まじき由、被仰越候、ミなくへ□

□度候ハんと如此候事、

一、後ニくハはり候中国・四国・きの国衆ハ、丹波さ、山ノふしん仕候間、今度之御ふしんハ、本丸ハ不残九州・北国・ミの衆仕候、

二ノ丸ハ後跡之衆ともニいりニ仕候事、

一、御手前へ千つほほとか、り申候、石数一つは二六あてにて、六千少よ入申候、うち四千二三百はや石御入候、残而千九百計ハ来月十日比ハ半分ハ出来可申候、其跡ハ一山石切ニかけ候て、残ハ山方車にて石なこやへ出し申候、御本丸御天主の分ハ、四月十日ノうちニ五郎太も石もよせ切申候、ね石ハ五月一日と被仰出候間、何も手つかへ申事無之候、可心安候、石大ニきらせ候様ニと被仰出候、よそノハちいさく仕候ニ、いか、と思候へハ、御本丸天主ノ石大ニと奉行衆被申候故、被仰出候事、あい申候て、まん

そく申事ニ候、よそノハミなちいさく石切候て、只々ニ成候て、よき石無之、めいわく申候、少もおくれ申事ハ候ましく候、日用之銀子以下たくさんニ御残被成候へとも、何とそ入不申様ニとらんかう申事ニ候：尚く、何もかもたくさんニふしんばへうりニ參候故、下々とりくひ候て不成、はしり申候よし申候、被仰出候事とも、相ちかひ不申候様ニ仕候て、罷帰けさんニ可入候：大かくへ申候、かうつの石も二千ハやくニ立可申候、もし又、めどひなど候ハ、不残やくニ立可申候、

(三月二十二日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一六〇七)

「名古屋では家臣たちの下々まで、御法度にも背かず無事に進んでいる。後から加わった大名衆は、丹波篠山普請をした衆なので、今度の御普請は、本丸は残らず九州・北国・美濃衆で担当し、二の丸は後からの衆が入る。細川家中の役は一〇〇〇坪ほどで石数六〇〇〇余。うち四二〇〇から四三〇〇はすでに丁場にいられた。残りの一九〇〇ばかりは、来四月十日頃には半分はそろそろ。その後は一山石切りにかけて車で名古屋に出す。御本丸御天主の分は、四月十日のうちに五郎太石もそろえ終わる。根石始めは五月一日と、幕府の御奉行衆から仰せ出されたのは何の支障もないので、安心せよ。石は大きく切るように仰せ出された。余所のは小さく切っていたので如何なものかと思っていた。御本丸天主の石は大きくと奉行衆が仰せ出されて満足である。余所のは皆小さく石を切っていて、無駄になって、よい石はなく困っている」。

このように名古屋城本丸の石垣の石は大きくと、幕府側から命じられている。もつと時代が下るとあまり大きな石はいらないと、時代によつ

て石の加工の技術の発達によって、変わってくるのである。また、忠利は、忠興様が普請に遅れないように日雇いを雇うための銀子をたくさん残し置いてくれたが、何とかそれを使わないで済ませたいと奉行たちと談合していたのだ。また、この書状で忠利は、普請場にはたくさんの商人が入り込んで下々が先を争うように買いあさっている様子なので、何とか御法度に背く事件を起こさせず、普請が終わって帰国して忠興様にお目に掛かりたいと家老衆に書いている。忠興に替わって普請の采配を預かる身として、無事に役目を果たして父に認めてもらいたかったのだろう。次に示すのは忠利の苦心ぶりを示す書状である。

【史料一】

一、其元^江石之出様角石のわれ候事、一たん成書状之にて候事、
一、弥来月一日迄と心えられ候様ニと夜前奉行共申候、我々さん用
しらす候故か、其分にてハ石御やく儀ニたり申ましく候と思候、
其しさいハかうづより来候石、中々やくニ立申事ハまれにて候、
本丸ニハねんもなく候、うへ^江成候ハ、つき可申候へ共、野つら
がましにて候、見られ不申候事、

一、人のあまり候事、奉行かたへ申遣候間、さためて車ニかけ可申
候、其段は奉行より可申候、…尚々山口いて候の事、念を入候へ
ハ、又人をくわへられ候よし、尤二候、左様なく候ハ、百姓き、
申ましく候、いそかしく候て、書状之一封うけてハ不申候、何れ
もかつてん旨に候、人のあまり候事ハ奉行かたへ申遣候、

(三月二十七日 忠利差出し長岡内膳宛て、『綿考輯録』第四卷・

出水叢書二二頁)

この三月二十七日付忠利書状によると、四月一日までに石を調える心

つもりでと家中の普請奉行たちが忠利に報告してくる。ところが忠利は、自分は石の算用に詳しくないけれども、と断った上で「河戸(かうづ)から来た石が役に立たないと思う。本丸には使える可能性さえない。野づら石(自然の石)の方がまだましだ」と、三月二十二日【史料一〇】の段階では「二〇〇〇は役に立つ。目土居石垣を命じられたら残らず役に立つ」と言っていた河戸の石が全く使えないことを伝え、このままでは石が足りないとの不安を口にしている。そして、山口での石出しに人を増やしたという長岡内膳からの報告を「そうしなければ、石出しに動員した百姓たちが納得しないだろう」と、了承する。適した山口の石の車出しに総力を挙げることになったのだ。

このように、石材の質や大きさは石切場によって異なり、さらに石の切り方は、幕府からの求めに応じて変化した。大名たちは、これに対してみずからの経験をもとに対応せざるを得なかった。そして細川家でも、父の忠興の経験が普請奉行や重臣を通じて後継者の忠利に伝授されているのである。

二 忠利による普請奉行手討ち事件

四月十三日付の忠興の家老松井康之宛て書状【史料一二】によると、二番丁場の御舟入(入江)が浅いので、以前掘った衆が残らず出て、百姓の夫役を国元から差し上げて掘るようにとの幕府の命令が出ている。

【史料一二】

一、尾州なこや二番町場の御舟入、あさき由被 仰出、前かとほり候衆、不残人数千石夫にて差上、ほりたて可申候旨、御意二候、我々手前三百人にて候へ共、つゆにむかひ候間、無人二候者、日

用をやとひて銀子入可申候間、五百人可差上候、但有人之分にて候、食たき已下者此外たるへき事、

一、上候時分者、惣様聞合、重而跡方可申遣候間、此状参着次第二用意候て、一左右次第のほり候やうに可相待事、

一、前の手前くをほり候へと、被 仰出間、戸田助左衛門尉上候ハすハ、所已下しれ申間敷候条、惣様召連可上候由、可被申付候事、
一、完甘太郎兵衛・高田九郎右衛門尉・井門亀右衛門尉、此三人之内くじ取候て、一人助左衛門ニ差添のほせ可被申事、

一、家中之者共為奉行、慥成もの一人つ、差添、のほせ可申之由、可被申付候事、

一、返々、有人五百人之都合、一人も無相違候様ニ急度可被申付候、尚、大学可申候、

(四月十三日 忠興差出し松井佐渡守宛て、松一・一八・二)

忠興は、「細川家の役高では三〇〇人出せばいいのだけれども、梅雨に入るので普請を急がなければならぬ」ということで、銀子で日用(日雇い)を雇い、都合五〇〇人を差し上せよと命じている。公儀普請には人夫だけでなく多くの飯炊きの者などが国元から上るが、ここでは人夫とわざわざ限定しているのである。そして名古屋堀は、以前掘ったところの手前を掘るようにとの幕府からの指示があり、普請奉行の戸田助左衛門が付いていないと担当の掘り場が分からないので、すぐに助左衛門に普請衆を召し連れ名古屋に上るよう命じた。そして、何度も公儀普請を手掛けてきた完甘・高田・井門の内から鬪で一人を選び助左衛門に添えるようにと、念を入れた。「返す返すも一人も間違いなく必ず命じよ」と忠興は厳しく命じているが、一国の太守として普請に遅れることは外

聞が悪く何よりも許されないことだった。しかしながら、この急な日雇いの費用が当初の予算を大きく超える出費の一因となったのであった。忠利の何とか日雇いの銀子を残したいとの願いは無念にも崩れ去った。

【史料二二】

一、爰元御普請、忠興様被成御座候時ニ、三増倍ニ成申候事、
一、忠興様此地ニ御座被成候時、御普請之儀申上間敷候由、我等かたへ被仰置候、其後、上方よりも有無ニ申上ましき由、御書ニ候、奉得其意候由、御請申上候事、

一、三人奉行かた方銀子取ニ進上申候、此儀ハ前かどの少々当前之分にても入候ハ、可申上之由、被仰置候、其上過分之当前にて候故、申上候由ニ候、尤と申候、其銀子之入候事、いか様之様子にて入候事、皆も其地にて合点参間敷候間、為其、普請之当前・絵図・石之つもり、各迄申遣候由、三人之奉行申候、銀子取ニ下候上ハ、左様ニなく候者、其元ニ而合点参ましく候間、尤と申候、必々御普請之儀被申上間敷候、銀子御下シなく候へハ御普請不成はずと三人申候間、彼の所其心得あるへく候、以来何とて是程をくれ候ハ、申上候ハん哉と可被仰越と存候へとも、前かとより普請之儀有無ニ申上間敷候由、被仰出候間、不申上候事、

一、委細爰元之様子ハ吉田茂左衛門可申候間、不具候、
(四月十九日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一四九六)

この忠利の四月十九日付の書状は、すでに石を調達する時点で普請の費用が当初よりも膨れ上がっていたため追加資金の調達を求めて使者吉田茂左衛門を遣わし、普請の現状・絵図・石の積りを添付して国元の家

老衆に書き送ったものだ。その中で次のように述べている。

「普請奉行たちの報告によれば、普請費用は忠興様が見分された時の三倍になっている、とのことだ。限度を超えた入用なのでその方たちも合点がいかないだろう。銀子を御下しなれば普請は出来ないと言ふ普請奉行たちが言っているのです、その旨承知してくれ。忠興様が名古屋にいらっしゃる時も、また上方からも、普請のことは決して自分に報告しないようにと言ひ置かれたので私もそれを了承したのだ。この件は決して忠興様に報告しないように。忠興様は、今後どうしてこれ程の銀子を出すの自分に知らせないのだ、とおっしゃるだろうが、以前から普請のことはいつさい報告しないようにとの仰せなので、申し上げないのだ」。

ところが、この資金催促の、決して忠興様には見せないようにと家老へ書き送った書状が、忠興への御見舞いの飛脚と一緒に送られてしまったため、なんと大坂でその書状を忠興が見てしまったのだ。取り次ぐはずの家老沢村大学が他出していたための不運だった。忠興は腹を立て、見舞いの書状の方は見ずに、忠利に返してしまふ。次に示す史料である。

【史料一四】

一、去月廿二日ニ 忠興様爲御見廻、飛脚進上申候処、でんぼう（伝法）迄参着申候、其飛脚ニ此方御普請之様子、松井・隼人・大学被聞度候ハんと思、普請当前一書にて申越候処、其三人へ進之候書状一書迄を 忠興様直ニ被成 御覽、御腹立被成、御見廻の書状も不被成御覽、此方へ御返し被成候、御尤存候、惣別、御普請之儀、いか様之儀候共、申上間敷候由、堅被仰置候間、其覚悟ニ候而、忠興様へ上候書状ニハ何事も普請之儀、少も書不申候、其上、其刻、両三人への書状ニ堅御普請之儀、被申上間敷候由、書

申候、定而可有披見候、状ハ、大学所ニとまり、一書ハ此方へ歸し、被仰置候儀、相違候様ニ可被思召与迷惑申候、委細其時之様子大学可存候、大学も御使ニ参、誰そ別の者取次候と聞え候、大學居候ハ、か様ニ有之ましく候、一入迷惑申候事、

一、其刻御返し被成候我々書状、両三人迄見せ申候、如此ニ各よりの御言伝爲可申と御見廻一篇の書状に候、此書状之内之御言伝共、か様ニ被申上候而可然候ハ、可被申上候事、

一、將軍様、田原御狩被成候刻、御目廻ニ使者を進上申候節、鶴殿兵庫殿以御取成、今度御普請上り候ハ、我々を御目見ニ下シ被申度様ニ、忠興様被思召候、其上、内記もさ様ニ存候と、兵庫殿被仰上候へハ、普請旁無用との御誼ニ而候キ、兵庫殿被申様ニ、主かたより申遣候よりも、同者此 御誼御内書ニ、其御文牒可被仰遣哉と被申上候へハ、如此之 御内書被成下候、御普請上りニ、各御見廻ニ可被罷下様ニ相聞え候へとも、右之通ニ候間、我々ハ、罷下ニ及まじきかと存候、為其 御内書各まで見せ申候、御次も候ハ、可被申上候事、

一、大学へ申候、大塚二郎左衛門かたより、右之我々進上申候書状返し申候時、惣別、書状進上申ましき由被仰候由、我々使口上ニ申越候、其分候哉、但使聞そこない候哉、旁迷惑不遇之候事、

（四月二十七日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一六八五）

「忠利からの書状はいつさい上げるな」との忠興の御意を使者から聞いて、「本当か。聞き違えたのではないか」と戸惑う忠利だった。

そんな親子の緊張関係の中で、忠利が、普請三奉行の内一人、忠興

特命の岡村半右衛門を五月十三日に成敗してしまおうという事件が起きる。さすがに動揺した忠利は直後に家老衆に宛てて忠興への取り成しを頼む自筆の書状を持たせた使者を派遣し、さらに翌五月十四日、事件の具体的な状況・証人を明記した七箇条の釈明書を三人の家老衆に送り、忠興への取り成しを重ねて頼んでいる【史料一五】(図2)。

【史料一五】

岡村半右衛門尉事

- 一、山口にて普請之割符同被仰付候、車道之松切候而石出可申と申候時、主我等二たいし申分其所二一度ハ(長岡)内膳・(戸田)助左衛門尉、一度ハ(魚住)市正・内膳居申候事、
- 一、牧助右衛門尉殿へ我々と阿波守殿・毛利伊勢守殿同道申、駿河へ被参候暇請ニ参候之時、無礼之事何も供之小性共可存候、其後(住江)小右衛門尉を使二仕申聞候間、小右衛門尉可存候事、
- 一、河津へ我々着候時、慮外之仕合、中嶋左近、其外二三人居申候、失念申候、我々供ニ参候小性共ハ不殘見申候事、
- 一、万我等前にて御普請之儀談合ニ参候刻、主申やう何も可為迷惑候、我等ハ不及申候事、
- 一、古井村にての普請之談合之時、不聞申様、木下右衛門尉殿も御座候、内膳・市正・左近・助左衛門尉・(藪)大隅居申候事、
- 一、五月十一日ニ御法度そむき候囚人切候之時、名古屋御小屋場にて人の出入、我々を留談合申候時之申様、誠傍輩にても堪忍不成申様にて候、近所ニ内膳・大隅・市正・左近・助左衛門尉居申候、此外ハ少間をき何も居申候事、
- 一、右之分ハ御為と存、其上如此御奉行ニ被仰付候故、堪忍いたし

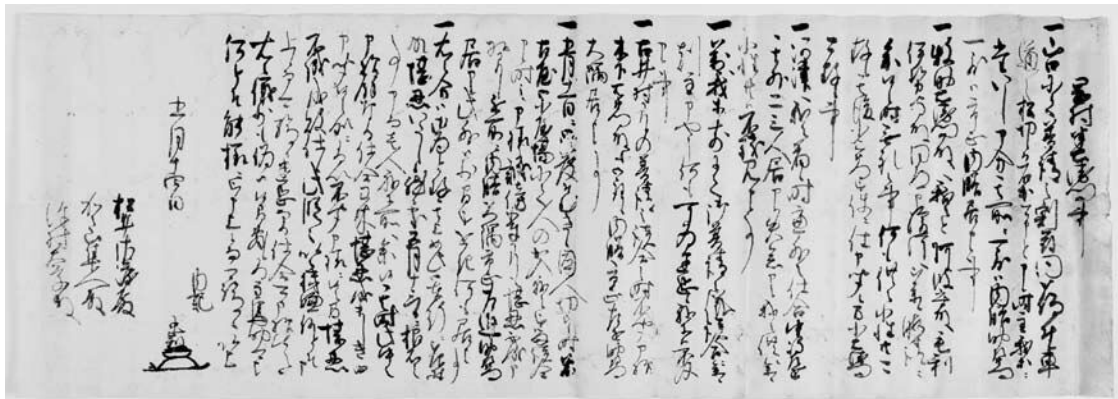


図2 岡村半右衛門尉事 熊本大学蔵

候、然処五月十三日ニ根石之事申而、忝人我等所へ参候、其時此中之申様、余なる仕合、已来堪忍成まじき由申聞候之処ニ、尚以不聞申様二候之間、堪忍不成成敗仕候、此段々以御機嫌、何とそ申上候而可給候、迷惑なる仕合可申様無之候、右之儀少も偽ハ候間敷候、尚(加々山)主馬助可申候、何とそ能様ニ被申上候而可給候、以上、

(五月十四日 忠利差出
し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、熊松四三五)

これは、二〇二一年に西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」で展示された史料だが、一条ずつ現代語訳してみよう。

- 一、山口の石切場で場所を幕府から割り当てられ、車道の松を切って石出しをしよ

うという時の半右衛門の私に対しての申し分。一度はそこに長岡内膳と戸田助左衛門、一度は魚住市正・長岡内膳がいた。

一、幕府の御普請奉行牧助右衛門殿の所へ、私と蜂須賀至鎮殿・毛利高政殿（豊後佐伯）が一緒に、牧殿が駿河へ参られるというのでご挨拶に伺った時に、半右衛門が無礼を働いたことは、いずれも供の小姓衆が知っている。その後、住江小右衛門を使いにして半右衛門に説諭したので、小右衛門が知っている。

一、河戸（かうづ）へ私が着いた時、思いも掛けないことがあった。中嶋左近その外二、三人いたが忘れてしまった。けれども、私の供の小姓共が残らず見ていた。

一、私の前に御普請の談合に参った時はいつも、半右衛門のものと言いはいずれも不快で、言葉にできない。

一、古井村での普請の談合の時、言うことを聞かない様子の時は、木下延俊殿もいらつしやった。長岡内膳・魚住市正・中嶋左近・戸田助左衛門・藪大隅もその場にいた。

一、五月十一日に御普請場の御法度に背いた囚人を誅伐する時、名古屋の御小屋場で、人の出入、私を留めて談合した時のものいい様は、誠に傍輩、仲間うちであっても我慢ならないような申し様だった。そばに長岡内膳・藪大隅・魚住市正・中嶋左近・戸田助左衛門がいた。このほかの者たちは皆少し離れた所にいた。

一、以上のことは、御家の為と思ひ、その上、忠興様が御普請奉行に命じられた者であるから我慢してきた。ところが、五月十三日に根石のことだと言って一人私の所へ来た、その時のものいい様、余りのことに、以後とても我慢ならないと半右衛門に説諭し

ても、なおも聞かない申し様だったので、とうとう我慢できずに成敗した。これらの事情を、忠興様のご機嫌のいい時にどうか申し上げて下さるよう。不快なこと言葉に表しようもない。以上のことは少しも偽りはない。使いの加々山主馬助が口上で申すので、何とぞ、よきように忠興様に申し上げてくれ。

このように忠利は、忠興の信任厚い特使岡村半右衛門の自分に対する所行を一つ一つ、証人となる者たちの名前を示して書き上げながら、半右衛門を成敗したことを忠興に取り成してくるよう、家老たちに頼んだのだ。細川家の公式家譜『綿考輯録』によると、成敗したのは、「石取場かうつま駒野」（第四巻・出水叢書二二二頁）だということである。

慶長九年に細川家の跡取りとなった忠利は、この名古屋城普請より前の慶長十一年（一六〇六）、江戸城石垣普請などでも忠興を補佐して、普請の采配を取っているのだが、同じ細川家中でも太守の忠興は忠興の、そして跡取りの忠利は忠利の家臣団を持っているので、息子の忠利が、太守である忠興の家臣を忠興の許可なく成敗するということは御家騒動にも発展し兼ねない大変な問題なのである。しかも、前述した親子の緊張関係が生じている時に、忠興の普請の特使ともいふべき家臣を成敗してしまったのだから、忠利も忠興に報告するのがどんなにか恐ろしかったことだろう。しかも先にも述べたように、下国の途中で忠興は、「他の大名衆に無礼を働いた者は、成敗せず籠に入れて、自分に報告するように」と命じていた。家臣が無礼を働いた相手がほかの大名衆でなく息子の忠利だったとしても、許可なく成敗してしまって忠興は許してくるだろうか。実際にこの名古屋城普請で忠利は、忠興の囚人四人を預かって籠に入れているのだが、その処置は忠興に伺いを入れているので

ある(松一二一四、松一七一四)。

そうであるところに、この岡村の成敗事件では籠にも入れず直接成敗しているのだ。忠利は、重ねて自筆の書状でも三家老に取り成しを頼んでいる。また、成敗直後と思われるのが、忠利自筆の書状【史料一六】(図3)である。

【史料一六】

尚く様子ハ遣候間、書中ニ不得申候、何共めいわく申候、以上、

態人をさし下候、岡村半右衛門尉儀、我々ニたひし三度迄かんにんのならざる申様仕候へとも、御奉行ニ御下被成、其上御前をは、かり候てかんにん申候処ニ、五月十二日ニ我々へたいし、口おしき申様かんにん(折り返し)不成候間、せいはい我く仕候、以来きこしめし候ハ、御聞わけも可被成候、ミなくも能しり候間、罷帰候て御尋可有、此よしもし御次も候ハ、可申上候、恐々謹言、ひる七

内記

五月十二日

忠(花押)

松井殿

隼人殿

大かく殿

(松一七七七)

この書状は「五月十二日」の日付になっており、いかに忠利が慌てて動揺していたかを暗示している。「ひる七」(午後四時)、岡村を成敗した直後、その興奮さめやらぬ忠利の自筆の釈明状である。この書状の写真だが、所有者の細川家筆頭家老松井家の第十四代御当主で、現在熊本

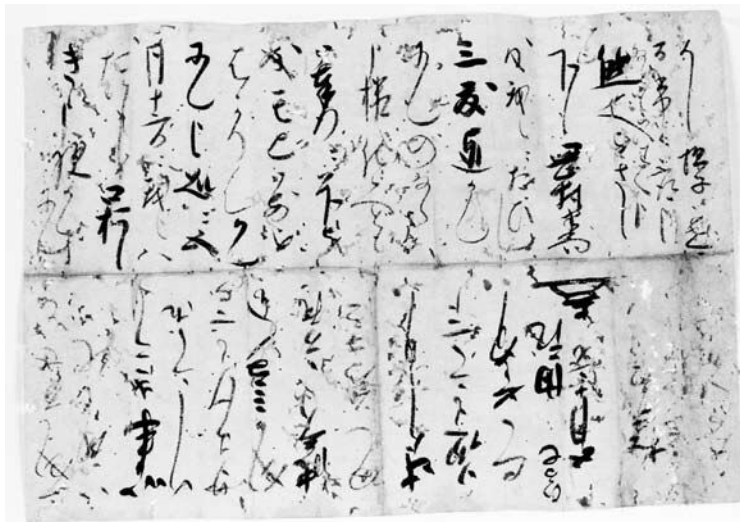


図3 細川忠利自筆書状 一般財団法人松井文庫蔵

県八代市立博物館未来の森ミュージアム館長の松井葵之氏に、「ぜひ名古屋の皆さまにご紹介したい」とお願いしたところ、「使っていたいただいて光栄です」とご快諾いただいた。松井館長には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、【史料一五】五月十四日付の七箇条の史料には、名古屋城普請の多くの情報が含まれている。山口、河戸、古井村の石場での様子、邪魔になる松を切つて車で石を出したり、幕府の御普請奉行や他の大名たちとの談合する様子、さらに、御法度に背けば小屋場で誅伐されていた

ことなど、とてもリアルに普請の現場を感じることが出来る。五月十三日に根石のことで忠利の所へ行き成敗された岡村だったが、少なくともこの時点で根石は置かれていなかった可能性がある。

恐らくは忠興の権力を笠に着て振舞ったであろう岡村半右衛門が、どのように、どんな無礼を若殿様の忠利に働いたのか。それは、忠利の怒りが抑えきれないほどのものだったのだ。その後、忠興の機嫌はずっと悪いままで、七夕のご祝儀も受け取ってもらえず、忠利は困り果てたのだ。

【史料一七】

一、御普請替事も無之候、奉行衆駿河へ被参候へハ、必少づ、御好替申候、又、四五日中ニ駿河へ被参候由ニ候間、又替儀も可有之候、根石ハ可為当月中候、

(五月十四日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一六七二)

この五月十四日付の書状【史料一七】では根石は五月中だろうと述べ、「幕府の御普請衆が駿河へ参られれば必ず少しずつ大御所様の御好みが変わる。また、四、五日中に駿河に参られるので、また変わることがあるかも知れない」と伝えている。普請の状況は家康の意向で度々変更されたのである。

三 諸大名の協力関係と経験の継承

さて、名古屋城御普請の方だが、六月十七日の時点で名古屋城の御本丸の分は、細川家中もほかの何れの家中も、石垣天部のならしの段階になった。次の忠利書状が注目される。

【史料一八】

当城御本丸、御家中も何もの衆もならし候へとも、事々敷昼夜なく懸申候故、角にもかまひなく境目をあげ、面々築上申候故、ならしぎハにて、五寸・六寸くひちかひ申候故、あのうハ不苦候と申候へとも、御大工太和(中井正清)弟子、かねをあて聞不申候、前々より如此候儀無之事と申候、左様二候而、いづれも石垣なをし申候衆、太夫殿(福島正則)・阿波守(蜂須賀至鎮)・山土州(山内忠義)・生駒左近(正俊)・鍋嶋信濃(勝茂)・毛利長門(秀就)、此衆御家中少つ、くづし候て、なをし申候、田中(忠政)と筑前(黒田長政)ハ、いまたをくれ申候故、それが仕合ニ成候而、上にて被合ならし可申と聞へ申候、兩人ハいまたならし出来不申候、三左衛門尉殿(池田輝政)御手前も御なをし申候様ニと「申候、いまた御なをしなく候、是も御くつし候ハんと聞申候、少も直し不申はやく出来申候ハ寺志摩(寺沢広高)・浅紀州(浅野幸長)計にて候、多か少かなをさぬものハ無之候、御家中もおほくなをし候衆のなみにて候、委細此者可申候、

(六月十七日 忠利差出し松井・大学宛て、松一一八八)

昼夜なく普請を急いで、境目をあげ、それぞれの家中が石垣を築き上げたため、天部の高さが五寸、六寸(一五〜一八cm)違ってしまいう事態になってしまった。忠利は家老衆にこう伝えている。

「穴生衆(石垣を築く専門集団)はそれでも構わないというけれども、御大工大和(幕府の大工棟梁中井正清)の弟子は曲尺(L字型のものさし)を当てて駄目だといって聞かず、『かつてこんなことはない』というので、福島・蜂須賀・山内・生駒・鍋嶋・毛利の家中は、少しずつ崩して石垣

を直した。田中忠政と黒田長政の所は普請が遅れていたものでそれが却って幸いした。池田輝政の所も直さなければならぬが、まだ直していない。池田も崩して直すと聞いている。早く出来たのは、寺沢広高と浅野幸長ばかりで、大なり小なり直さなくてよい者はいない。細川家中も多く直す方の部類だ。

幕府の御普請法度書にしたがって、各家中が境目を残し置いて、それぞれに石垣を築いたためのロスだった。それぞれの家中が築いた石垣を崩して天部がそろうように直してならしたが、それには当然、大名どうしの協力が不可欠だった。この書状の中で、本丸普請に、前年丹波篠山城普請を手掛けて急遽後から加わった福島・池田・浅野・蜂須賀・山内・生駒・毛利の名前があることに注目したい。また、「事々敷昼夜なく懸申候故」とあるが、夜通しかけて普請を行なうのは、築城を急ぐ慶長期に限られたことである。元和九年（一六三三）の大坂普請では「朝ハ夜明ニ出、晩者あかき内ニあぐへく候」（松五三〇）とし、寛永十三年（一六三六）江戸城普請に際しての幕府の捷書の中では「夜普請停止之事」、「御普請ニ出候時分朝ハ六ツ、晩ハ上り候時分七ツ半」と夜普請を禁じて、午前六時から午後四時半までと普請時間を規定している（永青文庫 神雜一・一〇〇・一）。

次に示す六月二十七日の書状【史料一九】で忠利は、大御所様から諸大名に普請のご褒美が出されることと、御普請上がりに諸大名が江戸の將軍に挨拶に行くことについて書いている。

【史料一九】

大御所様を普請くろう仕由、被仰出、御内書共ニ御帷四ツ、御たうぶく一ツ、万病円一つ、ミ、江川の御たる二ツ、拝領仕、御使阿部

左馬介殿御出候、則、御うけ申上候、御たる之儀ハ、三左衛門尉殿（池田輝政）・昨州（森忠政）・紀州（浅野幸長）・大夫殿（福島正則）・黒田殿（長政）、我々迄ニ被下候よし候て、上州（本多正純）方奉行衆へそへ状のうつし奉行衆にもち候て、御出候、則、うつし進之候、忝義とも二候、するかへ可然様ニ被仰上候様ニ御披露あるべく候、御たる二つのうち一ツハ、御家中物かしら衆へふるまひ可申ため残申候、一ツハ忠興様へ上申候、可然様ニ可被申上候、又、將軍様方御使として、嶋田兵四郎殿御越候て、御内書被下、御帷五十之内、御一へ物甘拝領仕、此段、可被申上候、何も、御普しんあかり二江戸へ可罷下よし、江戸衆へ申入れ候と、聞申候、其内、中国・四国衆ハ、はや被下候間、これも越年ニくれニ可罷下よし、被申候と聞申候、黒田などハ有無ニすくニ可罷下よしと、聞申候、我々事ハ、先書ニ如申、御内書を被下、罷下事無用と被仰出候間、くるしかるましきかと存事ニ候、從 忠興様何と可被仰出や、此方相替事なく、御ふしん仕候、

（六月二十七日 忠利差出し松井・大学・隼人宛て、松二一九）
永青文庫には、普請中の労をねぎらう五月十九日付の將軍秀忠からの細川内記（忠利）宛ての御内書（永青文庫 神番外二・六）、六月二十日付の家康から忠利宛ての御内書（永青文庫 一〇八・三箱一八・二）の原本が存在しているが、家康からの御内書には「本丸早々出来喜思召候」とある。また、この忠利の書状【史料一九】に「中国・四国衆が普請上がりに江戸に行く、黒田などは有無を言わせずに江戸に行く」とあることから、本丸・二の丸ともに石垣普請は六月二十七日までには一通り終わったのではないかと思われる。ところが、四ヵ月近くも後の十月

十一日付忠利の書状【史料二〇】には次のようにある。

【史料二〇】

御普請奉行牧助右衛門殿方申来候、駿河之御城者、九日之晩二火事
参、不残焼申候由候、…尚々御普請も四、五日中午ごとくく相済、
普請之者とも差上せ可被申候、我々も十四五日之時分、必爰元を立
上申候、

(十月十一日 晩酉之下刻 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・

沢村大学宛て、松二六一二)

この史料は「御普請奉行の牧助右衛門が十月九日に駿府城が火事に
あつて残らず焼けたと知らせしてきたこと」を十一日の夜七時に国元の忠
興に速報する書状なのだが、忠利は「御普請も四、五日中午に悉く済み、
普請の者を返されるであろうこと」「自分も十月十四、五日には必ず名古
屋を出立すること」を伝えている。ほかの時代の公儀普請の史料を通覧
すると、丁場ごとに石・栗石の片づけが済んで石垣普請の終わった組か
ら、必要な人数だけ残して国元へ帰っている。無駄な経費を掛けないた
めであることは言うまでもない。二六年後の寛永十三年の江戸城石垣普
請の時になるが、石垣普請後の行程を示す史料を参考までに挙げておこ
う。普請が終わって最後に残った普請衆の人数と任務の報告書である。

【史料二一】

覚

一、今まで残り申候御役人千三百人御座候、

内

一、千人ハ 明後七日ニ御上せ被成可然奉存候、今日明日之間、石
くり石かたつけ共相済申候、道中御奉行二つけ候て上

せ申、御物頭御馬廻衆、別紙ニ書付上ヶ申候、

一、三百人ハ いづれもの衆御上せ被成、小屋払仕、其跡をならし、

ひきく御座候所などをむめ仕廻可申候、か様之儀仕
廻申候ハ、六七日も逗留可参候、いづれも御上せ不
被成候へば、小屋払可仕様無御座候、此三百人之儀
ハ(谷) 忠兵衛・(松山) 権兵衛・御馬廻衆五人残
シ置、召つれ可罷上候、此地ニ残り居申候御侍衆書
付上ヶ申候、

(寛永十三年四月五日 松山権兵衛・谷忠兵衛・長岡佐渡守差
出し奥田権左衛門宛て、熊松五五〇七)

最後に残った一三〇〇人の内一〇〇〇人が石・栗石などの片づけをし
て帰国し、残る三〇〇人で小屋払いをする。小屋が建っていた所をなら
して、低くなつた所は土で埋めて道を整地する。それに六、七日はかか
る。また、最後には幕府の普請奉行から普請上がりの切手が発行された
(元和六年大坂普請、松五二五)。元和六年の大坂普請では十月二十八日
に幕府普請奉行衆からの上り切手が出て、帰国の普請衆が出船するのが
十一月八日、その後も跡処理のため残る衆が四〇〇人いた(松五二五)。
名古屋城普請でも当然、幕府の奉行衆の許可を得て普請衆は国に引き
上げたであろう。小屋払いも掃除もすべて終えた後、御暇を得て忠利が
国元に帰つたのが【史料二〇】の十月十四、五日だと思われる。

さて、公儀普請というのは他の家中と一緒にやっていくものであるか
ら、大名間の談合が大変重要だった。六月十七日付の書状【史料二一】
の中で、忠利は次のように国元の家老たちに報告している。

【史料二二】

一、羽三左衛門殿（池田輝政）、忠興様之事、思之外御肝煎候て、御普請之儀も談合二切々人を給候、左様之御筋目も有之哉と存候処、鶴兵庫殿（鶴殿氏長）方如此我々かたへ書状参候間、則、皆々共迄ミセ申候、我々も三左御小屋へ参、此中之御心付忝候、忠興様へも可申進由申候、又、我々かたへ御出候ハんとの事二候事、一、御普請奉行衆、牧助右（長勝）ハ不及申、万御肝煎候、佐久間河内殿（政実）、事々敷内証とも御馳走にて候、其段面にて候ハねハ、具二不得申候事、

一、太夫殿（木下延俊）事、前々不相替、我々かたへも折々御出候、我々も折々参候、乍去、毛利伊勢守（高政）と我々よく候とて、かげにて御つり候由二候、されとも、其段我々へも御申なく候、いかに太夫殿左様二御申候とて、勢州事、別而、忠興様御懇二候間、太夫殿如何二御不足候とも、かまひ申間敷候、勢州と日々咄、万御如在なき御存分二候事、御尋之折節ハ、此段御心得可有之候事、

一、金雲州（金森可重）と御間むつゝとも無之由二承候へとも、されともいまた御中たがひと八聞不申候内二、津小平二（津田秀政）御肝煎候而、互之御如在無之と、雲州御物語候て、我々所へも細々御出候、我々ハいまた不参候、やかて雲州へも可参と存候、忠興様へも以書状御申候事、

（六月十七日 忠利差出し松井佐渡・沢村大学宛て、松二四四七）

「池田輝政殿は忠興様と自分のことを思いのほか心配して取り成して

くれていて、普請のことも談合のため度々人をよこされ、自分も池田の小屋へお礼に行き、またあちらからも尋ねてくださるとのことだ。幕府の普請奉行の牧助右衛門は申すまでもなく、佐久間河内殿も内緒で振舞つてくださる。木下延俊殿は前々と相変わらず自分の所にも折々参られる。自分も折々訪ねている。忠興様と特に仲のいい毛利高政殿とも日々話している。忠興様とそれほど仲がいいとは聞いていない金森可重殿（飛騨高山）は、津田秀政殿（旗本）の肝煎で自分の所へ度々御出くださっているの、自分もそのうち尋ねようと思っている」。

慶長十一年の江戸城普請、慶長十三年の駿府城普請、そしてこの名古屋城普請の掟書でも御普請中の振舞いは堅く禁じられていた。その中で、幕府の普請奉行の忠利への「事々敷」（たいそうな）内緒の振舞いだった。また、次の【史料二三】も興味深い。

【史料二三】

三左衛門尉殿なこやにてハ、忠興様へ石過分二被進、又、三左御上候跡二も、右京二御申付候て、石など御用二御立ありたきよしにて候キ、其段可被申上候、

（十一月十八日 忠利差出し松井・大学宛て、松一六〇〇）
忠興と特に仲のいい池田輝政が、石をたくさん提供してくれた上、自分が普請場を離れた後も右京に命じて石などの提供を申し出してくれたことを、忠興に報告するよう家老衆に伝えている。

忠利はこのように、父忠興の交友関係を引き継ぐ形で他の大名家や幕府の奉行たちとの交流を図って、日々談合して公儀普請を乗り切っていたのだった。

こうして、細川家の名古屋城石垣普請は無事に終わった。しかし、残っ

たのは借銀である。

【史料二四】

しやく銀之儀二付而、使者をさしのほせ候間申候、なこや以来、かり申候かねとも返し申候故、此方にハ少も無之候、其上、未十くわんめ、上様御だいくわん衆方かり申候へ共、当年なし申候事不成候て、上方にてかりかへ申候、それもと、のをり可申を不存候間、我々かた方しる人もこれなく候間、兩人しる人之処へも状を御やり候て、きも入申候様二候て可給候、これ方もさいかく申付可申候、

(十一月四日 忠利差出し松井・大学宛て、松二六二一)

【史料二四】に見るように、名古屋城普請で忠利は幕府の御代官衆から借銀をして、それを全額返すために手元のお金では足りずに上方で又借銀をしようとするのだが、国元の家老衆に「自分には上方に知り合ひもないので、どうかその方たちの知り合ひにも手引きを頼んでほしい。その者にこれからも借銀の肝煎を頼みたい」と書き送っているのである。

忠興に、金の催促の、しかも忠興には決して見せるなど書いてしまった書状を見られ、そして忠興の取り立てた家臣を許可なく成敗し、さらに、忠興に將軍秀忠にお目見えするようにと命じられていたにもかかわらず、忠利は、謁見は必要ないとの御内書をもらったからといって、普請上がりのお目見えもなかったのだ【史料一四】【史料一九】。

こうして数々の失態を重ね、忠興の御前をそこなってしまった忠利だったが、父を恐れて年末になつても自分の居城の中津まで帰ることができず、国東竹田津の対岸にある豊前姫嶋に逗留し、そこから小倉の家老衆と、祖母光寿院に、忠興への取り成しを頼む書状を書き送った。【史料二五】【史料二六】である。

【史料二五】

我々事、今度ハ御きけんをそこない申、そののミならず、前々方も不届事重可申候間、先、ひめ嶋迄参申候、他国ニい申候ても、下々不届事仕候へハ、我々事ハともかくもにて候へども、御外聞迄うしない申様二候へハ、いかゝに候間、ひめ嶋迄参申候、いつ迄も、此所ニ御きげんくつろぎ申候迄ハ可有之候、まして御前をそこない候て中津へ可参事にて無之候、御次而の折々、能様二候て可給候、：尚くゝか様之御前を仕なし候事、外聞ハ不及申、ミなくへもめんほくも無之候、

(十一月一〇日 忠利差出し松井佐渡守・加々山隼人・沢村大
学宛て、松二四一〇)

【史料二六】

一、我等事、は、様御下屋敷迄可参之由、それ方中津へ帰候而可然候由、我等も小倉へ参度存事候、され共、今度之仕合、何共迷惑申候間、それへ罷越候とも兩人より伏見へ給候書状之ことく御前へ罷出候事も成間敷、其上、兩人披露も成間敷之由二候き、左様二可有之候、御前ハ御機嫌悪候て中津へ参甘申事も何とも迷惑なる儀二候間、先、此嶋ニいつ迄も居可申候事、

一、其上、何とも被仰出たる儀も不承候へとも、今度之仕合、我等心ニか様ニ迷惑仕事無之候間、それへ罷越、則、被召出候様二と、は、様へ御頼申上候事も、間も無之事候間、為我等者成間敷候、まして兩人も不成事候間、先、いつ迄も、此嶋ニ居可申候、は、様御一分にて、何とそ被仰、御前も甘、一度御目見も仕候へハ、中津へ罷越候而も忝儀共候、又、此ふミの外我等それへ罷越候と

ても、は、様へも各へも可申事も無之候、：尚々は、様へも此だ
ん申上候、よきやう二可被申上候、

(十一月十五日 忠利差出し松井佐渡守・沢村大学宛て、松
二六〇八)

これらの書状の中で忠利は、自分が仕出かしたことは外聞が悪いだけ
でなく、家老衆はじめ家臣皆々にも合わせる顔がないと「いつまでもこ
の島にいたい」と繰り返し述べているのである。

さて、忠利が心配した名古屋普請の借銀はどうなっただろうか。【史
料二七】をみよう。

【史料二七】

一、借状之うら判、書判ニ忠興様も被成候間、右之旨可然由、則、
書判ニなをし申候、此前ハ借状も万事之用も、此印判にて済申候
故、右之分二候キ、

一、大学へ申候、彼借銀之儀之使者、 忠興様御舟之便船ハ、御法
度之由、不知候而申候、其外之能便候ハ、上せ度候、無左候ハ、
うん賃舟可有之候間、此方方可申付候事、

(慶長十六年二月八日 忠利差出し松井佐渡守・沢村大学宛て、
松二六一三)

翌慶長十六年、忠利は忠興の袖判によって銀を借り入れることができ
た。が、その上方への使者に忠興の便船を使うことは許されず、忠利は
家老衆に他の都合のいい便船で使者を上らせるように命じたが、それが
ない時は運賃船を自分が用意すると伝えている。父の怒りが解けないう
ちは忠利の出費はさらに嵩むばかりであった。

『綿考輯録』には、その後「重々御孝心をつくされ、松井・沢村及び

正源院等に就て、段々被仰入、御機嫌直り候由」(第四巻・出水叢書
二三頁)と、忠利が重々孝行を尽くし、家老衆があれやこれやと取り成
して忠興の機嫌も直ったと書いている。

まとめ

松井家文書、永青文庫の史料を使って、細川父子の名古屋城石垣普請
をみてきた。最後にこの報告のまとめをしたい。

第一に、名古屋城石垣普請では、大名自身が石垣の石の質、数の見積
もり、切り方などの細かい点までチェックしていた。

第二に、幕府の奉行と大名たちは、日々談合して協力しながら普請を
していた。それにより、大名たちの技術・経験が共有されて、石垣普請
の技量が平均化され、次世代に継承されていったのである。

近世初期第二世代の大名ともいえる細川忠利は、弱冠二四歳の若さで、
名古屋城御普請の苦勞を一身に背負うことになった。当初の予定の三倍
にも嵩む普請の費用とそれに伴う借銀、石数の算用と調達、父忠興が全
権を委任した普請奉行岡村半右衛門の忠利への非礼と、その結果の成敗。
他の家中との交際と談合。様々な経験を通して忠利は辛くも毎年のご
に負担されられた公儀御普請のノウハウを、父忠興や、忠興と同世代の
大名たちから学ぶことになったのであった。

以上が、細川忠興・忠利父子にみる近世初期の大名の石垣普請の技術
と経験の伝授の実態である。それは、諸大名の石垣普請の技術と経験を
平準化し次世代に伝えていくという公儀普請の機能の一端であり、慶長
期、名古屋城普請の現場から展開されていたのである。

〈コラム4〉

石切場をめぐる大名家と村——伊豆半島の場合——

今村 直樹

石切場と村

石垣普請にとって、石材の供給源となる石切場はなくてはならない存在である。江戸時代の名古屋城の場合も、慶長期の築城時に細川家が利用した河津（現岐阜県海津市）や山口（現愛知県瀬戸市）、宝暦期の大修理にも用いられた岩崎山（現愛知県小牧市）といった石切場が知られている。言うまでもなく、こうした石切場は都市ではなく農村に位置し、そこには百姓のコミュニティである村があった。

それでは、石垣普請の際、石を切り出す大名家側と、石切場が所在する村側は、どのような関係を取り結んでいたのだろうか。小稿では、両者の関係をうかがうことができる伊豆半島の事例を紹介したい。

なお、史料の引用に際して、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料細川家史料』からの場合、「細」と略記して巻番号―史料番号を、山内家史料刊行委員会『山内家史料 第二代 忠義公紀』からの場合、「山」と略記して巻番号―綱文番号を、熊本大学寄託永青文庫細川家文書からの場合、熊本大学永青文庫研究センター作成の細川家資料総目録の史料番号および史料名を示した。

江戸城普請と伊豆の石切場

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後、天下人としての地位を確立した徳川家康は、全国の諸大名を動員し、名古屋城をはじめとする城郭普

請を次々と推し進めた。家康の死後も、その地位を継承した秀忠や家光によって城郭普請は続けられた。なかでも最も規模が大きかったのが、徳川將軍家の居城たる江戸城の普請である。慶長九年から始められ、大規模なそれは寛永十三年（一六三六）まで続けられた。

江戸城の石垣普請で、石材の主な供給源となったのが伊豆半島である。伊豆半島は、石垣に適した良質な安山岩の産出地であり、江戸への海上輸送が比較的容易な立地にあった。そのため、同地の石切場は江戸幕府による保護と統制が敷かれていたという（北原二〇一二）。

江戸城の石垣普請を命じられた大名家は、幕府の普請奉行から石切場を割り当てられ、石の切り出しに従事した。しかし、大名家は幕府からの割り当てに依存するのみで、石切場の主体的な確保に努める必要性がなかった訳ではない。当然ながら、石切場にも良し悪しがあり、どの大名家も条件が良い場所を望んでいた。実際には、各大名家が以前から押さえてきた石切場が、そのまま普請奉行から割り当てられることが多かったとみられる（今村二〇一五）。そのため、大名家の間では、ときに石切場をめぐる争奪戦が繰り広げられることがあった。

争奪戦のカギを握ったのは、石切場が所在する現地の代官や村の名主の存在である。寛永十年十一月、近い将来の江戸城普請を予想した肥後細川家は、伊豆の幕府代官である小林十郎左衛門に、以前から確保していた同家の石切場の再確認とともに、一年前に改易された加藤忠広の石切場を押さえることを依頼している（細一七―三六八）。その結果、細川家は翌十一年正月の時点で、小林を介して「所之者預手形」を取得し、従来の石切場に加えて新規敷か所の確保に成功した（細一八一―二三八一）。「所之者」とは、石切場を管理する現地の名主とみられる。

その年の十一月、来る寛永十三年の江戸城普請が幕府から正式に発表された。この普請で、細川家は周到に確保してきた石切場の利用を認められ、そこから石を切り出している（今村二〇一五）。

これに対して、対照的なのが土佐山内家の事例である。同家は、寛永五年七月の地震による江戸城石垣の崩壊後、幕府に石を献上するため、急ぎよ伊豆に家臣を送り込んだ。しかし、そこで直面したのは、既に他の大名家に確保された石切場の存在や、彼らと通じた現地の名主たちによる妨害工作であった。山内家の家臣は、昼夜を問わず名主が隠した石切場の搜索を必死に行っていること、さらに他の大名家は名主たちに「礼銀」を支払っている事情などを上役に報告している（山一五―一二二）。大名家による石切場確保に際して、現地の管理者である名主との協力関係の構築が不可欠であったことが明らかである。

石切場を管理する名主の重要性は、幕府役人との関係からもうかがえる。例えば、寛永期の伊豆国賀茂郡大川村（現静岡県東伊豆町）の名主は、幕府の普請関係者とみられる旗本と直接つながっており、改易された福島正則の石切場からの石材搬出や、有馬直純が切り出した石の江戸廻漕といった細かな指示を受けている。寛永十三年の江戸城普請の際、各大名家が幕府から「拝領」した石切場の引き渡し作業も、同村の名主が行っていた（今村二〇一六）。このように石垣普請が始動する段階で、石切場の名主は欠くべからざる役割を果たしていた。

右のような事情があったためであろう。各大名家は、現地で石を切り出す段階となっても、村やその百姓との関係を非常に重視した。細川家や山内家は、伊豆の石切場で家臣たちが守るべき事項を定めた掟書のなかで、そろって現地の百姓・町人や宿泊施設の主人たちと紛争を起こす

ことを固く禁じ、背いた場合は成敗すると定めている（『元和寛永年中公義御普請』文下四六―二、山八―三）。石切場での作業期間中、大名家は現地の世論に大きな配慮を払い続けていたのである。

貴重な文化財としての石切場

右の石切場をめぐる争奪戦が行われた伊豆半島の事例は、徳川將軍家の居城であるとともに、慶長期から寛永期まで長期的に石垣普請が続けられた江戸城普請ならではの特質がある。同様の事態が、名古屋城などの他の城郭普請でもみられるとは限らない。しかし、石垣普請において、石切場が所在する村や名主の存在が、極めて重要な意味を有した点については、十分理解いただけるのではなからうか。

二〇一六年三月、伊豆半島の石切場の一部は国史跡に指定された。名古屋城石垣普請の石切場についても、貴重な文化財としての価値を明らかにする調査と、それに相応しい保全が強く求められていよう。

〔参考文献〕

- 今村直樹「近世初期大名家による公儀普請と伊豆石丁場」『静岡県文化財調査報告書第66集 伊豆半島の石丁場遺跡』静岡県教育委員会文化財保護課、二〇一五年
- 今村直樹「東伊豆町所在の大川区有文書」『静岡県文化財調査報告書第67集 伊豆半島の石丁場遺跡資料編』静岡県教育委員会文化財保護課、二〇一六年
- 北原糸子『江戸の城づくり』筑摩書房、二〇一二年

コメント

稲葉 継陽

はじめに

名古屋城調査研究報告会「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」において、服部英雄氏の基調講演、それに及川巨氏、堀内亮介氏、後藤典子氏による研究報告三本を拝聴した。いずれの講演・研究報告も力の込められた発表で、名古屋城公儀普請の研究が大きな進展を遂げていることを実感させるものであった。以下、ディスカッションのガイドンスとして、講演・各報告全体に通じる論点をいくつか整理して示しておくことにしよう。

今回の講演・研究報告は、名古屋城普請関係史料論の大きな進展とその成果に立脚したものである点で共通している。例えば市民のみならずは、一点一点の史料（古文書）が何年のものなのかということがどうして今更議論になるのか、不思議に思われるかもしれない。じつは、特定の様式の公的文書以外は年を書かず、月日しか書かないのが当時の作法であった。したがって、ある史料の作成年は、その内容を他の史料の内容と対照することによってしか特定できない。だから、ある史料を何年のものと考えるかということが、他の多くの史料の年代特定に影響を与える場合があり、そうした整合性の検討に要する労力は膨大なものとなる。今回のいずれの講演・報告にも、そうした地道な基礎研究の確実な成果が反映されているのである。

さらに、名古屋城普請の史料論にとって、「名古屋御城石垣絵図」の原本が確認され、分析研究が進展したことは大きな進展であった。その

意義は及川報告に明確に示されている。

また、名古屋城普請は公儀普請であるため、関係史料が全国の大名家のもとに分散して伝来している。そのうち肥後細川家関係の未調査の史料、具体的には第一家老の松井家に伝来した文書群などが、一度度活用できるように、「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（名古屋城西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」に出品）といった史料が新たに見出された。こうした熊本の結果は後藤報告に反映されている。

そして、名古屋に遺された普請関係史料の検討の進展である。いうまでもなく、名古屋城調査研究センターの取組みによるものであり、その成果は堀内報告そして服部講演に活かされている。

歴史は、なにより史料の根拠に基づいて語られなければならない。そうした意味で名古屋城普請関係史料の研究が、総合的検討の段階へと到達したことを示す画期的報告会となった。以下、討論のために論点を四つに整理してみたい。

一 名古屋城普請の過程を慶長十四年段階から考えられるかどうか

今回の大きな論点は、「松井家文書」の「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（卯月十八日付）の作成年を、慶長十五年とみるか十四年とみるかにある。

服部氏は、これを慶長十四年四月の作成とみて、すでに十四年から「五百万石オールスター」で普請が構想されており、その端緒に位置づけられるべき史料だと主張する。もしそうだとすれば、この史料によって名古屋城普請の過程は慶長十四年段階から通して検討できるようになり、そのイメージは従来とはかなり変わったものとなるだろう。

これに対して及川氏は、本史料は、丹波篠山の公儀普請から名古屋城普請に加わる衆と、それ以外の助役大名との役高の基準を確定した段階で、慶長十五年四月十八日に細川家普請奉行がその基準値を国元に知らせる目的で作成されたとする。そうであれば、改めて慶長十五年の名古屋城普請過程の諸段階を理解する上での重要史料と位置づけられることになる。

二 公儀普請の現場の状況

すべての講演・研究報告に共通するのが、名古屋城普請の現場の状況に深く踏み込んでいることだ。及川報告では、昵懇大名どうしの協力関係をいかにするための丁場割（石垣普請の持場の割り振り）がなされ、大名どうしの指南関係も機能していたことが指摘された。このような大名どうしの関係に依存することによって公儀普請が遂行されたという実態が、「名古屋御城石垣絵図」の分析によって浮かび上がってきたのである。この絵図が大名衆と幕府普請奉行との幾度も交渉の産物であったという指摘も、公儀普請の実態を考える上で示唆に富む。

また後藤報告では、石垣普請の経験を大名たちが共有していくこと、大名家どうしの盟友関係が普請の過程を通じてまた新たに広がっていくこと、さらに、大名自身が次世代へ公儀普請のノウハウを継承していく様子や、同時に世代間の葛藤の問題にも踏み込んでいる。公儀普請はその後、元和・寛永期まで主に江戸や上方で進められ、大名たちは幕府の居城の普請も常に必要になった。そうした城普請事業の展開の起点に名古屋城普請が位置づけられるという論点が提示されたわけである。

三 城（普請場）だけではない、石切場の様相

名古屋城石垣普請には膨大な石材が必要とされた。石切場で大名たちが何をしていたのが重要だという論点が、後藤報告で提示された。石切場の確保、石切場ごとの石の質の相違、石の切り方への幕府の奉行そして大名本人の強い関心とこだわり、大名本人と大名家の普請奉行との対立軋轢。このような、いわば人の顔が見えてくるような史料の存在と事実が明らかになった。またこうした史料研究は、石切場遺跡の史跡としての価値づけと保全活用にもつながっていくのではないか。この報告会がそうした議論の呼び水となれば喜ばしい。

四 普請費用をめぐる諸問題

名古屋城普請のために諸大名家が必要とした費用は膨大であった。しかし服部講演では、じつは幕府から普請に動員された大名家に拝領金が出されていたこと、普請に動員された夫役にも一定の扶持米（給与米）が出されていたことを指摘し、役高がオーバーした大名には、幕府からこうした手当がなされていたのではないかと述べられている。各大名家の事情に応じて幕府の側から一定の給付があるのが、公儀普請一般に通じる仕法なのだという趣旨であった。

また堀内報告では、名古屋城普請では家康の普請奉行から大名に、役高に準じて均等に、家康の直轄領から捻出された扶持米が給付された事実を、詳細に分析している。扶持米を手にする夫役人らのうちには、後藤報告によれば各大名が国許から連れてきた百姓も多く含まれていた。百姓夫役への扶持米等は、中世から一貫して動員主体が給与せねばならない労働編成上の必要経費であったが、それが大名側からの申請に基づ

いて家康によって負担されていた事実を明らかにしたこと、つまり名古屋城の築城主体が家康であったことを飯米給付システムの構造をつうじて明確にしたことが、堀内報告の大きな成果である。

一方で後藤報告によれば、普請の現場では様々なアクシデントが発生していた。そのために予定よりうんと長期化したり、やり直したりして、普請量や石数が増大することもあった。実際に細川家は上方で膨大な借銀を次々と調達しなければならなかったし、公儀普請の負担に耐えかねて財政破綻する重臣も少なくなかった。

夫役百姓への扶持米給与の問題と大名家全体としての公儀普請の財政負担の問題とを、どのように関連させて、普請財政の全体を追究するべきかが、改めて課題にのぼったといえよう。

以上の四点であるが、最後に、服部講演の冒頭で「実像と虚像」という印象的なフレーズが提示されたことに触れておきたい。やはり名古屋城や熊本城のような多くの市民に愛されている史跡・文化財には、さまざまな思いをもとにした伝説・伝承的な後づけの話が張り付いてしまうことがままある。それを客観的に評価する学問的な方法というものが、この報告会の四人の発表でなされたような歴史学の史料論、それに基づく基礎研究の地道な積み重ね以外には存在しないということを、改めて実感した次第である。

※このコメントは、令和三年十二月九日に行われたシンポジウムにおける基調講演及び研究報告を受けたものです。

パネルディスカッション

開催日：令和三年十二月九日

司会：名古屋城調査研究センター 学芸員 木村 慎平（木村）

パネリスト：熊本大学永青文庫研究センター長

稲葉継陽氏（稲葉）

同センター 特別研究員 後藤典子氏（後藤）

東京大学史料編纂所 准教授 及川 亘氏（及川）

名古屋城調査研究センター

所長 服部 英雄（服部）

同センター 学芸員 堀内 亮介（堀内）

木村 ここからは研究報告とコメントを受けまして、ディスカッションに入りたいと思います。稲葉先生から多岐にわたる論点を提示していただきましたので、少し整理してお尋ねしたいと思います。

まず、最初のポイントとして、熊本大学が所蔵する「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」（以下「役高ノ覚」、口絵1）という史料の年代比定について、議論したいと思います。この史料は細川家の普請奉行である岡村半右衛門尉ら三名から、松井佐渡守はじめ三名の家老に宛てて出された文書で、名古屋城普請に動員された大名の石高や割り当て坪数の基準が記され、細川家の負担分について書き上げられています。問題はその年代で、文書には「卯月十八日」としか記されていません。服部所長の基調講演ではこの文書を慶長十四年に比定されたわけですが、及川先生

の報告では慶長十五年に比定されました。この点について、及川先生のご意見をいただけますでしょうか。

及川 私はやはり、慶長十五年だと思っています。服部さんの講演にも出てきた山内家文書のなかに、慶長十四年の篠山城普請に山内家が出役したとき、普請場から国許に向けて出された五月十六日付の書状が一通あります。そのなかに翌年、篠山城普請が慶長十四年ですから十五年に、今度は丹波亀山で普請があるらしいということが現地で風聞となっていることが記されています（第二章「補論」参照）。これは丹波・丹後現地の大名旗本衆のあいだでの風聞ということもあり、かなり確度が高いものだったと思います。

それを受けて山内家ではどうしたかといえますと、亀山に自分の下奉行を送って石を確保させるということを行っています。実際に亀山城に行ってみますと、その石切場が残されています。山内家ではないですが、浅野紀伊（浅野幸長）、羽柴三左衛門（池田輝政）の刻印の入った石が見つかっています。実際には亀山城（普請）には浅野と池田は行っていないわけですから、その前の年に山内家と同じように下奉行を送って石を確保するということをやっています。

ですから慶長十四年の五月の時点では、山内家にしても浅野家・池田家にしても名古屋城のことは考えていないと思います。名古屋城を築くという家康の内意は出ていたかもしれませんが、実際に出役することになるかどうかについては、否定的であったと考えられます。この「役高ノ覚」には、これらの大名も入ってきているわけですから、やはり慶長十五年だと考えます。

木村 ありがとうございます。この文書は熊本大学が所蔵する松井家文書に含まれるわけですが、この点について、後藤先生のお考えをうかがえますでしょうか。

後藤 服部先生からご指摘がありましたように、細川忠利は慶長十四年四月に結婚しますが、そのころを含め慶長期の史料はほとんど永青文庫にはありません。松井家の史料を通覧しても、慶長十四年に普請（の準備）をしていたというような史料は今のところ見当たりません。忠利が結婚して、家老たちがお祝いを差し上げるといような史料ばかりで、普請に関する史料というのはなかなか見出せません。やはり「役高ノ覚」は慶長十五年の文書ではないかと思えます。

「大御所様の好みよつて方針がころころ変わる」といようなことを言っている史料もありますので、（丁場割りや役高の設定は）ころころ変わっていたのではないかと思えます。

服部 講演では時間の都合で少し説明を省いてしまいましたので補足します。

まず四月十八日付の「役高ノ覚」ですが、ここに記されていることで、細川家が新たに得た情報というのは天守・本丸と二之丸の坪数だけです。石高については既知のもので、誰でも知っていることです。慶長十四年正月に家康が尾張に来て築城すると言って普請奉行を二月に決めているわけですから、それから二か月たった四月には、骨格的な部分はどう決まっていたのではないかと自分は考えています。初期に（名古屋城普請の）絵図がいくつか作られています。堀については全て形は同じです。（慶

長十四年四月段階では）名古屋城というのがどれぐらいの規模なのかは誰も知らないわけで、那古野村を移転している最中に過ぎない。細川は規模と助役の面々を知りたかった。坪数さえ分かれば後は全部計算で自分の持ち分を割り出すことができます。ここ（「役高ノ覚」）にたくさん項目が書いてありますが、「御家中」とか「石高」と書いてあるところは計算上ですべてわかる情報です。それをもとに計算していくと、小数点以下というか、非常に細かい数字が出てきますが、これは机上でできるもので、坪数が分かれば国許にだいたいどれぐらいの規模なのかということも伝えられます。

慶長十四年三月の終わりに千代姫と細川忠利の婚礼があります。千代姫は小笠原家の娘で（家康の息子で自害した）信康の孫、悲劇の死を遂げた信康の孫ですから家康にとつてはひ孫であつて、秀忠にも特別な思いがあつて養女にしています。その千代姫と忠利の婚礼があつて、松井が御輿役で駿府と江戸に行つており、非常にめでたい時でしたので、いったい名古屋城普請はどれぐらいの規模なのかということを、細川家が幕府に教えてくれといったときに、今の段階ではこういう数字だと教えてもらうことは可能だったと思います。設計図を作っている段階で、堀の幅はどれぐらいで、長さはどれぐらいになって、高さはどれぐらいになるという概数は分かったたので、その報告がこの「役高ノ覚」です。

もう一点は、靖國神社遊就館所蔵の「名古屋御城石垣絵図」（以下、「絵図」）がいつのものかという問題です。私は生駒が花押を据えていないことから、生駒が藩主の死亡と葬儀で不在になっていた時期ということ、慶長十五年の四月上旬かと思つています。名古屋城の生駒家丁場には刻印があるので、工事をやっていることは間違いありません。

そもそもなぜ四月十八日の「役高ノ覚」が慶長十四年と考えたかと言いますと、(これを慶長十五年とすると) 工事日程がきつすぎる。丁場割りの方が覚より先になる。不自然だと考えたからです。及川先生は根石置き直前に、この丁場割図ができたというご説明だったと思いますが、この絵図の通りには工事できません。まず御深井丸と天守の間が地続きになっているので、これを設計変更しなければいけません。それから鉄初めで掘りは始めるわけです。

今日私が言及した浅野の史料ですが、「四月十八日、御縄張り鉄初めにつき暇を得ず」と書いてあります。なぜこの段階になって縄張りで暇がない、忙しかったかというところ、ここで設計変更の議論をしていたからではないでしょうか。それが決まってから、鉄初めが行われた。現在の天守は全部掘り切って石垣がある。この絵図のような地続き施工ではありません。上に石垣があるままで、その下の土を掘るわけにはいかない。今の天守はこの絵図が設計変更されたあとに造られています。それには時間が要ります。篠山城の例ですと、六月一日鉄初めの後に六月二十日に根切りをやっています。根切りの次が根石置きですが、篠山城の場合は七月九日、そこからひと月と九日。日にちを置かなければなりません。ですのでここ(「絵図」の作成)が根石置き(六月三日)ではありません。もっと前に(「絵図」が)できていて、それを設計変更しなければならぬので、それだけの日数を見込まなければならぬと思います。

及川 後藤さんのご報告と服部所長のご発表にもあったと思います。が、当初五月一日に根石置きじゃないかという情報がありましたよね。それ(根石置き)は、結局五月一日ではなくて、六月三日になります。

それは「役高ノ覚」から賦課基準を変えていくところに日程変更の原因があるのではないかと考えています。「役高ノ覚」を十五年の四月とすると、それを整合的に理解できるだろうと考えています。「役高ノ覚」が慶長十五年四月十八日だとして、それまでのプランであれば五月一日に根石を置くはずであったのですが、それが最終的に六月三日になるというのは、そこから何らかのプラン変更というか、これは賦課基準の変更というのがそこにあるのだろうと考えています。

それから繰り返しになりますが、前年の篠山城普請が本格的に始まる前に、すでに次の年は亀山城というように現地では考えられていたということからすると、そこで山内その他、篠山城の普請に携わっている大名たちが「役高ノ覚」に出てくるというのは納得しがたいと思います。

木村 この点については、まだまだ議論が分かれておりますが、時間の関係もありますので、次の論点に移りたいと思います。

稲葉先生のコメントで、石切場の話が出たかと思えます。名古屋城の石垣を普請するにあたっては、その付近に良い石が取れる場所があって、そこから切り出してくるわけです。では、各大名はそういう情報をどうやって知るのでしょうか。また、石切場というのはどのように扱われるのでしょうか。この辺り、具体的に細川家の場合ではいかがでしょうか。

後藤 (名古屋城普請の)奉行三人は、いずれも江戸城石垣普請などで、ずっと普請してきた人たちです。ですからどこに良い石があるかなどについて精通した人たちではないかと思えます。慶長期の奉行について

は、この人が何奉行だった、ということまでは特定できていませんが、慶長期の普請の時に必ずでてきた奉行三人かと思っていますので、この人たちは石専門の奉行だったのかなと思っています。

木村 ありがとうございます。及川先生はいかがでしょうか。

及川 まず、石のある場所の庄屋と交渉します。これは元和・寛永期の大坂城の普請などではある程度史料で追えるのですが、石の出る場所の庄屋と交渉します。それで、とにかく場所を押さえてしまつて、その上で幕府の役人にこういうことでよいかというような了解を取り付けるということだと思います。ですので、とにかく早い者勝ちです。ですから（名古屋城普請の）前年の篠山城普請のまだ工事が始まる前に亀山に下奉行を送るというのもそういうことで、とにかく早く石を押さえておきたいということだと思います。名古屋城だと今後、何かもう少し具体的な史料が出てくるかどうか、楽しみにしているところです。

木村 ありがとうございます。今の話しですと、石切場を取り合うという話で、どちらかという大名同士で競う側面がみられるかと思えます。一方で、今日の報告をお聞きすると大名同士で協力関係、あるいは指南する関係があるというお話がありました。例えば及川先生の報告では池田輝政がかなり重要なキーパーソンになっているというお話がありました。この点、池田輝政という人物の立場について、もう少しご説明いただけますでしょうか。

及川 池田輝政は家康の婿ということになります。非常に家康の信頼が厚いということもあつて、実説かどうかはわかりませんが、名古屋城普請の時に、福島正則が「あまりに大変だ」と、こんな大変なのは我慢ならないので池田輝政に、あなたは家康と仲が良いのだから何とか言ってくれ、というようなことを持ち掛けて、輝政の方は苦笑いして聞いているというような状況だと思うんですけど、『徳川実紀』などにもそのようなエピソードが出ています。それ自体は俗説だと思いますけれども、そのように考えられるような（池田輝政の）位置づけというのは伝えられていただろうと思います。

（池田輝政は）姫路にいて西国の押さえとして、幕府のなかでも重視されてきました。篠山城普請では全体の総責任者を任されたりしているということ、非常に重要な役割でした。名古屋城の普請でも先ほど後藤さんのご報告にも出てきたと思いますが、その他の大名にも指南する位置づけに置かれていたと思います。

後藤 追加していいですか。池田輝政ですけれども、松井家の史料に、この名古屋城普請で池田輝政からは細川家に石の提供もあつたということが確認されています。

木村 ありがとうございます。名古屋城というと、何かと天守台普請を単独で担つた加藤清正は注目されますが、他の大名はどうなのかというと、あまり具体的なイメージは無いというのが実情かと思えます。今日のお話を聞いて、だいたいそれぞれの大名の関係などがみえてきたのかなと思います。その点で、例えば細川家から見た大名同士の関係という

のはどういうものだったのでしょうか。

後藤 及川先生からお話しがありましたように、丁場の分担について望みを聞いてもらえる余地がありました。その時に、親戚関係の木下と稲葉の家中とは隣り合わせになるようにとっているわけです。それは、その前の江戸町普請、江戸城石垣普請の時もやはり稲葉と木下とは同じ家中のつもりでという掟書が出ています。他の大名家については私の報告で触れた通りです。

稲葉 後藤さんのお話のなかで、加藤家（清正）と黒田家は特別だから気をつける、というような史料がありましたよね。

後藤 そうですね。やはり黒田とは仲が悪いですね。

稲葉 清正が特別だ、というのはどういう意味なのでしょうか。

後藤 清正は「格別」なので、という言い方をしていますが、加藤と（細川が）特に仲が悪いとは聞きません。きちんと音信のやり取りもあります。黒田と加藤といえば石垣を築く名手、築城の名手だというのは、忠興は認めていますので、そういった意味合いもあるのかなと思いますが、どうでしょうか。

木村 大変興味深いお話し、ありがとうございます。また別の論点として、普請の費用をどのように負担したのかというコメントがあります

た。堀内さんの報告のなかでは具体的な扶持米の給付について、どれくらいの額が支給されたかということが分かり、名古屋城の場合はその扶持米が大名の表高に比例して支給されているようだという事ですね。では、扶持米の額は何を基準に算定しているのでしょうか。

堀内 私が今回みてきた史料のなかには、それについての具体的な情報はないので、推測にはなっていますが、基本的にこういった夫役、要するに人足を一日雇うには一人につき一日五合ほどが当時の目安になるのではないかとされています。そこで扶持米の額を五合で割るとどれくらいになるのかという計算をしてみました。加藤清正の場合ではおおよそ七百六十一石扶持米をもらっていますので、延べ人数で十五万人くらいを名古屋城普請に動員したというような計算になります。それで一日あたり何人を動員しているのかを考えますと、当時の大名に賦課される夫役の基準として、「千石夫」といって千石あたり一人の割合で夫役人を出すという方法がありまして、それに基づいて計算すると加藤清正の場合は表高五十一万九千石、つまり一日あたり五百十九人になります。そこで十五万人を五百十九で割ると、だいたい三百日くらいになります。つまり、一日一人につき五合を与えて清正が動員する必要がある人数を概算で計算してみると、普請にかかる期間はだいたい三百日、延べ人数としては十五万人、それで一日五合の扶持米を与えるという計算をすると七百六十一石になるわけです。

このように扶持米を計算したのではないかと推定はできますが、史料的な制約もあり、机上の空論にならざるを得ない部分もありますので、一つの仮説としてみていただきたいと思います。

木村 ありがとうございます。今のように一定の給付がある一方で、諸大名にとって普請の負担は非常に重いという評価もあります。一般的なイメージとしては、「天下普請」「公儀普請」というのは諸大名の財力を弱らせて力を削ぐためにやったのだというような話ですが、広く浸透しているかと思います。このようなイメージというのは、どう評価すべきでしょうか。

及川 私は、これは結果として大名が困窮するということだと思います。石垣の普請は特にそうですが、これは軍役だということですね。戦争は無いけれども、軍役として掛ける、つまり戦争の替わりですよ。慶長期というのは、まだもちろん豊臣家はあるという状況です。先ほど二重公儀か否かというようなお話でしたが、まだ慶長年間というのは、例えば芸能民などに対する給分などは秀頼が与えるという状況にあり、それが切り替わっていくのが慶長十五年ころ、慶長年間後半になるわけです。その時期に、例えば猿楽や囲碁・将棋など、秀頼が給付していたものを家康がやるようになります。つまり公儀を家康へどんどん接収していく時期だと思います。それがなぜできるのかというのは、軍事力によるのだと思います。

家康の軍事力というのは、要は家康が軍隊を動員すると言えば、皆大名も従うのだという、そういうことによるのだと思います。だから家康としては有無を言わずに軍事動員できるということを見せつける、軍事動員すれば実際に大名が従うんだということを確認していくと、そういうことが公儀普請の城郭建設を通じて行われていたのだらうと思います。そちらが本質で、結果として大名が困窮するということではないか

と考えています。

木村 ありがとうございます。このあたり、例えば細川家の具体的な状況はいかがでしょうか。

後藤 公儀普請では借銀、借銀ですね。慶長期の江戸町普請の時でしたか、忠興が忠利に、その方の才覚で何とかしろ、というような史料もあります。慶長十九年の江戸城石垣普請の時には忠利は刀・脇差を京都で売っています。それでも足りなくて、その時は藤堂高虎が肝いりをして借銀をするということがありました。殿さまの史料だけみても、忠興は日用を雇ってでも絶対（普請に）遅れるな、と言っています。大名にとって普請が遅れるというのは本当に外聞が悪いことなので、とにかく日用を雇ってでも絶対に遅れるなと。そればかり殿さまの文書ではできませんが、実際にお金がかえなくて困っているのは現場の奉行です。

元和六年か寛永十三年の江戸城普請のときだったかと思いますが、現場の奉行が、買った物の代銀が払えないため、売った商人たちが殿様に目安を上げると言っている、という史料があります。それで石工たちが石の雨覆いの苦をした方がいいからと言っているが、その苦をかうお金もないと、現場から言ってくるんですね。それを現場の奉行が、家老になんとかお金を出してくれと言っています。家老は長岡佐渡（松井興長）ですが、その方たちの才覚でとにかく借銀をしろと言っわけですね。「その方たちの才覚で」というのはよくでてくるのですが、そのような感じで現場がすごく困るのです。他の元和・寛永期の史料でも、幕府の代官に十貫目払わなければならないが、無いからなんとか送ってくれと言っ

ています。苦を買わなければいけないというときの史料では、石切たちがこのままだと引いてしまうかもしれない、石切ももうできなくなってしまう、そうなったらどうするんだと奉行が言ってくるわけです。公儀に目安を上げられると外聞が悪いでしょ、と言ってくるんですね。そういったかなり生々しい史料が、家老家の史料にでてきます。

木村 ありがとうございます。大変よく状況が分かりました。このあたりをどう評価するのも、公儀普請というものをどのように理解するのかという点に大きくかわる論点かと思えます。最後に、研究報告をしていたいただいたお三方に、それぞれ他の方の報告に対して、何かコメントや質問があればお願いします。

及川 堀内さんの報告を聞いて、費用をどうやって捻出するのかという問題は非常に重大だと思いました。一日五合とか、一応試算を出していただいたのですが、実際に例えば水主を雇うときに飯米として一日三合だと少なくて五合というのが一般的とされます。もしそれに賃金を加えらるともっとたくさん払わないといけないことになりませんが、一般的に飯代だけで五合出すということですので、それは必ず（戦や普請の）主宰者が払わなければいけないわけですよ。秀吉が朝鮮出兵をするというときも、飯米については秀吉が自分で払うということ、大名任せというか、何でもかんでも大名が工面しないといけないということではなくて、その軍隊を誰が動かすのかというのがすごく重要なのではないかということ、聞いていて感じました。公儀普請も同じだなと思えました。

堀内 やはり名古屋城の公儀普請というのは、大坂の陣後に行われる江戸城の普請や大坂城の普請とは性格が異なる面があり、名古屋城の普請の場合は及川先生も後藤先生もおっしゃったと思いますが、大名個人の関係性というのがかなり重視されているのかなと思います。私の報告で最後の方に少し触れましたが、名古屋城より前に行われた江戸城や丹波篠山城は、將軍の秀忠が介入していて、秀忠の命令によって大名たちが動員されるのですが、名古屋城の場合はどちらかというと家康の意向が強く働いて築城された――家康の天下人としての力だと思えますが――個人の力で大名たちを動員して、細川と稲葉と木下が協力して普請をしたり、中国・四国の大名でいえば池田輝政の配下に入って普請したりという状況があって、そういった大名個人の関係というのが、名古屋城の普請においてはかなり重視されたのではないかと。そうした個人的な関係によって大規模な普請が行われたのではないかというのが、お三方のご報告を聞いて思ったところです。

後藤 「役高ノ覚」の計算の仕方というのは、これをみても全然わからなくてですね、いろいろ今日教えていただいたので検討してみたいと思います。

木村 最後に、稲葉先生何かありましたらお願いします。

稲葉 はい。今日、最初にまとめて申し上げたように、史料研究の確実な進展というのが、非常に進んできているというのが今の討論を聞いていてもよく分かりました。今日、一点の重要な史料について、それが

慶長十五年なのか十四年なのか、この場では結論は出ませんでしたけれども、こういう議論を進めていくことによってその周りの様々な別の史料の研究も進みますし、さまざまな仮説のもとでまた考察を進めていくことによって、より多くの事実が明らかになるわけですから、このような論争的な史料研究というのが実態を深める、本当に唯一の道なのだということが、うかがって大変よく分かりました。

それから、これをご覧になった市民の皆さんは、これから名古屋城に來られた時には、ぜひ普請の現場というのを今日の皆さんのお話のなかから、その情景を思い浮かべるような、石垣をそれぞれの大名たちが相談しながら築いていって、でも最後に天端が合わなくてそれを揃えているような、そういう状況というのを、石垣をご覧になりながら、想像しながら史跡を見ていただいたり、そういうことにつながっていけば、ますます名古屋城が身近に感じられるようになるのではないかと。そういう材料がたくさん出たと思います。

木村 ありがとうございます。今日の議論で、非常に多岐にわたる問題が提起されたかと思えます。一つは、まだ基礎的な部分においても事実関係の一つ一つについて、検討する余地があると思えました。服部所長からは大きな問題提起がありましたけど、それに対しての反論も当然あるということで、まだ一つ一つの事実関係を史料に基づいて論証していく必要があると思えました。

もう一つは、名古屋城における公儀普請の歴史的な位置づけをどのように考えるのかという点についても、費用の負担をどう考えるのかという問題もありますし、特に大坂の陣以降の公儀普請のあり方と何がどう

違うのかという点で、非常に過渡的な在り方がみえるのかなと思えました。堀内さんからは大名の個人的関係が反映されているという印象を受けたというコメントもありましたが、そういう部分をどう評価して位置づけていくのかという点については、大きな研究史的な意義があるのではないかと感じました。

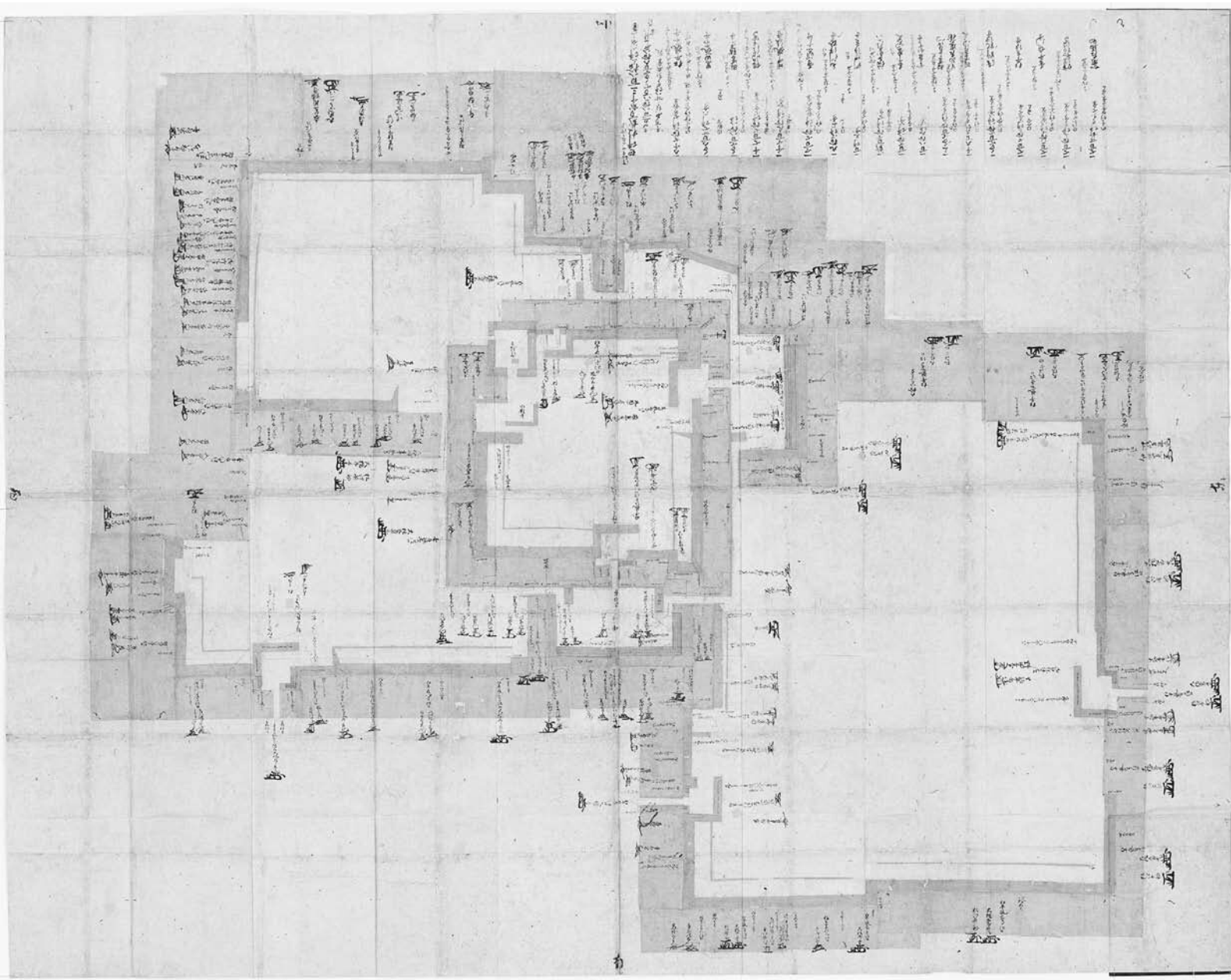
名古屋城調査研究センターもまだ発足して間もない機関ですので、こういった研究を様々な機関の研究者の方とも協同しながら深めていき、こういった議論の機会を設けて、その成果を発表していきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

《終》

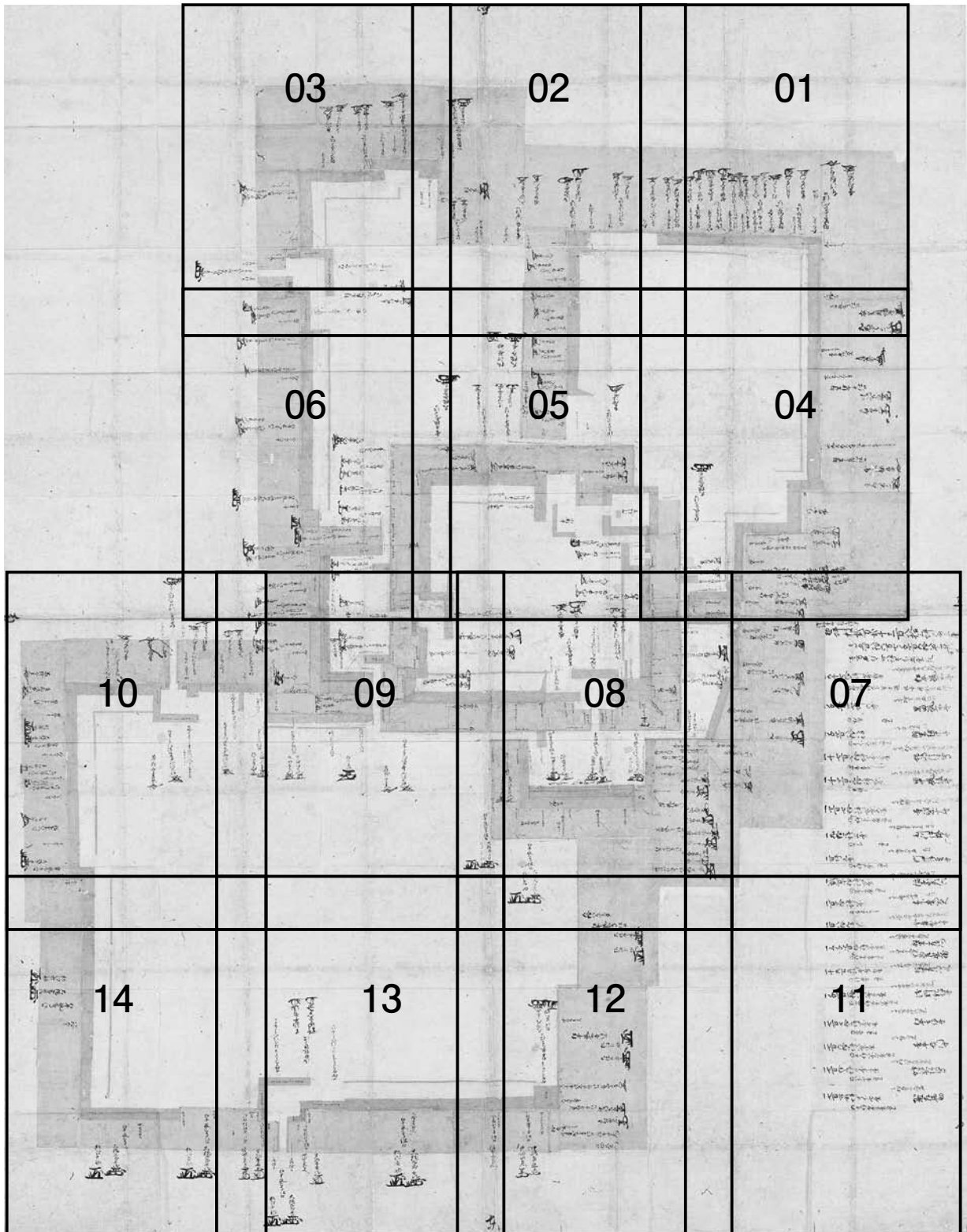
史料が語る 名古屋城石垣普請の現場

＜史料編＞ 靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」

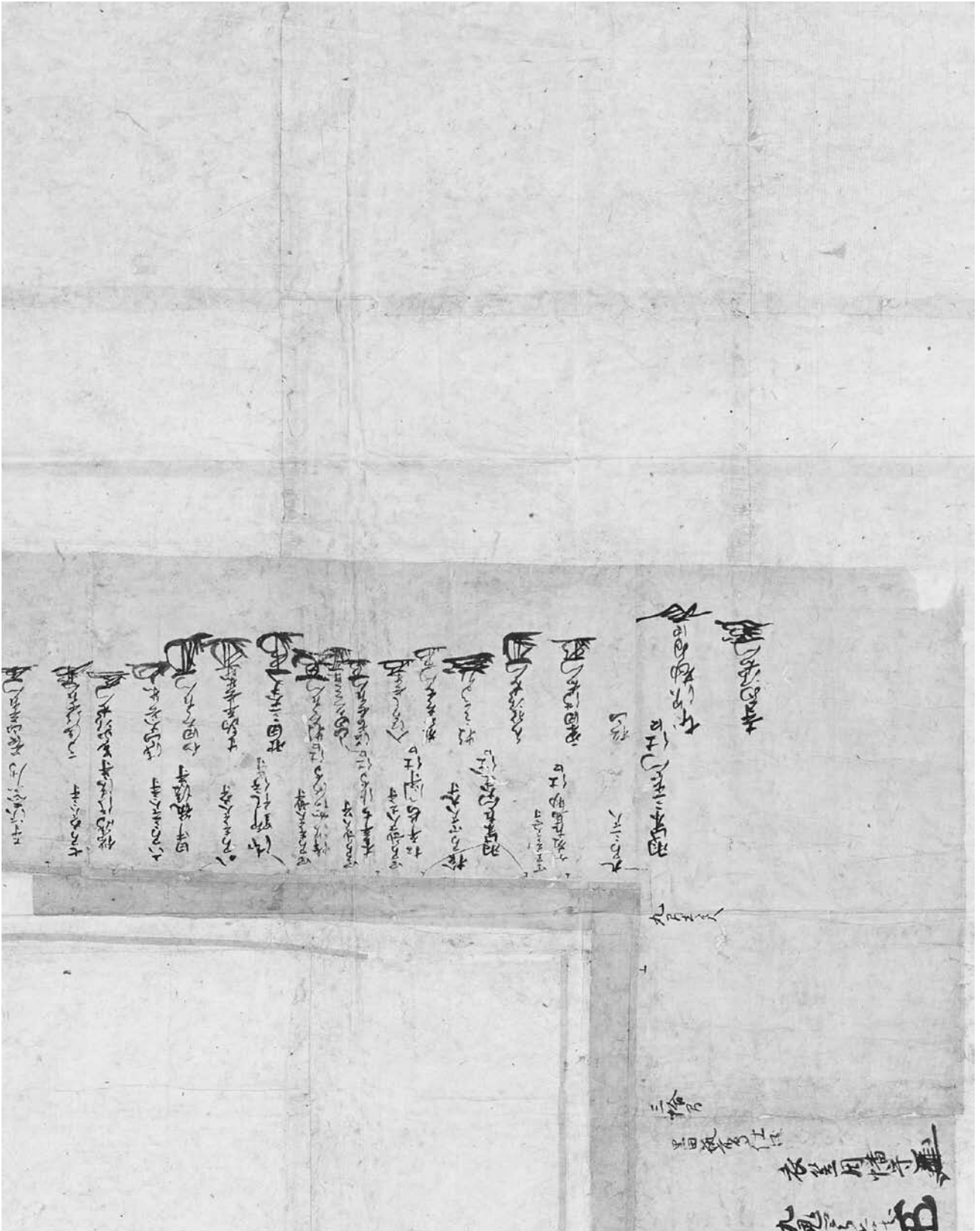
写真撮影：東京大学史料編纂所

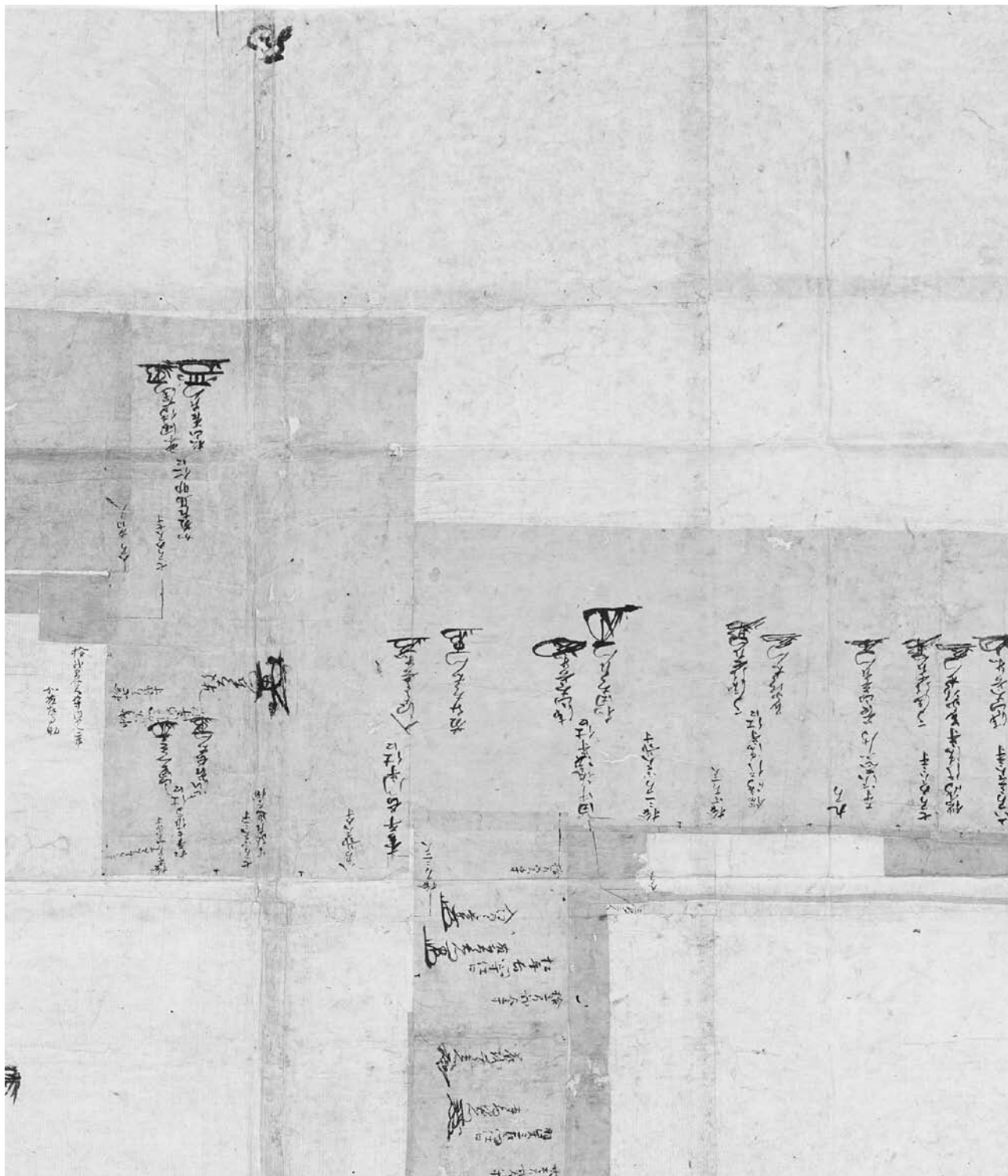


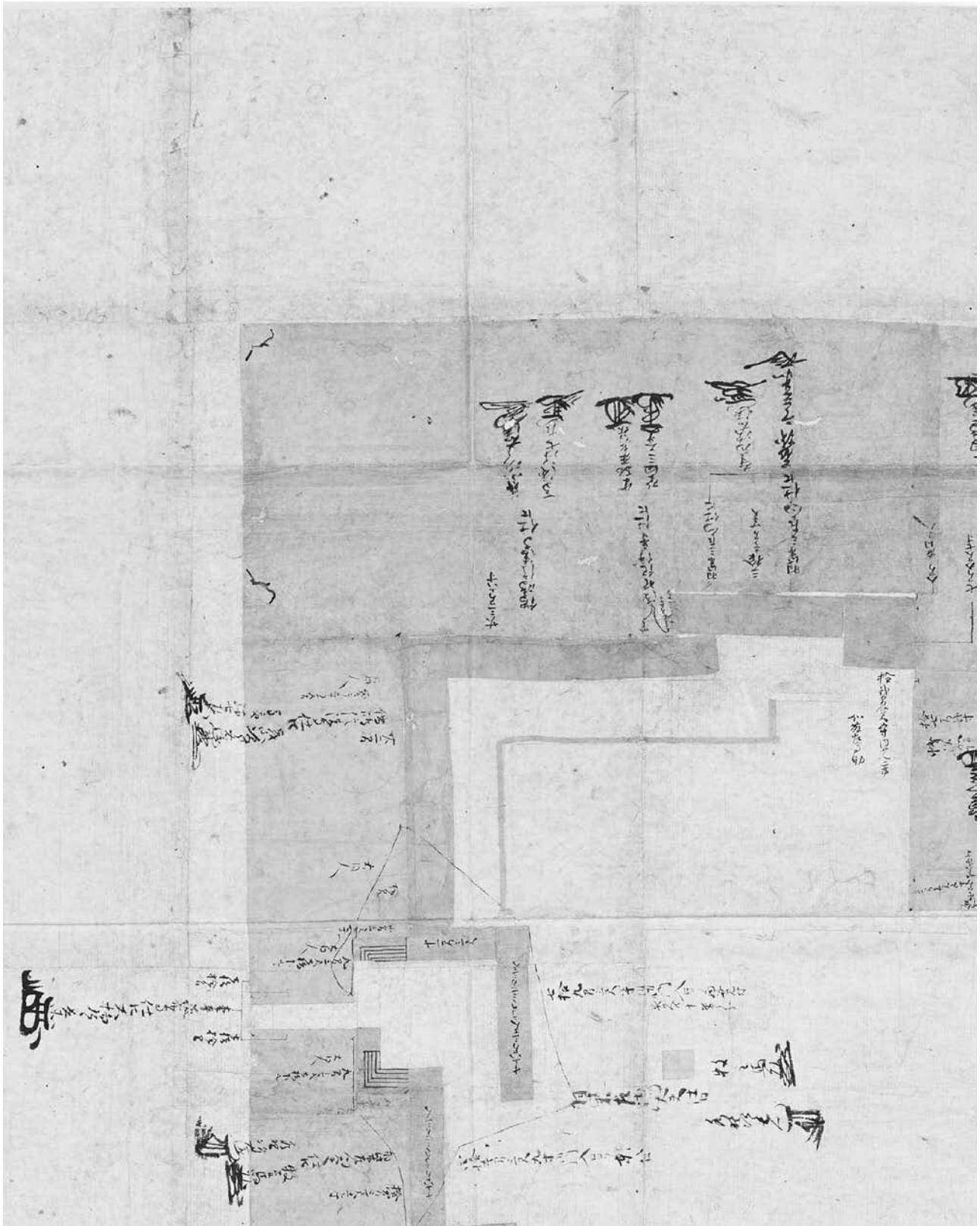
「名古屋御城石垣絵図」 図版分割

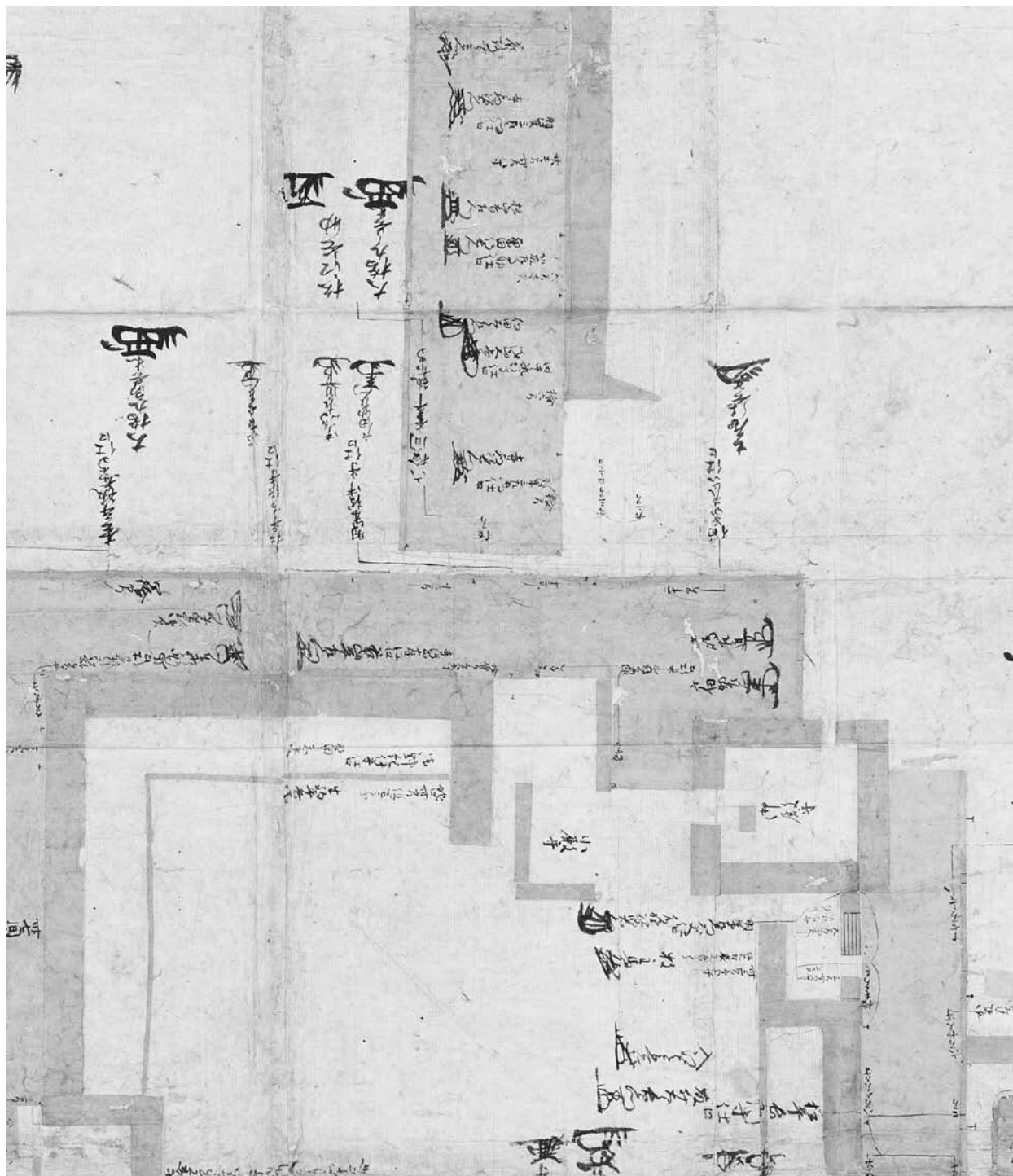


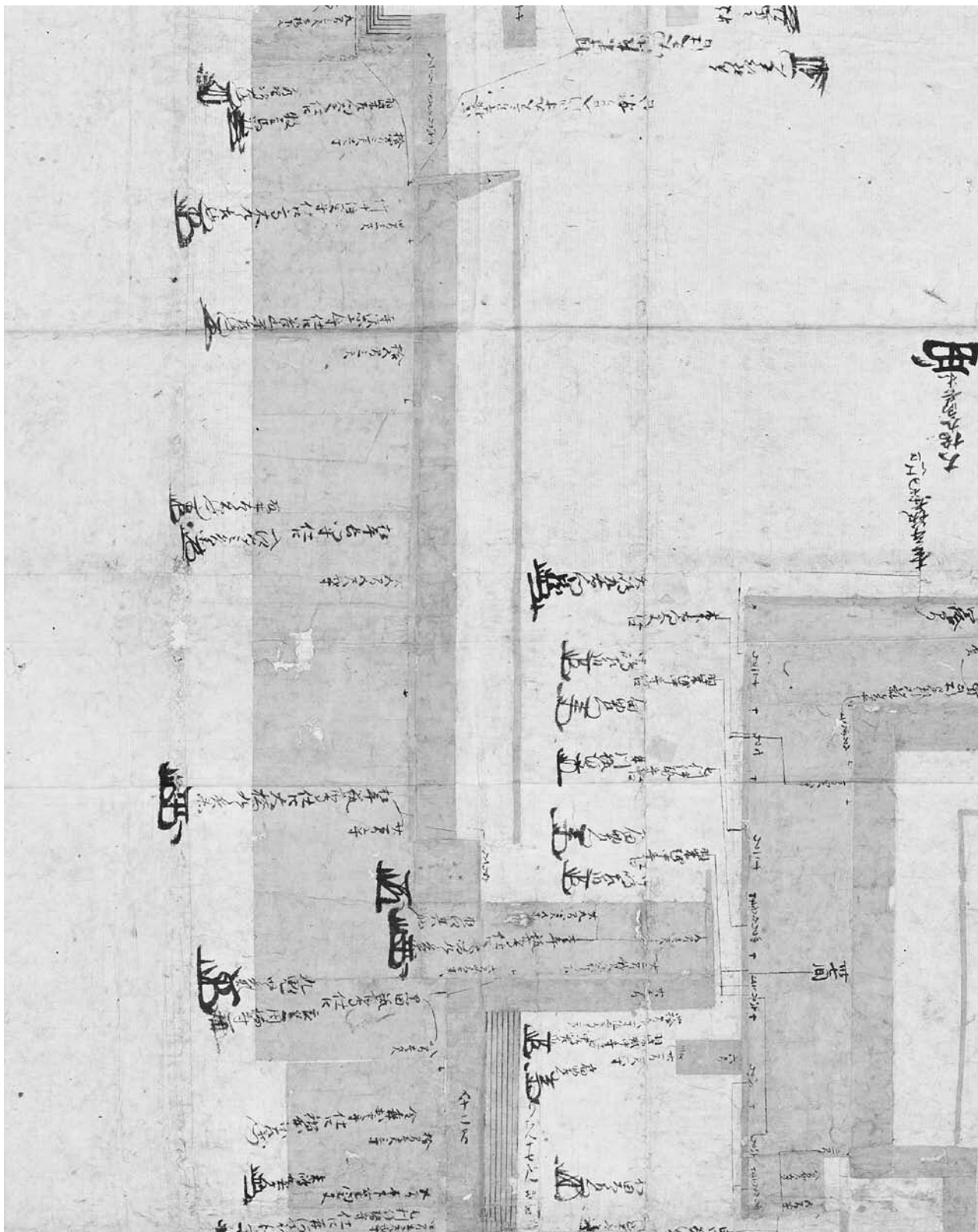
靖國神社遊就館蔵 写真撮影：東京大学史料編纂所

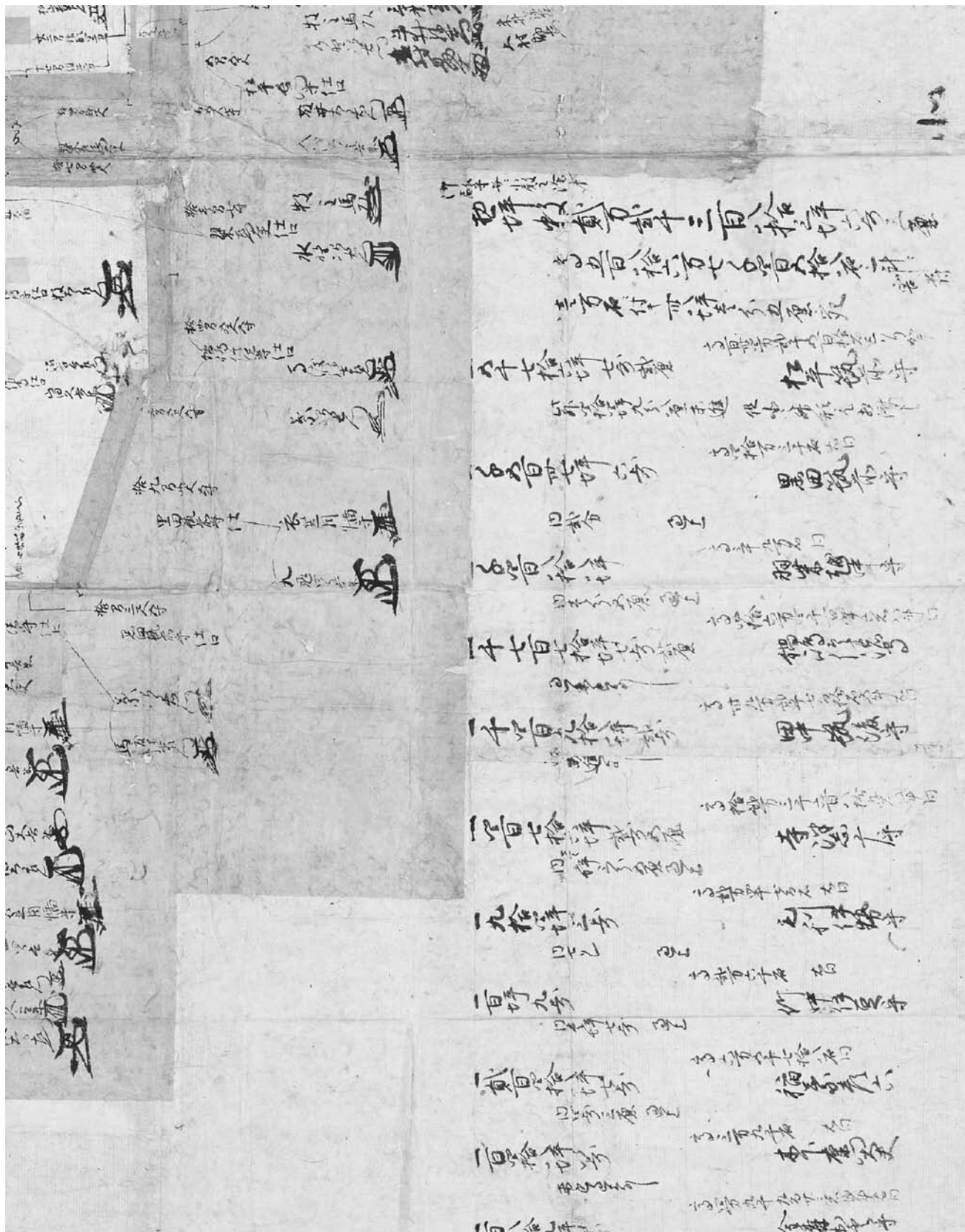


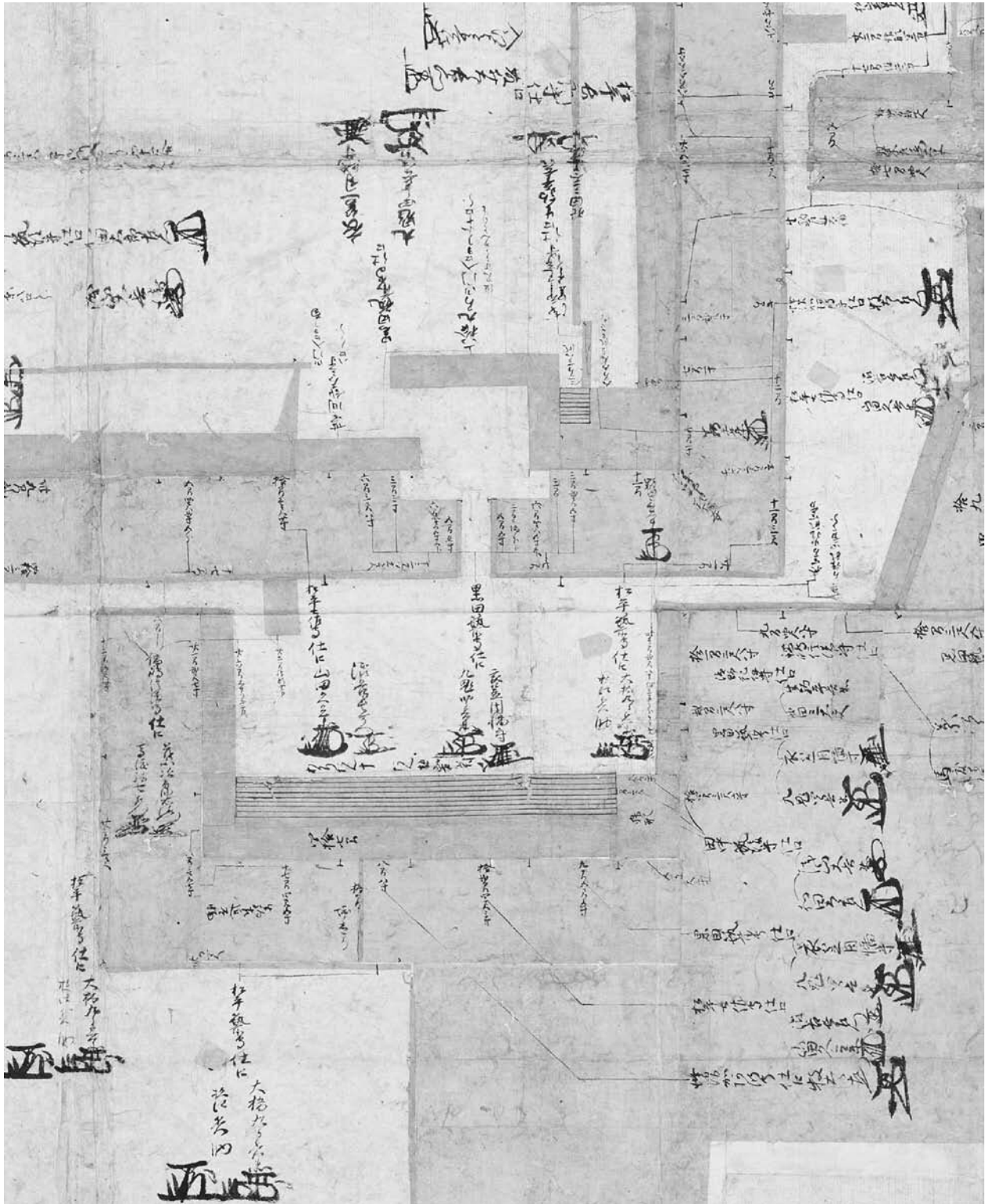


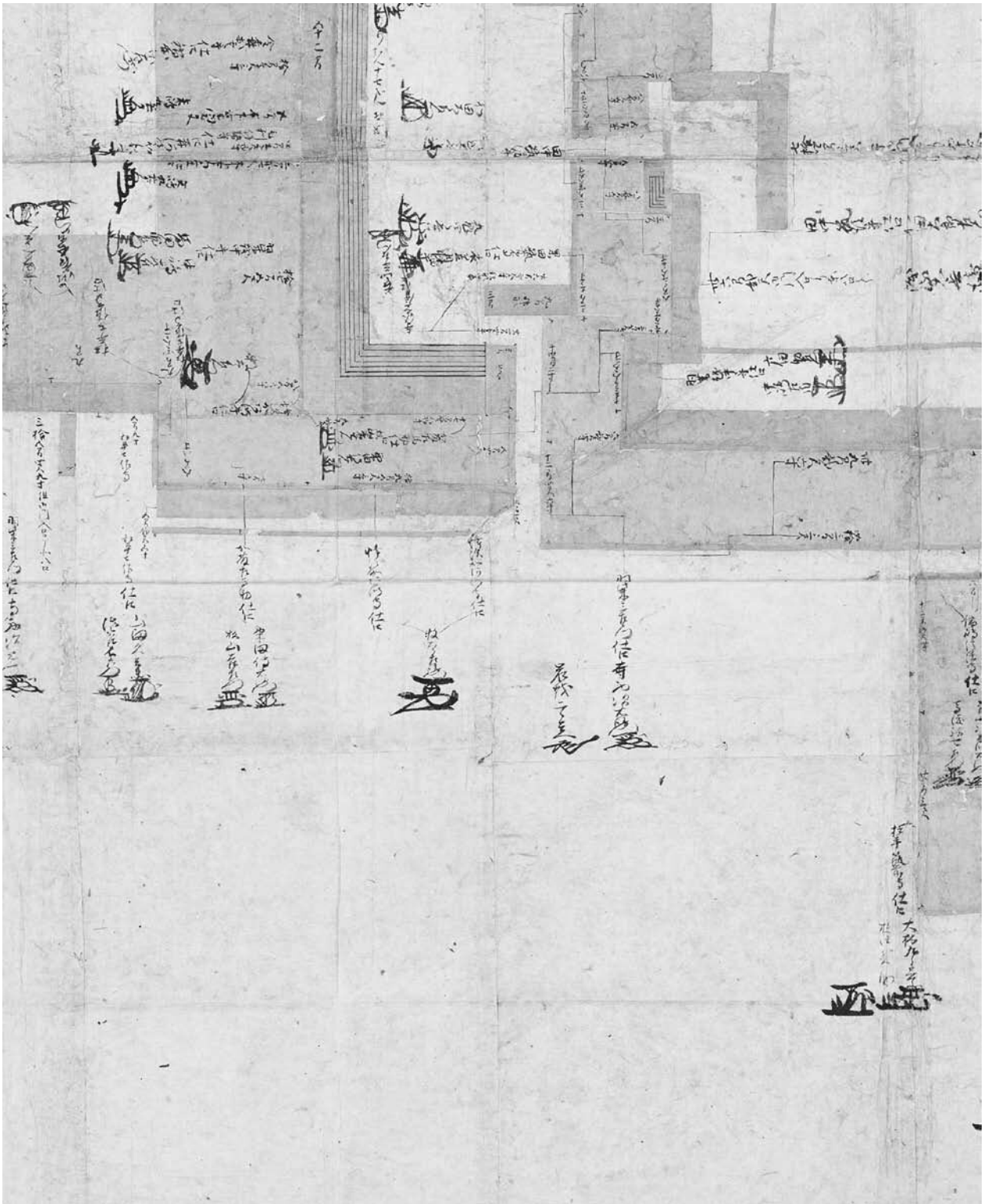


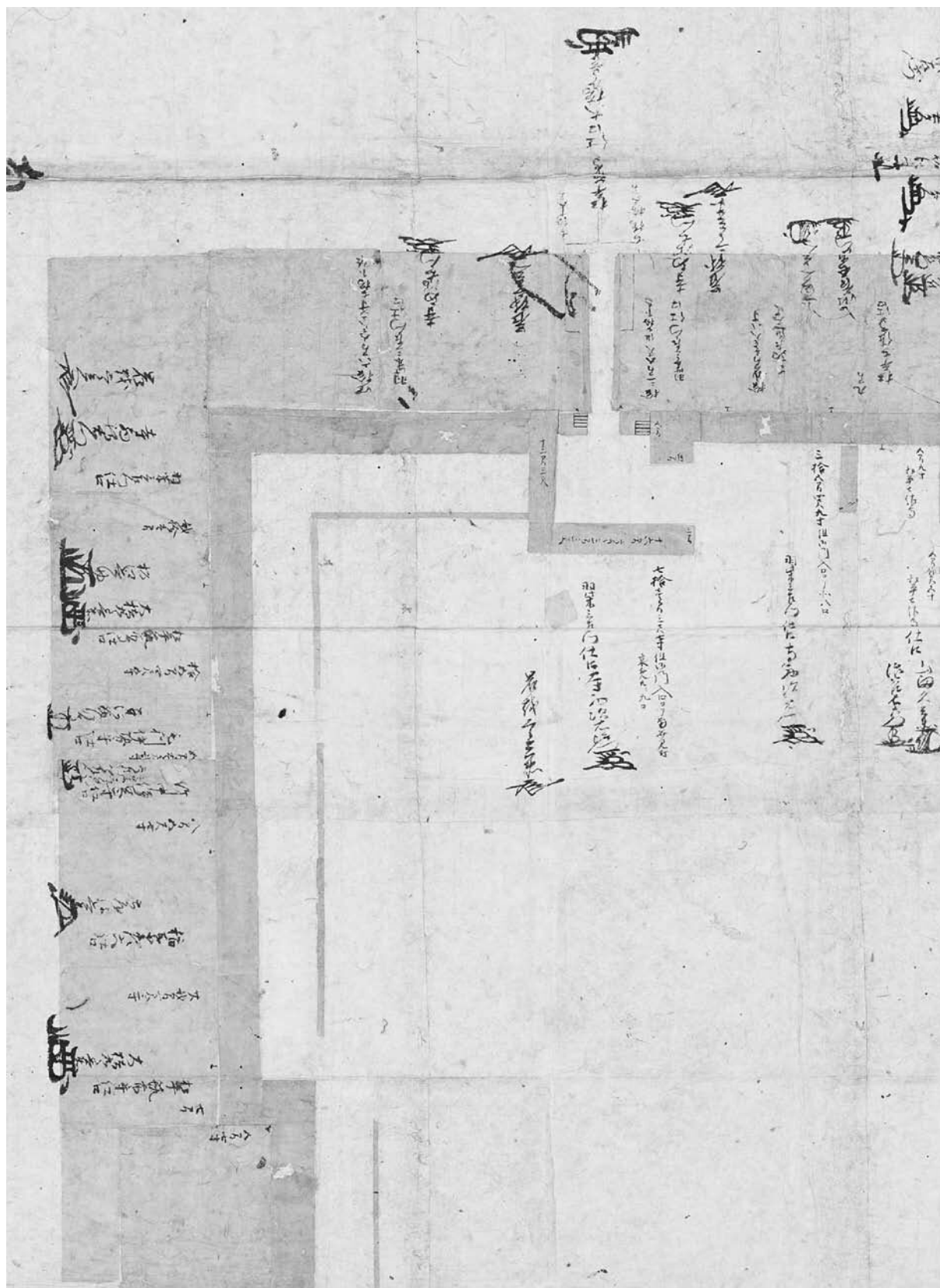


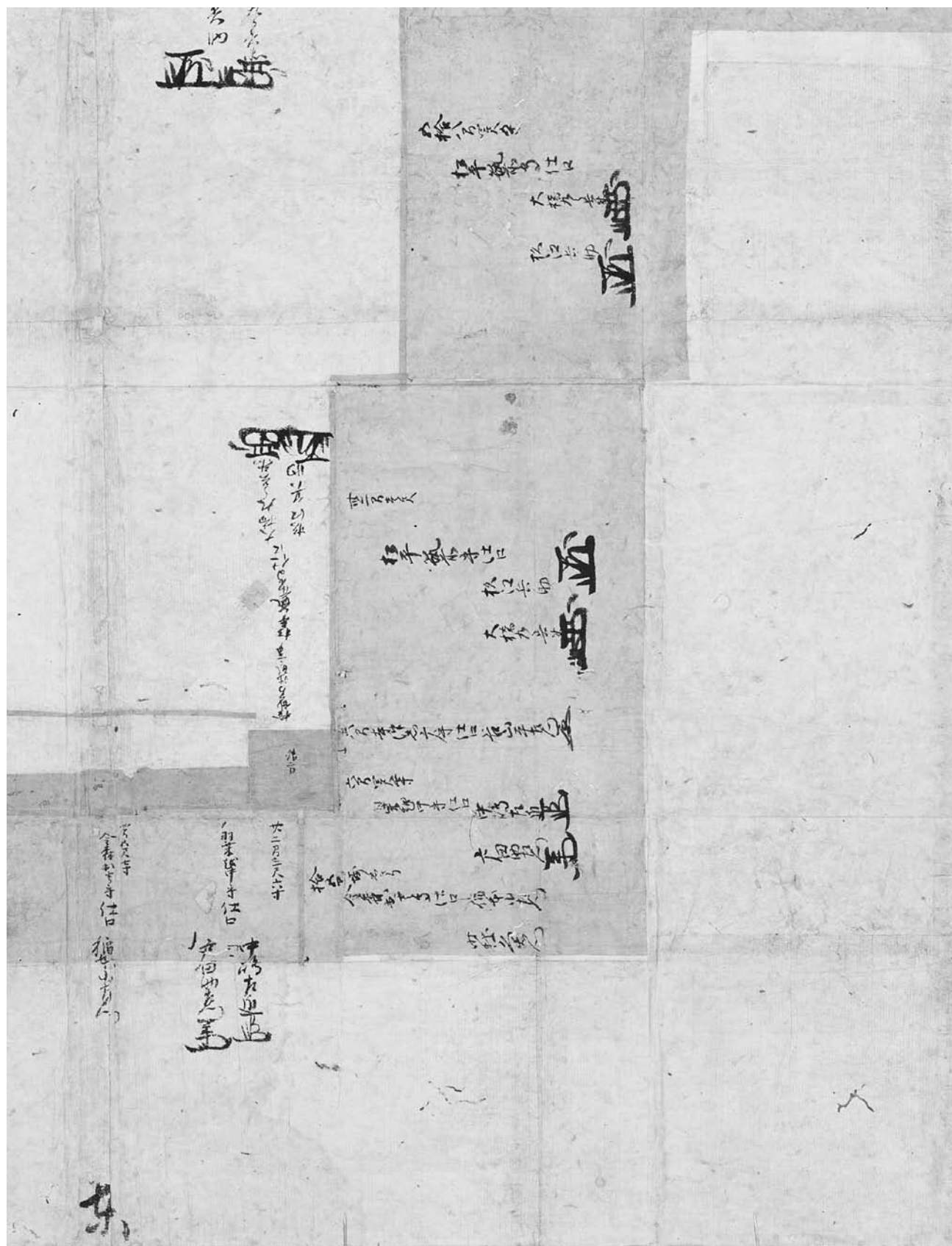


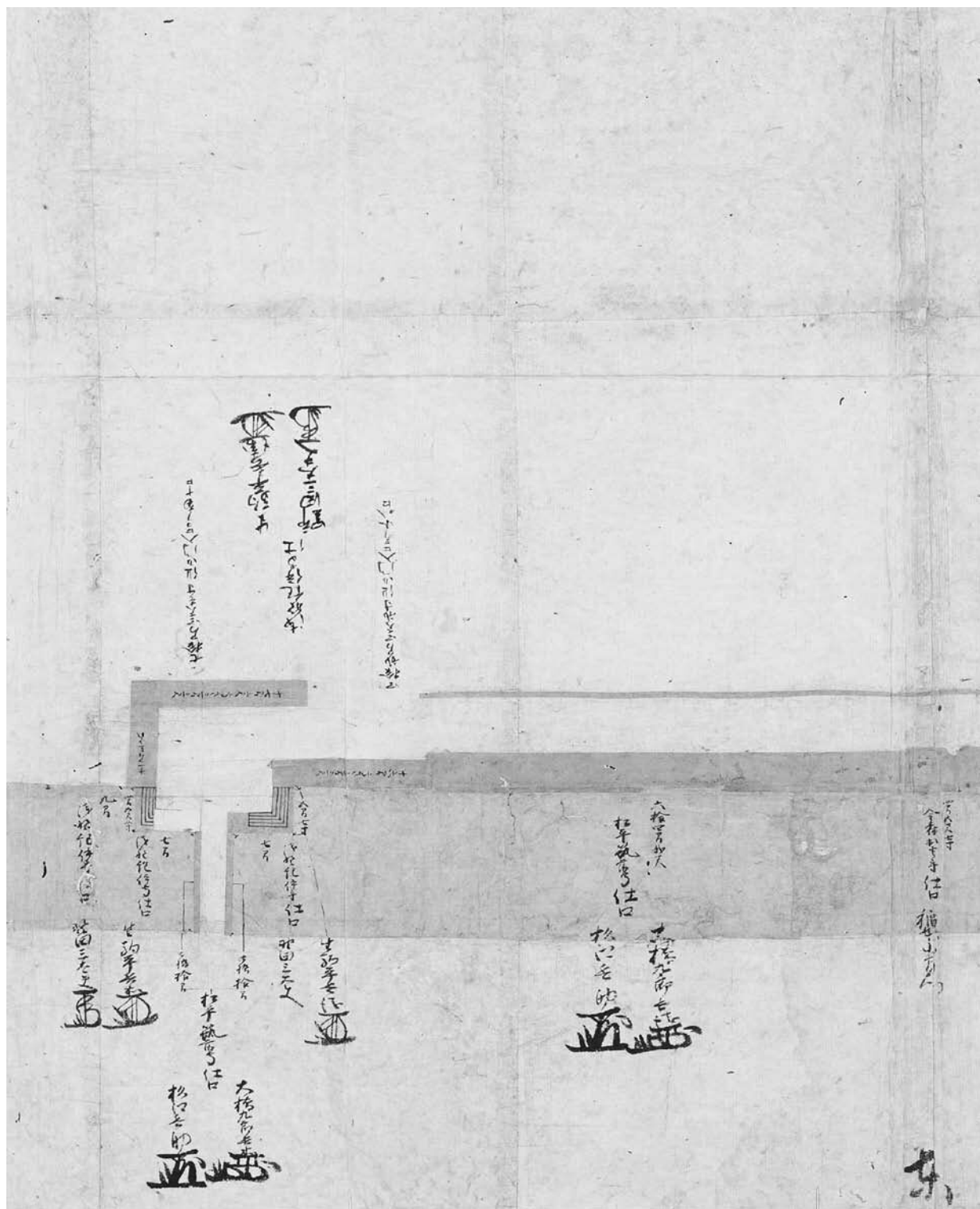


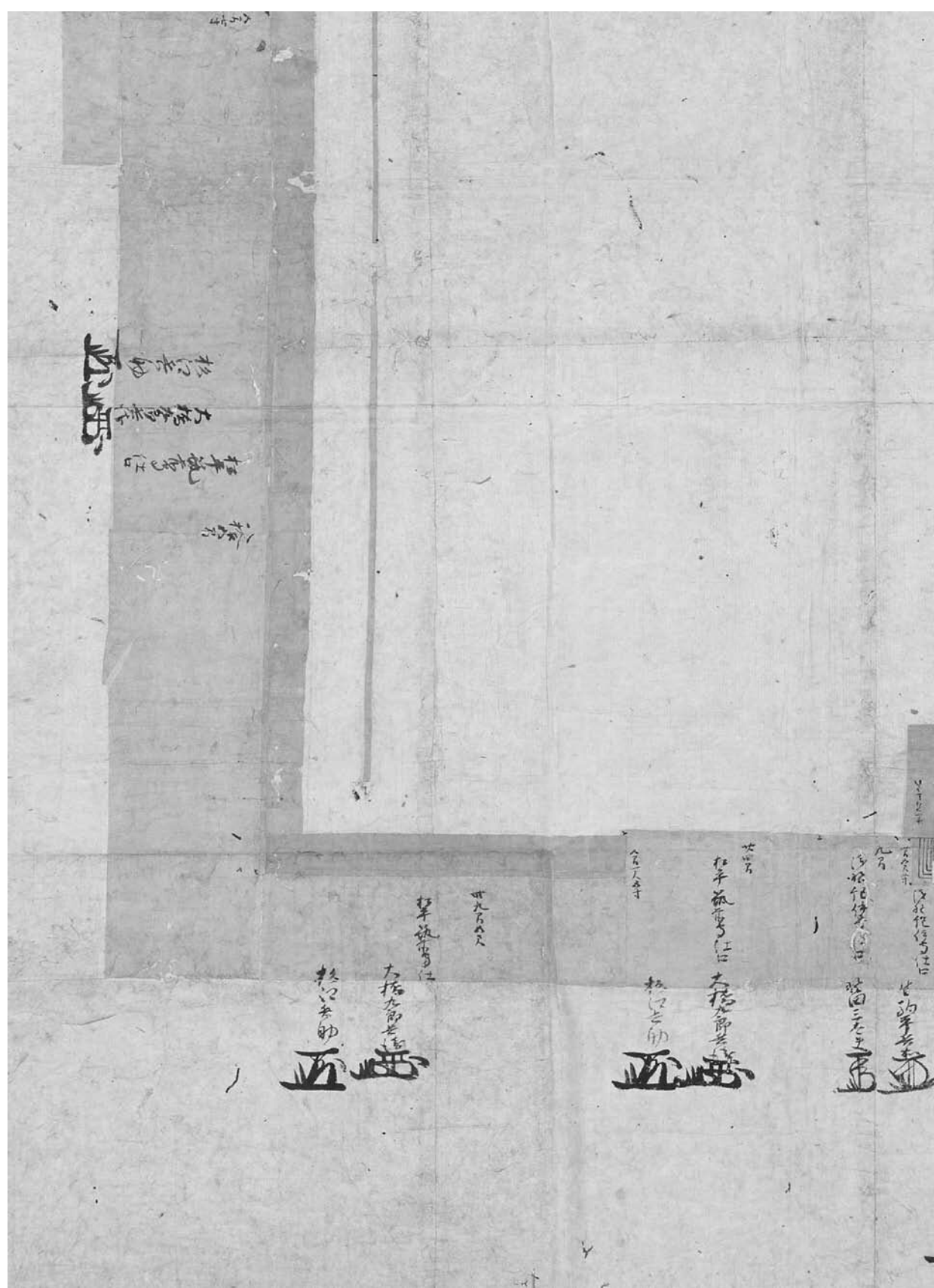












名古屋城調査研究報告3

資料調査研究報告書1

史料が語る 名古屋城石垣普請の現場

発行 日…令和四年（二〇二二）三月三十一日

編集・発行…名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

名古屋城調査研究センター

名古屋市中区本丸一番一号

（編集担当…木村慎平）

印刷・製本…菱源株式会社